

インフラシステム海外展開戦略
2025
(令和4年6月追補版)

令和4年6月3日

目次

第1章 基本的な方向性	6
1. 本戦略策定の背景	6
2. 本戦略の目的	8
3. 本戦略で取り扱うインフラについて	10
4. 本戦略における KPI	11
第2章 具体的施策の柱	14
1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現	14
（1）海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化	15
（2）デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進	16
（3）デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援	16
（A）デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備	16
（B）公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援	17
（C）国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援	17
（4）国際標準への対応と策定過程への積極関与	18
（A）国際標準に対応した受注実績の拡大支援	18
（B）国際標準の策定過程への積極関与（海外向け標準仕様の展開を含む）	18
（C）データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等	19
2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速	20
（1）アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現	20
（2）日本の優れた脱炭素技術等の海外展開支援	21
（3）各種支援策の統合的活用	22
3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進	23
（1）日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法	24
（2）質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化	25
（3）政府発の構想の国際連携による具体案件化	26

(4) 重点的支援地域及び支援の方向性	27
(5) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進	28
(6) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化	28
4. コアとなる技術・価値の確保	28
(1) 我が国企業のグローバル化の推進	28
(2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進	29
(3) 我が国企業の組織再編・人材育成の推進	29
(4) 国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進.....	29
5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進	30
(1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進.....	30
(2) 事業運営権獲得を含む投資事業の推進	30
(3) PPP 事業への参画の推進.....	31
6. 質高インフラに向けた官民連携の推進	31
(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化	31
(2) ODA の戦略的活用.....	32
(3) 公的金融等による支援強化	33
(4) 事業実施段階で生じる課題への対応強化	34
第3章 具体的施策集.....	35
1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現	35
(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化.....	35
(2) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進.....	37
(3) デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援..	41
(A) デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備	41
(B) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援	
.....	43
(C) 国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援	
.....	45
(4) 国際標準への対応と策定過程への積極関与	47
(A) 国際標準に対応した受注実績の拡大支援	47
(B) 国際標準の策定過程への積極関与(海外向け標準仕様の展開を含む)	
.....	48

(C) データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等	50
2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速	51
(1) アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現	51
(2) 日本の優れた脱炭素技術等の海外展開支援	54
(3) 各種支援策の統合的活用	66
3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進. 70	
(1) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法	70
(2) 質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化.....	79
(3) 政府発の構想の国際連携による具体案件化	83
(4) 重点的支援地域及び支援の方向性	87
(5) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進	88
(6) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化	90
4. コアとなる技術・価値の確保	91
(1) 我が国企業のグローバル化の推進	91
(2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進	93
(3) 我が国企業の組織再編・人材育成の推進	94
(4) 国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進.....	96
5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進	97
(1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進....	97
(2) 事業運営権獲得を含む投資事業の推進	99
(3) PPP 事業への参画の推進.....	99
6. 質高インフラに向けた官民連携の推進	101
(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化	101
(2) ODA の戦略的活用.....	107
(3) 公的金融等による支援強化	111
(4) 事業実施段階で生じる課題への対応強化	118
 第 4 章 地域別取組方針	 119
(1) ASEAN 地域	120
(2) 南西アジア	126
(3) 中東、中央アジア・コーカサス、太平洋島嶼国、中南米.....	128

(4) アフリカ地域	132
(5) 先進国等	135
略称一覧	138

附属文書：

- これまでの新型コロナ緊急対応支援（総括）
- 分野別アクションプラン
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の成果報告

第1章 基本的な方向性

1. 本戦略策定の背景

(これまでの取組の評価)

我が国政府は、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため、2013年に「インフラシステム輸出戦略」を策定して以降、毎年改訂を重ねながら、各種政策を推進してきた。その結果、国際社会における質の高いインフラの必要性の喚起（G20大阪サミットにおける「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の承認等）、日本の質の高いインフラのトップセールス、各種公的支援制度の整備・改善等を通じて、日本企業の海外インフラ案件の受注機会は確実に増加したと考えられる。

受注実績は、2010年の10兆円を基準として2020年に約30兆円の受注を獲得するとの目標（KPI）に対し、最新は2018年に約25兆円となっており、増加基調を維持している。受注額には、インフラ関連の輸出額及び海外での事業投資による収入額等が計上されており、この受注増加により、経済成長および国富の増加に貢献した。このように、現行戦略は一定の成果を上げてきたと評価できる。また、企業努力をはじめとした受注増加につながるプロセスを通じて、中長期的には、生産性向上、技術革新等が進み、日本の産業が発展することが期待される。

しかし、インフラ海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、インフラを提供する側の課題や相手国・地域のビジネス・投資環境を含めた様々な課題も浮き彫りになっている。

(環境変化、課題)

今回の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大への対応を機に、改めて、各国の医療・保健体制の充実への関心が高まり、この分野での国際協力の重要性が認識されたのみならず、今後、世界全体で社会の変革やデジタル化、脱炭素化が加速するものと見られ、感染防止と経済、環境を両立する形で、従来とは異なる新たなインフラニーズに柔軟に対応していく必要がある。

また、2015年には国連のSDGsやパリ協定、仙台防災枠組が制定されるなど、国際社会が直面する地球規模課題に対し取組を強化することが求められており、ビジネスにおいても進出先の社会課題やニーズへの対応が求められている。また、インフラ海外展開を支える金融市場もESG投資の拡大やバーゼル

Ⅲ等規制の導入により変化している。気候変動対策に関しては、将来的なカーボンニュートラルにコミットする国も増えてきており、日本政府としても2020年10月に「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との方針を表明している。欧州では、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復に際しても、「グリーンリカバリー」を目指し、気候変動対策に資する脱炭素・低炭素産業への投資を促している。カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化及びグリーン成長に貢献していくことも重要である。

更に、国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、技術・ノウハウの継承等の観点からも、その重要性は一層増している。

その一方で、競合国企業のみならず台頭する新興国企業との競争激化、モノのコモディティ化等により、一部の分野を除き日本企業の競争力は受注実績に反して相対的に低下してきている。

また、既存インフラの老朽化に伴う維持管理更新ビジネス、世界の都市化の進行に伴う一体的な都市開発、財政健全化ニーズや ODA 卒業国の増加が見込まれることに伴う PPP に対する需要、DX の進展とそれに伴うデータを活用したサービス事業等、さらなる拡大が見込まれる世界のインフラニーズを十分に取りこめていない。

こうしたなか、国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、投資リスクやサプライチェーンリスクなど、インフラ海外展開に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められている。

(新戦略策定の必要性、期中の見直し)

こうした課題を踏まえ、2021年以降のインフラ海外展開の方向性を示すため、従来のインフラシステム輸出戦略を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた本戦略を策定することとした。

本戦略の第2章には、具体的施策の柱を整理し、第3章では、各々の柱毎に掲げたところ、今後は、主要省庁間及び官民の連携体制を構築しつつ、本戦略

の遂行のための行動計画の策定等により計画的に取組を進め、具体的施策の実施状況については適切にフォローアップを行うこととする。また、関係者が一体となって戦略的に対応するためのプラットフォーム機能を一層充実させることとする。

なお、本戦略策定後も、インフラ海外展開を取り巻く環境は変化し続け、特に新型コロナウイルスの感染拡大を受けて社会が大きく変革していくことが見込まれるため、今後の新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響見通しや社会変化の状況等を踏まえ、定期的に検証を行い、必要に応じて本戦略（KPI 含む）を期中に見直すこととする。

2. 本戦略の目的

新戦略の目的（政府として達成を目指すもの）は下記3本柱とする。これらの実現のため、新戦略において、これまでの政府としての支援の在り方や支援対象を柔軟に見直すこととする。

○カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現

従来のインフラシステム輸出戦略に引き続き、経済成長を実現するための方策として、インフラ海外展開促進のための取組を強化する。特に、中長期に亘る持続的な海外展開の実現には、我が国企業自身の競争力の向上が必要不可欠であることを念頭に置き、我が国企業におけるイノベーションの推進等、競争力向上に向けた取組を推進する。特に、カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、気候変動対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換の下、我が国の新たな成長戦略として、グリーンイノベーションを推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の状況は現時点で予断を許さないが、この間、日本企業が海外で作り上げたサプライチェーンの早急な手当をしつつ、感染症拡大収束後の反転攻勢に向けて需要を喚起し社会変革を推進する回復フェーズにおいては、新戦略に基づき、我が国企業の海外展開を強力に促進し、我が国の力強い経済成長につなげる。

また、海外インフラ市場のビジネス形態はグローバル化や多様化が進行しているなか、我が国企業が競争力を向上させるためには、プロジェクトの主導

権をできるだけ確保することを目指しつつ、海外企業や現地企業とのグローバルビジネスパートナーシップを前提にしたビジネス展開を進める必要がある。そのため、現地企業やパートナー国企業との協業など、我が国企業によるインフラビジネスのグローバル化や現地への浸透化を推進する。

さらに、本格的にデータ活用社会が到来し、インフラ分野においても、データやデジタル技術を活用したモノやサービスの高度化や高付加価値化が、差別化の重要な要素になっている。そのため、これまで積み上げたフィジカルでのインフラ稼働実績といった強みを活かし、インフラの稼働から得られるデータを活用し、ハードの設計、設置、運転の高度化や新たなサービスの提供に取り組むなど、我が国企業のサイバーフィジカル企業への転換を推進する。

○展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献

我が国政府は、SDGs 実施指針（令和元年 12 月 20 日一部改定）に基づき、質の高いインフラの整備等を通じて Society5.0 の推進を含む日本の SDGs モデルの確立に向けた取組を推進している。SDGs には、健康的な生活の確保と福祉の推進、水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーアクセスの確保、強靱なインフラの構築、気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進や緊急対策の実施（SDGs 採択後に採択されたパリ協定の履行を含む）、海洋・海洋資源の保全等が含まれる。

SDGs の考え方が世界的に普及し、QoL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上に向けた取組が進むなかで、インフラの価値は、単純なモノの性能だけではなく、現地の生活者の QoL を向上させることにある、との認識が広まっており、今般の新型コロナウイルスとの闘いを通じてもこうした認識が強まっている。新型コロナウイルスの感染拡大による影響も踏まえ、展開先のニーズに合致した質の高いインフラを継続的に提供していくことが、信頼醸成という外交的観点のみならず、受注獲得のための競争力向上の観点からも重要になっている。気候変動対策に関しても、中長期的にカーボンニュートラルを実現するためには、各国に対して、その経済の発展段階や抱える課題に応じたエネルギー転換・脱炭素化の多様なソリューションを提供していくことが重要である。そのため、ODA のみならず、ODA 以外のビジネス展開支援においても、展開国の社会課題や SDGs を意識して、民間資金を最大限動員しつつ、また、社会面、環境面での配慮がなされた我が国のインフラの強みを活かしつつ、展開先の

ニーズや資力に合致したプロジェクトを現地パートナーと協創するとともに、現地の人材育成等も含めたインフラ開発に継続的に関与し、得られるベネフィットを現地と共有する事業モデルを推進する。

○質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

我が国政府は、2016年に提唱した「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)のビジョンの実現のため、具体的に①海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、②自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、③インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現 ④能力構築支援等を通じたガバナンスの強化、⑤海洋安全保障及び海上安全の確保に取り組んでいる。我が国が推進する質の高いインフラ整備は、展開地域内の連結性の向上等の取組を通じて、FOIPが目指す我が国を含む地域の繁栄の礎となる国際環境の構築に貢献できる。

同時に、展開地域の経済的繁栄を目指したインフラの整備に取り組んでいくことは、日本企業にとっても競争力を発揮しやすい環境づくりに繋がることから、官民が連携して質の高いインフラ構築にかかる案件組成を目指す。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、パンデミック治療薬やワクチン開発に向けた国際協力や、代替可能なサプライチェーン確保を含め自由貿易体制の維持・強化の重要性等が認識されている。我が国としては、これまで国際協力や外交努力を通じて形成してきた相手国との信頼関係や人材ネットワーク等の強みを活かし、展開地域と共に考え、発展し、繁栄するモデルを推進していく。

3. 本戦略で取り扱うインフラについて

従来のインフラシステム輸出戦略では、情報通信、エネルギー、交通、都市基盤等の経済インフラに加えて、医療、介護ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等の社会インフラを幅広くインフラとして捉えてきた(現在までに、電力、鉄道、情報通信、宇宙、農業・食品、環境、リサイクル、医療、都市開発・不動産開発、港湾、空港、水、防災、道路の計14分野の分野別戦略を策定済)。

新戦略においても、引き続き、新市場を開拓することを前提とし、適宜必要に応じて、新たなフロンティア分野の追加を行っていく。特に、経済・社会のデジ

タル化が進展し、インフラの分野においてもサイバーとフィジカルの融合により、インフラのサービス化、ビジネスの高度化が進み、一層競争が激化する。複数分野に跨る情報基盤（例；都市 OS）や複数の関連サービスを一括で提供する事業モデル（例；MaaS）、インフラを通じたサービスを提供するソフトウェア・アプリケーション（例；遠隔監視・遠隔診断等）も、我が国がこれまで推進してきたインフラシステムの海外展開を下支えし、加速化させる要素だけでなく、インフラシステムのコアの要素となり得ることを踏まえ、幅広く支援の対象として捉えていく。

また、デジタル時代の競争の波は、特に、健康・医療・介護、交通、農業等の市民の社会生活に近く、複雑なフィジカル空間でのオペレーションを必要とする分野に移行しつつあり、我が国が優位な分野あるいは将来性のある分野には、デジタル時代に対応した既存の制度や慣習にとらわれない発想のもと、官民が緊密な連携を図り、日本が勝ち抜いていくために必要な施策を講じていく。

4. 本戦略における KPI

従来のインフラシステム輸出戦略では、2020年に約30兆円のインフラシステムの受注（事業投資による収入額等を含む）を成果目標（以下、「効果 KPI」という。）とし、また、総理・閣僚等によるトップセールス件数（毎年10件以上）も目標（以下、「行動 KPI」という。）としつつ、官民連携のもとで、我が国企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、受注を獲得することを目指してきた。

本戦略では、昨今の環境変化や、我が国企業のビジネスモデルの急速な変化等を踏まえ、産業競争力の向上による経済成長の実現と、これにも資する社会課題解決・SDGsへの貢献や外交課題への対応を目的としている。本戦略の目的の達成状況を計測するため、2025年に到達すべき目標（KPI）を設定する。

○効果 KPI

従来のインフラシステム輸出戦略では、受注実績を、①輸出統計と、②ヒアリング等に基づき事業投資による収入等、所謂、海外現地法人の売上を計上してきた。

一方、本戦略では、昨今の環境変化として、我が国企業の海外進出形態が輸出から投資へと変遷してきた流れや、インフラ分野がサービスやソリューション提供に付加価値の源泉がシフトしてきたという流れなどを踏まえ、輸出

と海外現地法人への出資を通じた売上高（O&M 等による継続的な売上を含む）を用いる考え方を維持しつつ、海外現地法人の売上について原則政府統計を活用した受注実績を効果 KPI として取り組むこととし、官民連携の下、新戦略に掲げる各種施策を強力に推進しつつ、我が国企業が 2025 年に 34 兆円のインフラシステムを受注することを目指す。

集計区分については、分野横断的なソリューション提供が重要になることを念頭に、エネルギー、交通、情報通信、基盤整備、生活環境、新分野という区分から、ユーティリティ、モビリティ・交通、デジタル、建設・不動産、生活サービスという分野区分に変更する。また、受注実績の副次的な指標として、一時的な受注高に加えて、継続的な事業投資等の動きを捕捉することを念頭に、我が国企業の海外現地法人への出資額も集計する。

なお、輸出や海外現地法人の売上に係る計測の精緻化を図るため、今後、新たに統計が整備された場合はそれを活用する等、より正確な数値を捕捉するための計上手法は必要に応じて変更等を行う。

○行動 KPI

従来のインフラシステム輸出戦略では、官民一体となった競争力強化に向けて政府一丸・官民連携によるトップセールスの精力的な展開を行ってきた。2013～2020 年の 8 年間における総理・閣僚によるトップセールス件数は 572 件であり、年間 10 件以上という目標を大きく上回った。

昨今のインフラ海外展開の事情として、競合国との差別化に向け、デジタル化の進展などへの対応に向けた受注前の提案力強化や受注後のインフラシステムへの継続的関与の重要性が一層高まっている。さらに、インフラ事業は成果が出るまで時間を要することから、競争力向上のためには質高インフラや現地との協創の推進に向けた人材育成が重要である。このことを踏まえ、「効果 KPI」の達成に向けて、計画的な取組を進めるための具体的な数値目標を含む行動 KPI を多層的かつ多面的に設定する。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響等を考慮し、目標を定めるとともに必要に応じて見直しを検討する。なお、行動 KPI に関する取組状況は年央に取りまとめて公表するとともに、目標に達していない取組については課題を分析し、今後に向けて改善を図る。

インフラシステムの海外展開をさらに推進するため、総理トップセールス

を各省幹部によるトップセールス等と現地の在外公館のフォローアップで補完する。具体的には、「各省幹部トップセールス等件数」及び「在外公館によるトップセールスフォローアップ件数」を新たな行動 KPI として設定する。

また、昨今のインフラシステム海外展開の事情を踏まえ、受注前の提案力強化及び受注後の運営における継続的関与の観点から取組を支援するための指標となる行動 KPI を設定し、競合国との差別化を図る。具体的には、デジタル化の進展などへの対応に向けた受注前の提案力強化について「先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る案件形成等に向けた支援件数」及び「先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る公的資金導入額」並びに受注後の継続的関与について「単純な売り切りではない継続的関与に向けた安定的な収益機会となる O&M を含む案件又は PPP 事業参画に向けた支援件数」及び「公的支援機関による支援額及び支援によって動員された民間投融資額」を行動 KPI として設定し、あらゆる事業ステージにおいて競合国との差別化を図る取組を強化する。

さらに、インフラ事業は成果が出るまで時間を要することから、提案力強化や継続的関与等による競合国との差別化や我が国の競争力向上のためには質高インフラや現地との協創の推進に向けた人材育成に取り組む必要がある。そのため、「質高インフラ原則の実践・普及に向けた技術協力の数」及び「途上国の政府・企業の人材育成」（デジタルを含む）を行動 KPI として設定し、多面的にインフラシステム海外展開の取組を推進する。

取組の性質やこれまでの実績等を踏まえ、次のとおり目標を設定するとともに、下記以外の行動 KPI はモニタリングを実施する。

① トップセールスとフォローアップ

- ・ 総理トップセールス件数：年間 10 件以上
- ・ 各省幹部トップセールス等件数：年間 200 件以上

② 提案力強化（インフラ分野の DX の加速化に関する指標）

- ・ 先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る案件形成等に向けた支援件数：年間 55 件以上

③ 継続的関与（海外での生産・調達・維持管理・運営等の支援に関する指標）

- ・ 安定的な収益機会となる O&M を含む案件又は PPP 事業参画に向けた支援件数：年間 70 件以上

第2章 具体的施策の柱¹

本戦略の目的3本柱の実現に加え、「新しい資本主義」とその下での「デジタル田園都市国家構想」などの重要政策を踏まえるとともに、現下の国際情勢の複雑化等に伴う経済安全保障の要請も念頭に置きつつ、ポストコロナを見据え、インフラ海外展開を日本経済の「成長エンジン」としていくために、以下の具体的施策の柱に沿って、官民連携した取組を更に強化していく。

特に、環境変化を踏まえた重点戦略として、①ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現、②脱炭素社会に向けたトランジションの加速、③「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)を踏まえたパートナーシップの推進の3本柱を掲げる。加えて、新たなニーズに対応した展開手法の多様化として、④コアとなる技術・価値の確保、⑤売り切りから継続的関与への多様化の促進、⑥質高インフラに向けた官民連携の推進の3本柱を掲げる。

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大から2年目となった2021年、G7コーンウォール・サミット(6月)及びG20ローマ・サミット(10月)が開催された。両サミットの首脳宣言において、「新型コロナウイルス危機からのより良い回復」が掲げられた。2022年11月にインドネシアのバリ島で開催されるG20サミットのテーマは「共に、力強い回復」であり、世界経済はなおも同感染症の影響を色濃く受けている。さらに、ロシアによるウクライナ侵略の影響も相まってサプライチェーンの混乱は続いている。

一方、ポストコロナを見据えた復興に向け、産業・社会構造も急速に変化を遂げようとしている。世界的には新常态における消費ニーズや地政学リスクの高まりを背景に、デジタル変革を通じたビジネスのプラットフォーム化やパートナーシップの観点からの安定的かつ複線的なサプライチェーンの再構築が進む中、我が国企業の国際競争力強化・企業価値向上につながるインフラ海外展開への支援の在り方も変化していく必要がある。

については、SDGsを始めとする地球規模の社会課題解決等に対し、途上国・先進国、国内外の企業・投資家も巻き込みつつ、日本がそのコアとして取り組

¹ 本戦略における各施策について、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」(令和4年6月3日、経協インフラ戦略会議決定)(以下、「令和4年度追補」)に基づき改訂を行ったところであり、該当する施策の記述の冒頭に「*」を付している。詳細は「令和4年度追補」及び当該文書の別紙を参照。

んでいく必要がある。具体的には、海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化のほか、大企業のみならず中小企業・スタートアップも含めた我が国企業の新たなイノベーションの普及や、中長期的な視点から展開国での受注獲得に向けて国際標準への対応と策定過程への積極関与など、次の取組を進める。

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

① (*）国際協力銀行（JBIC）は、新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、サプライチェーンの強靱化や、グリーン・デジタル分野等の先端技術及び新しいビジネスモデルの海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。

また、日本貿易保険（NEXI）は、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決や SDGs 達成への貢献等の重点分野において、LEAD イニシアティブを通じて、2025 年度までに 1 兆円規模の案件形成を目指す。

② (*）新型コロナの影響等を踏まえた改正貿易保険法（2022 年 4 月 8 日成立）に基づき、NEXI による、プラント建設工事の中断等による追加費用を対象とする貿易保険の填補事由をコロナ等の感染症を含む非常リスクに拡大する。また、サプライチェーン強靱化に資するため、本邦企業の直接投資先に加え、供給網上の間接投資先も海外投資保険の対象に拡大する。

③ 新型コロナウイルスの感染拡大により、世界各国の医療インフラの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、アジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく国際展開、日本医療研究開発機構（AMED）を通じた海外研究拠点における感染症研究の推進、感染症対策センターや医療機器・衛生用品のサプライチェーン網等の整備等、医療インフラ投資推進に取り組む。また、柔軟性のあるサプライチェーンとそれを下支えする国際物流システムの整備を推進する。（*）また、貿易や物流手続きのデジタル化プラットフォームの機能拡大への支援を通じ、様々なサプライチェーンリスクに対応し、中小企業を含む日本企業全体の貿易を促進する。

(2) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進

- ① インフラ分野へのデジタル活用を促進するため、関係省庁・機関は、F/S や実証事業、ODA による資金協力等の充実を図る等、AI・高度 ICT 等のデジタル技術を活用した案件の形成支援の強化や、日本企業が有するデジタル技術の活用が将来的に期待される案件への支援強化を図る。
- ② デジタル技術利活用の基盤となる、Open RAN 等の安全でオープンな 5G ネットワークやそれを支えるインフラ（光海底ケーブル・データセンター等）について、我が国企業の製品・システムの海外展開を後押しし、各地域における安全・安心な通信環境整備に貢献する。特に、光海底ケーブルについては、プロジェクトの案件形成段階において、我が国が技術的優位性を有する予防保全・故障検知を通じた安定性確保に留意する。
- ③ デジタル技術の利活用に係る戦略的・効果的な PR のため、デジタル技術を活用した社会課題解決のグッド・プラクティスのカタログ等の作成や、官民を挙げたトップセールスの実施等により戦略的発信の強化を図る。

(3) デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援

(A) デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大により、ヒトの往来が難しくなる中、生活に不可欠なサービスのデジタル技術を活用した提供が重要な社会インフラとして重要性を増しており、人材育成を含むソフトインフラの整備を推進する。具体的には、(*) ハードインフラ整備を伴わない ICT サービス事業についても支援を可能とする海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）支援基準の改正を受け、JICT において積極的に案件を形成していく。
- ② 次元の違うスピード感やリスク対応が求められ、従来型の制度、慣習、目利きでは十分に対応できないデジタル技術を活用した案件への支援強化のため、外部リソースの活用や積極的なリスクテイクを含め、デジタル時代に対応した公的支援機関の政策支援のあり方を検討する。（*）例えば、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）においては、無人航空機運航管理システム事業や自動運転の実現に不可欠である高精度デジタル道路地図整備事業等のデジタル技術を活用したインフラ案件への出資の取組を強化しており、このような先進的案件的形成を推進する。

- ③ スマートシティ、MaaS、AI オンデマンド交通等交通ソフトインフラに係る情報の提供、案件形成調査・実証実験への支援、相手国政府への働きかけ等を引き続き推進する。
- ④ （*）業界横断的なサービス提供を可能とする「デジタル・プラットフォーム」に対し、PoC など初期段階からの支援を一層強化することで、既存のインフラ・ビジネスの変革とイノベーションの拡大につなげる。

(B) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援

- ① 多様なインフラニーズにきめ細かく対応し、市場獲得のためにデジタル技術を活用可能な中小規模を含めたインフラ案件に関して、海外市場で勝負可能な潜在力を有する中堅・中小、地方企業及びスタートアップ企業の海外展開を、公的金融を活用し民間資金を最大限に動員する形で推進する。
- ② 日本からの輸出や海外拠点の設置、現地での事業拡大（O&M 等）、M&A や第三国向け事業など、様々な段階や業種における支援、またノウハウの共有、現地パートナーとのマッチング、人材育成、実証等、幅広いニーズへの対応が可能となるよう取組を推進する。（*）例えば、様々な公的支援機関等が見出した、技術と海外展開への意欲を有する中堅・中小、地方企業を日本貿易振興機構（JETRO）につなげるプッシュ型支援を実施していく。
- ③ （*）現地パートナーとのマッチング後に必要に応じて公的金融を通じた支援を行う。特に、JBIC・国際協力機構（JICA）・NEXI 等と地域金融機関との連携等を通じた中堅・中小企業向けの支援を積極的に進める。また、JICT においては、本邦中小・スタートアップ・地方企業の事業機会獲得等のための伴走支援としての LP 出資を推進していく。
- ④ 先進地方自治体が地元企業の海外展開支援と国際貢献に取り組んでいる現状に鑑み、我が国の経験を活かした都市インフラ輸出のパッケージ化促進、先進地方自治体の取組を推進するための環境整備、相手都市の SDGs への地方自治体の貢献度の定量的評価等を含め、包括的かつ継続的に支援を行う。

(C) 国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援

- ① 日本企業の DX を推進するため、デジタル技術に係る海外先進企業との連

携促進や研究開発・社会実装に係る国内外の連携促進等、DX を加速化するための支援を行う。（*）具体的には、ASEAN 各国及び南西アジアでのデジタル技術による課題解決型事業の共創を促す JETRO のアジア DX 実証を通じ、アジアにおける先進イノベーションの海外展開を支援する。

- ② 相手国の社会課題ニーズに寄り添ったビジネスモデルの展開にあたっては、現地でのデータの収集・分析、データを踏まえたシステムの継続的な投資と刷新が求められるため、相手国のステークホルダー（企業、ベンチャー、政府、大学、研究機関等）と密接に連携し、人材育成や研究開発を含め、展開国のニーズに沿った協創イノベーションを創出する事業を支援する。（*）例えば、JETRO の J-Bridge により日本企業と海外スタートアップ等との協業・連携を支援する。
- ③ 障壁となり得る既存の制度や規制がない又は緩和している国・地域のサンドボックスを活かしたイノベーションを創出する事業を促進する。（*）一例として、米国・欧州において、水素ステーションを運営する事業等の先進分野を支援する。
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた社会や市場の変化を捉えつつ、我が国の強みが活かされるフィジカルデータを含むリアルデータの活用や IT と OT の融合等を通じたデジタル化の推進、個人情報への配慮した形でのデジタル活用を一層推進するとともに、プラットフォーム型のビジネスモデルの構築に係る支援を行う。

（４）国際標準への対応と策定過程への積極関与

（A）国際標準に対応した受注実績の拡大支援

- ① 現行の国際標準に対応した受注実績の拡大支援を行っていく。例えば、同志国と連携しながら、世界各国に 5G ネットワークシステムに係る信頼性や安全性、開放性の重要性を広めながら、本邦企業の Open RAN 関連製品やサービスの海外展開を後押ししていく。（*）また、英国における高速鉄道車両・保守受注をモデル事例に、国際標準に対応した受注実績を更に拡大する。

（B）国際標準の策定過程への積極関与（海外向け標準仕様の展開を含む）

- ① 本邦企業にとって親和的な基準や、将来有望なインフラ関連の技術、スマ

ートシティ等の総合的なソリューションパッケージ等を戦略的に抽出し、他国との連携を含め、(*) 官民が強力に連携してそれらの国際標準化やルール形成(以下まとめて「標準化」という)を推進する。(*) 例えば、Beyond5G等の国際標準化への関与に加え、国際機関(ITU)の標準化局長ポストへの日本人候補擁立等、国際機関の要職における日本人採用を働きかけ、国際標準策定過程に人材面でも関与していく。

- ② 標準化に向けては、様々な角度からの取組が考えられる。まず地域規格を目指すなど段階的な標準化や、マネジメント、ノウハウ、社会システム等技術以外の要素にかかる標準化が考えられる。(*) 例えば、地上デジタル日本方式の海外展開と方式採用後の移行支援などが行われてきている。
- ③ (*) 我が国の強みを活かしたインフラシステム海外展開を進めるため、日本式のコールドチェーン物流サービス規格等の国際標準化を推進するとともに展開国での普及に向けた働きかけを進める。
- ④ (*) 鉄道分野においては、国際標準化機関(ISO及びIEC)における国際標準化の取組を推進するとともに、我が国都市鉄道車両の標準仕様(STRASYS)のアジア諸国への展開を図る。
- ⑤ 標準化の先を見据えたパートナー国との連携、他国との連携による標準化に取り組む高度専門人材の育成支援等については、(*) 官民が協働しての長期的取組が必要であり、ロードマップを策定し、適切にフォローアップする。
- ⑥ 日本のスマートシティの海外展開に向けて、海外パートナーと連携しつつ、都市OSを含むスマートシティの標準アーキテクチャの国際標準化を推進する。

(C) データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等

- ① データの自由な流通及び利活用の促進は、生産性の向上、イノベーションの増大をもたらす源泉であるため、令和元年6月のG20大阪サミットの機会に立ち上げた「大阪トラック」の下、同サミットで提唱された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT)」の考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りを、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、WTO等様々な国際場裏において加速させていく。

- ② G20 大阪サミットで提唱した DFFT の考えに基づき、相手国政府、地方政府、インフラ事業者等が有するインフラに関するデータ（運転管理・制御データ、施設管理台帳等）の共有を促進し、インフラ運営・管理・更新の最適化を図るソリューション提供や、オープンデータを活用した新サービスの開発等のビジネス創出を支援する。
- ③ 国際的なデータ共有による事業展開は、DFFT が前提条件となる。一例として、日印両国政府の合意が起点となって、インド国内の主要港湾ではコンテナ位置情報の収集とデータ解析を通じた物流最適化が進められている。

2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速

パリ協定の実現に向け、2020 年 10 月に表明した「2050 年までに温室効果ガス (GHG) 排出を実質ゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との方針の下、再生可能エネルギーや原子力等の既存技術を最大限活用するとともに、水素等の新たな技術の実現・普及にも産官学を挙げて取り組む。また、こうした排出削減技術の開発・実証にあたって、国内のみならず海外とも連携していく。特に、COP26 を契機としてアジア各国においても脱炭素に向けた機運が高まる中、世界、特にアジアの現実的な脱炭素化に貢献し、技術標準や国際的なインフラ整備をアジア各国と共に主導する「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現を目指す。

(1) アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現

- ① (*）アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現に向けて、2021 年に表明した AETI や日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0 を強化・具体化しつつ、アジア諸国におけるエネルギー・トランジションロードマップやカーボンニュートラル長期戦略策定支援、水素・アンモニア等ゼロエミッション技術の開発、都市の脱炭素化・強靱化、国際共同投資・共同資金調達を可能にするファイナンス・ルールの策定、グリーン成長につながる国際標準策定等の技術等の標準化、インフラ導入時における適応・レジリエンス強化、カーボンクレジット市場に係るアジア諸国への協力等を着実に挙げる。

(2) 日本の優れた脱炭素技術等の海外展開支援

- ① ESG 投資の増加にみられるように、世界的に環境・社会・企業内統治への関心も高まっている。こうした経営者や投資家の意識の変化を踏まえながら、環境性能の高いインフラの海外展開に取り組むことで、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題等の地球規模の課題を解決し、世界の環境と成長の好循環を一層推進する。これを踏まえ、これまでの日本の公害や廃棄物管理等の経験や技術、制度などを基に、展開国における環境汚染の低減や公衆衛生の向上、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、環境インフラ海外展開プラットフォームの形成や、案件形成の上流からの関与の強化等により、社会的仕組み（ソフトインフラ）の整備と一体的に、廃棄物発電やリサイクル、大気汚染や水質汚濁、水銀処理の対策技術等の、質の高い環境インフラの導入推進に取り組む。
- ② 地熱、洋上風力等の大規模案件から分散型電源等の小規模案件まで含めた再エネ発電分野での包括的な対応力強化、再エネ協力に加えて質の高い O&M の普及、EPC、Gas to Power 等の化石燃料発電を通じた各国の SDGs 達成のサポート強化、送配電、水素、CCUS／カーボンリサイクル、原子力等の新たなソリューション型ビジネス・革新的技術の育成強化などについて、F/S や実証事業など初期段階からの支援を図る。
- ③ 水素・蓄電池・カーボンリサイクル・洋上風力等のカーボンニュートラル実現に向けた技術の開発・実証を拡充するとともに、(*) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC、改正を通じて独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に名称を変更予定）によるリスクマネー供給などを通じて水素等の脱炭素燃料の製造・貯蔵等や CCS（二酸化炭素の回収・貯蔵）事業とそのための地層探査等の支援を行い、日本固有のエネルギー・発電事情の経験を活かし、相手国の事情に応じた多様な選択肢の提供も強みとする官民一体となったパッケージ型提案力の強化を行う。
- ④ (*) 我が国で先行した取組が進む液化水素運搬船や既存のケミカルタンカーで輸送可能な MCH による水素運搬等を軸とした水素サプライチェーンの構築、さらに水素を燃料とするモビリティの将来的な海外展開等、水素社会の実現に貢献するインフラシステムの海外展開に取り組む。
- ⑤ (*) 気象分野においても、気象観測・予報に関する技術支援や我が国技術の PR を通して海外展開を後押しする。

- ⑥ 2021年11月のCOP26においてパリ協定6条（市場メカニズム）のルールが合意されたことを踏まえ、JCMをより一層、積極的に活用していく。（＊）具体的には、今後3年をめどとして、JCMパートナー国を現状の17か国から世界全体で30か国程度に拡大することを目指し、関係国との協議を加速する。また、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、民間資金を中心としたJCMの拡大及び市場メカニズムの世界的拡大への貢献にも取り組む。
- ⑦ （＊）第4回アジア・太平洋水サミットにて発表された熊本水イニシアティブに基づき、気候変動問題に対し、我が国の先進技術を活用して、ダム、下水道、農業用施設等を最大限活用した「流域治水」を通じて被害を軽減する適応策と、GHGを削減する緩和策を両立できる「質の高いインフラ」整備を推進する。具体的には、ダム、下水道、農業農村開発等について、高度な運用操作や整備計画策定等を可能とするハイブリッド技術の活用を推進する。それにあたり、事業実施可能性調査を通じて、官民協働で導入提案を実施し、現地の社会課題の解決と持続可能な経済成長の実現に貢献する。
- ⑧ （＊）持続可能な食料システムの実現に向けた「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）の国際的な発信を行うとともに、ASEAN各国と合意した共同文書等に基づき、各国の地域性を踏まえた支援を行う。具体的には、ゼロエミッションに貢献する農業生産方式とフードバリューチェーンへの転換を支援し、途上国の水田におけるGHG排出削減のための栽培管理技術の開発、農業生産性向上に資するスマート農業技術、食品の生産から消費までの付加価値の向上に向けたインフラ作り等に取り組む。

（3）各種支援策の統合的活用

- ① パリ協定の目標達成に向け、世界全体のGHGの実効的な排出削減が必要不可欠となっている。再生可能エネルギーのコスト低下にけん引されたエネルギー転換など、エネルギー情勢が急速かつ大きく変化している中で、安価かつ安定的に調達できるエネルギー源が石炭に限られる国もあり、途上国などでは石炭火力を選択してきたという現実がある。石炭火力への資金を絞るダイベストメントのような方策もあるが、当該諸国の国民生活向上や経済発展にとって不可欠な電力アクセス向上・電力不足解消の選択肢を

狭めることなく、世界全体の脱炭素化に向け現実的かつ着実な道を辿ろうとするのであれば、むしろ、こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし、長期的な視点を持ちつつ実現可能なプランを提案しながら、相手国の行動変容やコミットメントを促すことが不可欠であると考えられる。

このため、我が国は、関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を推進していくことを基本方針とする。

(*) その上で、2022年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに基づき、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5℃目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了する。

- ② (*) 開発途上国の現実的なエネルギートランジションに向けて、政策・制度の整備や実施能力向上への協力を資金協力や技術協力を通して行う。具体的には、国家の気候変動計画（NDC等）策定・推進、脱炭素化に向けたロードマップ策定等を通じたトランジション推進のための支援、GHGインベントリ等情報整備支援、緑の気候基金（GCF）等国际機関を活用した支援、人材育成・知見共有等に取り組む。

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

インド太平洋地域における質の高いインフラ整備の推進に向け、日本の強

みを生かし、多様な支援の手法を活用しつつ案件を具体化していく。また、エネルギー・資源安全保障や経済安全保障、海洋安全保障に加え、サイバーセキュリティの観点も踏まえたインフラを守るという観点にも留意する。

(1) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法

- ① 我が国を含む地域や国際社会の安定と繁栄の礎となる FOIP の実現や国境を越えた地球規模課題への対応を通じ、相手国との連携強化を図るべく、優先順位の高いインフラ案件については、その形成、受注、運営を後押ししていくため、相手国のガバナンス向上、経済的自立性、経済の開放性、展開地域の連結性向上等を重視し、ハード及びソフトの両面から ODA を始めとする各種公的支援スキームを戦略的に活用し、迅速な支援を行うとともに、これら支援スキームの拡充も検討していく。
- ② 複合領域に跨る面的なインフラ開発を推進する。省庁横断的な支援体制を強化し、総合的なソリューションパッケージに係る提案力を高め、相手国の社会課題への対応含めその発展ストーリーを二国間で共有しながら、国土・地域計画などの上流からの関与を一層積極的に進め、政策設計、案件組成、後続案件の獲得など、相手国政府とも深く連携しながら連続的に事業を推進するモデルを構築する。
- ③ ODA 卒業国や先進国を含めた海外の膨大なインフラ資金需給ギャップに対応するため、PPP/PFI の有効活用に向け、官民一体での施策を強化する。その際、民間資金動員の最大化を図るよう公的金融も活用し、相手国政府を含む官民が適切なリスク分担のもとで迅速な事業展開が可能となるよう留意し、必要に応じて制度改善を行う。
- ④ 日本企業によるインフラ海外展開の障壁となっている各国の法令や入札や契約を含む制度の実態や改善のニーズをインフラの分野別に把握するとともに、ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）等の国際機関とも連携しながら、その整備や改善を積極的に提案する戦略的な法令・制度整備支援を行う。（*）また、事業化に向け相手国側における制度整備が必要な案件については、相手国政府に働きかけを行っていくための官民協議会の立ち上げや戦略的情報発信について、パッケージで支援を行う。
- ⑤ 現地のステークホルダーとともに、現地の社会課題の解決や QoL の向上を目指し、現地のニーズを広く聴取し、現地のインフラ開発に長期的に関

与し、日本が有する技術やノウハウをその時の現地ニーズに合わせて継続的に提案しつつ、現地とともに価値を協創していく事業モデルを推進する。

- ⑥ 政策対話等を通じた展開国におけるデジタルに対するリテラシーの向上、デジタル技術やシステムの導入に必要な法制度、規制、ルール、M/P、予算補助等に対する支援を強化する。また、それを可能とするため、我が国政府におけるデジタル人材の確保とデジタルイノベーターの積極活用を促進する。
- ⑦ 競合国との差別化の方策として、現地人材の育成支援、技術移転の支援の仕組みを強化し、ハードとソフトのパッケージによる海外展開を推進する。（*）また、老朽化が課題となるインフラの点検技術を含むインフラメンテナンスの海外展開の取り組みを強化する。
- ⑧ 開発途上国の抱える社会課題の一つに、個人及び中小企業への金融サービスへのアクセスが十分ではない点があり、デジタル金融技術による金融包摂上の格差への対処について、APEC や G20 等の国際場裡でも議論がなされている。若年層人口の多い東アジア・太平洋地域は、モバイル・インターネット決済の需要が見込まれる地域である（OECD 調べ）。本邦企業も東南アジア等でデジタル金融技術の協業を模索中。コロナ禍で世界的なキャッシュレス化が進む中、競合国企業の東南・南アジアへの進出はより顕著になっている。決済サービスを起点に、競合国の世界的データ囲い込みが、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）に及ぼす影響も考慮する必要がある。金融インフラは、社会のデジタル変革や SDGs 達成、FOIP 実現への対応に資する。このため、現地の社会課題の解決につながる社会生活基盤の一つと位置付け、その普及促進と海外展開のため、所要の取組を実施する。
- ⑨ （*）FOIP の実現に向け、日本企業の関心及び海外展開のポテンシャルの高いメコンを含む ASEAN 各国、南西アジア及び 2022 年 8 月に TICAD8 が開催されるアフリカに対する支援を重点的に検討し実施していく。

（2）質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化

- ① 「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等について、公的金融機

関・国際開発金融機関（MDBs）等を通じた質の高いインフラプロジェクトの組成、アドバイザー（専門家）の派遣や課題別研修の実施、ライフサイクルコストの評価指標の導入等を通じて、その普及・定着及び個別のプロジェクトにおける実践を推進する。

- ② 質の高いインフラの考え方については、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践を含めて、国際スタンダード化を引き続き推進する。また、更に国際的な普及を図るため、例えば予防保全・故障検知によるライフサイクルコスト削減の事例やデータを示すなど、各国のニーズや事情を踏まえた緊密な意思疎通を通じて、価格面のニーズにも応えつつ、質の高いインフラの効用を展開国に提案PRを行った上での提供を目指す。また、各国の制度構築や人材育成などの能力強化支援との連携を図っていく。
- ③ 国が提供する ODA や各種人材育成スキーム・プログラム間の総合的連携により、質の高いインフラの価値を理解し、実際の入札や契約に反映できるなど、質の高いインフラ整備に必要な現地人材を戦略的に育成する。その際、各省庁で実施している研修、留学生招へいスキームのOBによる同窓会や親日的なネットワークを更に強化していく。また、必要に応じて円借款の制度を拡充し、技術協力と組み合わせた円借款を推進する。
- ④ （*）「質の高いインフラ」の概念、構成要素、戦略的な案件形成を行う分野とコアな本邦優位技術を整理し、案件形成力の強化を支援する。
- ⑤ 防災、気候変動適応、医療・ヘルスケア・高齢化対応等、我が国が他国に先駆けて取り組んでいる課題及びこれらの主流化に対応する強固で柔軟性のある社会インフラの海外展開を推進する。

（3）政府発の構想の国際連携による具体案件化

- ① FOIP の実現等の外交目標へ対応するためインド太平洋地域等における質の高いインフラ構築を支援する観点から、（*）日本がルート提案し、チリ政府が採用を決定したチリ・豪州間の海底ケーブル整備プロジェクトをはじめ、相手国との政府間協議による日本企業参画の後押しに加え、二国間及び多国間の枠組等も活用した外国政府およびその関係機関・企業、MDBs やその他国際機関との連携を強化する。（*）特に、MDBs と協調し、質高インフラ投資や防災等の日本が重視する政策アジェンダを推進する。

- ② 各国の政府や公的機関と合意した第三国連携に係る協力枠組みを実践するとともに、パートナー国企業との連携、協業の具体化と案件の組成を推進する。
- ③ (*）パートナーシップの活用による連携強化を進める。その一環として、Open RAN 等の安全でオープンな 5G ネットワークについて、日米間のグローバル・デジタル連結性パートナーシップを軸にデジタル分野の具体案件化を促進する。また、日豪間の水素サプライチェーンの構築に向けた世界初の液化水素運搬船による海上輸送実証の達成などを進める。

(4) 重点的支援地域及び支援の方向性

- ① (*）メコンを含む ASEAN 各国及び南西アジアに関しては、アジア未来投資イニシアティブ (AJIF) を通じ、サプライチェーン、連結性、デジタル・イノベーション、人材への投資を強化するとともに、持続可能な食料システムの実現、Smart JAMP 等を通じたスマートシティの実現や交通ソフトインフラの展開の加速化、質の高い O&M 技術を有する本邦企業の事業参画、ダム再生・河川改修・洪水予警報などの防災分野の協力、高速鉄道整備、海底ケーブル敷設を通じた連結性強化、有料道路運営やエネルギー輸送・供給網整備事業への参画、郵便・物流システムの整備を重点的に支援し推進する。
- ② (*）アフリカに関しては、2022 年 8 月に開催される TICAD8 も踏まえ、デジタルを活用した社会課題解決型ビジネス支援や人材育成等を通じたグリーンインフラの推進に取り組み、「質の高いインフラ投資」促進のためのアフリカ諸国との官民政策対話を実施していく。また、改正貿易保険法により NEXI の業務に貿易保険事業を行う外国法人への出資が追加されたことを踏まえ、現地機関との更なる連携強化や積極的な案件組成を図る。
- ③ (*）「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、アジア及びアフリカにおける健康長寿社会の実現と持続可能な成長を目指す。
- ④ (*）太平洋島嶼国に関しては、PALM9 において 5,500 人以上の人的交流・人材育成にコミットしたように、引き続き防災分野を含む人材育成等への支援を着実に実施するとともに、海底ケーブルへの資金提供／ファイナンス支援等、米豪を含む同志国との協力の推進、また JICA・JOIN によるパラオ国際空港整備・運営支援をモデル事例として、引き続き太平洋島嶼国

の連結性向上に資するインフラ整備を推進する。

(5) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進

- ① エネルギー・資源の大宗を海外から輸入する我が国が安定的かつ安価な資源を確保できるように、インフラシステム海外展開や経済協力と連携した地域ごとの戦略的取組が重要である。関連インフラへの投資促進のため、リスクマネーの供給、積極的な資源外交の展開、外国政府機関や外国企業と連携した第三国協力により、エネルギー・資源安全保障の確保に取り組む。

(6) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化

- ① 開かれ安定した海洋秩序を維持し、資源の安定的な確保、グローバルサプライチェーンの維持等に資するため、国際海上輸送を担う我が国海運企業が運航する船舶の約8割を供給する我が国造船業をはじめとする海事産業の競争力の維持・強化や我が国の国際海上輸送を支えるシーレーンの確保に向け、船舶の輸出促進や官公庁船、港湾整備・運営等のインフラの海外展開を推進する。

4. コアとなる技術・価値の確保

(1) 我が国企業のグローバル化の推進

- ① コアとなる技術や価値を日本が維持しつつ、その他の製造拠点や現地ニーズを的確に把握するための設計・研究開発拠点のグローバル展開を支援する。
- ② ODA や公的金融機関の支援について、所要の措置により、パートナー国企業や現地企業との連携を進めて価格の低減を図り、競争力を強化する。併せて、新型コロナウイルスの感染拡大による案件形成や契約への影響、工事遅延等の改善を図る。
- ③ 世銀やアジア開発銀行を含む MDBs に対し、日本の技術、ノウハウの国際認知度の維持・向上を官民が連携して働きかけるとともに、MDBs と連携し、質の高いインフラ投資の国際展開を進めていく。

(2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進

- ① バリューチェーンへの波及効果が高い、社会課題解決に不可欠等の重要な次世代技術（Beyond 5G、水素、AI、量子技術等）の開発やインフラ分野の技術革新（自動化、遠隔一元管理）及び展開国における社会実装を、国際標準を戦略的に活用しつつ推進する。
- ② デジタル化等に対応した日本企業の事業モデル（スマートシティ、MaaS、AI オンデマンド交通等）の模索を支援すべく、海外における重要分野の開発・実証・調査・展開を支援する。その際、日本におけるスマートシティ、MaaS、AI オンデマンド交通等交通ソフトインフラ関連事業の海外への情報発信・展開のみならず、海外での横展開、日本への逆輸入、大量生産への移行、国際標準の戦略的な活用、技術だけでなく事業モデルの実証も視野に入れる。

(3) 我が国企業の組織再編・人材育成の推進

- ① 技術や製造供給能力の向上及び販路の拡大など競争力の強化の為の企業の組織再編を促進するため、本邦企業による又は本邦企業と海外企業との合従連衡による、現地又はパートナー国の企業（ベンチャー含む）への出資・M&A について、資金面や法的リスクに備える基盤整備を含む法務面等からの支援を強化する。
- ② 日本企業が必要とする人材（ハードからソフトまで総合的にデジタル化を前提とした事業プランを描ける人材や、グローバル交渉力、提案力、法的紛争対応能力を有する人材等）の育成を強化する。また、海外事業に従事する人材の確保に向けて、国内外の人材流動化を促進する。

(4) 国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進

- ① 日本企業の強み・弱みや今後の在り方に関する官民の議論を行い、2021 年以降の国内の産業戦略と一体となった将来戦略の策定や分野別・地域別海外展開戦略のバージョンアップを検討する。その際、新型コロナウイルスの感染拡大等により、世界のインフラをとりまく環境は大きく変化していくことを踏まえ、急激な変化や重点的に対応が必要な分野を特定し、継続的に見直ししながら、集中的かつ早急な政府施策を柔軟に実行する。

5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進

(1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進

- ① 特に新型コロナウイルスの感染拡大等により、新興国等のインフラ運営が困難になる案件については、日本が、O&M に参画すること等を通じた支援を検討する。
- ② デジタルを活用したインフラのオペレーションを担う現地デジタル人材を育成、確保する。
- ③ 日本企業の O&M 海外展開を促進するため、O&M を含む、もしくは O&M を対象とする円借款、海外投融資や公的金融機関の支援案件を積極的に推進するとともに、日本企業が整備したインフラの O&M に日本企業が参画できるように対象となる案件をリストアップし、円借款等の上流段階から O&M に関する働きかけを行うなど戦略的な取組みを進める。
- ④ (*）案件形成段階からインフラシステム整備と O&M をパッケージ化するよう働きかけを行い、PPP や管理委託契約により我が国企業が O&M に参入することを予め確認する「O&M パッケージ型」の取組を推進するほか、将来的な運営案件単体での参入を目指した取組みを進める。
- ⑤ (*）技術的・経済的に高水準のメンテナンスと運営のノウハウの暗黙知の形式知化の促進、日本企業による運転データの取得支援など、データを活用した高度な O&M サービス提供の推進を支援する。また、O&M に関する技術移転を円借款や海外投融資等コンポーネントに組み込むなど、O&M サービスとインフラシステム構築をセットにしたパッケージでの提案力を強化する。
- ⑥ 本邦オペレーターの育成のための海外展開支援に加え、海外大手オペレーターや現地有力オペレーターとの連携を推進する。

(2) 事業運営権獲得を含む投資事業の推進

- ① 民間投資を活用したインフラ整備を進める為、F/S や実証事業支援を行う他、投資による事業運営を行う企業のリスクの軽減や収益性の改善を支援する。その際、ソフトインフラ含むインフラ分野の拡大や膨大なインフラ資金ニーズに対応するため、MDBs やパートナー国と連携した第三国展開の枠組みの活用を推進する。
- ② 人材派遣、販路・システムの共有等の多様な形態による運営参画を支援す

る。

(3) PPP 事業への参画の推進

- ① PPP については、官民連携の推進体制を構築し、インフラの運営権獲得も含め日本企業が参加可能な PPP の組成と受注に向け、MDBs 等とも連携しつつ、制度構築支援、発注支援等上流からの関与を行い、官民の適正なリスク分担や ODA を含む公的資金の活用による採算性、事業成立性の確保、現地パートナー化の推進等、戦略的な取組を進める。

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化

- ① 個別案件の受注獲得支援として、相手国のニーズ等の情報収集を行った上で戦略的なトップセールスおよび発信を引き続き強力に推進する。議員外交とも積極的に連携を図る。その際、国内関係者間で戦略は広く共有し、複数分野のパッケージ化を図り、訪日研修 OB との交流を活用する。
- ② 日本の質の高いインフラへの理解促進のため、海外の要人の訪日招聘を推進し、日本のインフラの優れた点を積極的に発信する。また、我が国が整備したインフラの活用を我が国の貢献が目に見える形で図るなど、戦略的な対外広報を推進する。
- ③ 社会課題解決への貢献や新しいビジネスモデルの変化に対応するため、DX や PPP によるインフラなど、新しい取組に係るコンサルティング業務等を通じて、インフラへのデジタル技術の活用実績や PPP、O&M 等への参画に必要な法務及び財務系の能力並びに与えられた仕様を鵜呑みにせず相手国にとって真に必要なインフラを提供するための提案力・交渉力に係る能力が適正に評価されるとともに、優秀な人材が参入し、コンサルティング業務等の質が確保されるような環境整備を行う。
- ④ 海外の新たなインフラニーズ、具体的な案件及び競合国情報の収集及び共有や、海外のニーズと国内のシーズとのマッチングを推進するため、現地の大使館や関係機関の連携や官民ミッションの派遣を強化する。
- ⑤ 相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや優位性を相手国に十分に理解してもらうため、コンサルティング機能を強化するとともに、先端

企業やメーカー、コントラクター等のデジタル技術や工事の施工等に精通しているプレイヤーの参画を得て、F/S や実証事業等を充実させる。

- ⑥ 日本のスマートシティの海外展開に向けて、Society 5.0 の活用による社会課題解決等、そのコンセプト・構成技術等についてカタログ等を通じて明確化し戦略的に発信を行うとともに、省庁間の連携体制及び官民の対話を強化し、Society 5.0 の観点からの全体最適をイメージした提案を行うための仕組みを構築し、案件形成を推進する。
- ⑦ 公共交通指向型都市開発（TOD）に代表される、我が国が環境問題や交通渋滞等の課題に対処する中で蓄積・実現してきた都市開発のノウハウと経験を活かし、相手国への戦略的な発信や働きかけとともに、インフラ整備と一体となった都市開発を推進する。併せて、将来的に、対象分野の一層の拡大やデジタル化の提案も働きかけていく。

（２）ODA の戦略的活用

- ① 開発計画の作成支援、人材育成の支援や制度構築の支援等に技術協力を活用するなど、我が国 ODA の優位性を活かした取組を充実させる。また、こうした取組を通じて、相手国の社会課題解決にも貢献するような事業運営などの本格的な事業展開へとつなげる。
- ② 我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融資を戦略的に活用する。その際、日本企業による継続的関与の重要性や日本企業の競争力、相手国のニーズや債務負担能力を踏まえ、技術協力や無償資金協力とも有機的に連携する。また、円借款については、相手国負担事項に係る政府間の合意取り付け・コンサルタント調達を含む迅速化施策の徹底及びプロセス上具体的に生じうる諸課題への対応を行い、必要に応じて制度の改善を検討する。
- ③ 我が国 ODA の総合力を最大限発揮させるとともに日本企業の技術力と資金力及び独立行政法人や我が国公的金融機関等の機能を組み合わせることにより、更に魅力的なパッケージを提案する。具体的には、インフラの整備や O&M、マスタープランの作成、法制度の整備、人材育成等において、円借款、海外投融資、無償資金協力、技術協力等の様々なメニューを、国際的合意、市場慣行や民間金融機関等に配慮しつつ組み合わせる。さらに、

ODA と民間主導のプロジェクトを戦略的に組み合わせる。加えて、相手国及び日本企業のニーズのマッチング機能を強化することで、相手国の真の課題解決に資するトータル・ソリューションを提供する取組を推進する。

(3) 公的金融等による支援強化

- ① インフラの海外展開支援が、多様な政策目的に関わる多面的取り組みであることに鑑み、公的金融機関や官民ファンドなどの実施機関が、各実施機関の設置法に従い、各々の業務を適切に遵守・追求していくのみならず、政府及び各実施機関が刻一刻と変化する我が国を取り巻く国際環境や民間ビジネスの声に絶えず耳を傾け、これら実施機関の運用にあたり、実施機関間の適切な連携のもと、事業を取り巻く環境変化により一層柔軟に対応していくことが不可欠である。

具体的には、企業活動のグローバル化に伴う日本企業の競争力強化のためのさらなる対応、本邦企業の戦略的事業展開を見据えた相手国の社会課題への対応、フィンテック等日本企業の要素技術等を活用したインフラ案件への資金提供等が挙げられる。

また、JICA 海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC 先議を含む JICA 海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移す。

- ② 公的金融機関及び官民ファンドは、支援対象の充実、支援の迅速化及び組織体制の強化等を通じ、民間資金の一層の動員を図る。
- ③ 公的金融機関及び官民ファンドは、積極的なリスクテイクとそれを実現するためのリスク管理・対応能力の向上の検討に取り組む。具体的には、事業への継続的関与に伴うリスクの増大、新興国事業の増加に伴うリスクの増大、受注競争における新興国の国営企業との間の公平な競争条件の確保等に対応する。また、技術リスクや事業化リスクへのファイナンスを推進する。あわせて財務基盤の強化、新規市場への参入リスクの引き下げの観点から、ブラウンフィールド案件への積極的な出資を行う。
- ④ バーゼルⅢにより銀行の自己資本比率規制が強化される中、民間資金動

員のインセンティブを維持することが必要。金融機関の債権流動化の円滑化や、機関投資家資金を先進国から更には途上国案件にも動員を図るべく、公的金融機関の取組を改善・強化する。

- ⑤ 政治・制度変更リスクや為替兌換リスクへの軽減のため、外国の公的金融機関やMDBs 等との第三国連携を強化する。
- ⑥ 公的金融機関も交えた主要分野の官民連携プラットフォームを設置し、各分野個別の支援策とも連携しながら、経済性の確保や、経済、社会、環境面でのリスク軽減に資する公的金融支援と民間のニーズのマッチングを推進し、多様な社会課題を解決するための取組を促進する。
- ⑦ 中進国や先進国における次世代技術、デジタル活用インフラ等へのニーズの拡大を踏まえ、公的資金を活用した支援策を検討する。

(4) 事業実施段階で生じる課題への対応強化

- ① 税金問題、用地取得など、先方政府負担事項の不履行への対応等について、迅速化の観点からも、免税項目の明確化の徹底やトップクレームを含めて強化を図る。
- ② 受注支援にとどまらず、履行支援（法的紛争解決を含む。）・実施監理等への取組を強化する。

第3章 具体的施策集

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

- ・ *JBIC に新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、日本企業によるサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化や、先端技術・新しいビジネスモデル、独自の強みを生かした事業等の海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。〈財務、JBIC〉
- ・ *途上国の経済社会の活性化と人的往来の再開を支援するため、ワクチン接種データ管理、感染症対策を講じた国境管理体制、感染性廃棄物処理の3つの柱に焦点を当てた支援を、インド太平洋地域を中心に実施していく。〈外務〉
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等による我が国企業への影響を踏まえ、我が国企業の対外取引を更に支援するため、貿易保険制度の見直しや運用改善を行う。〈経産、NEXI〉
- ・ 世界の一人ひとりにワクチンを届けるためのコールドチェーン関連機材整備等を通じた「ラスト・ワン・マイル支援」の実施。〈外務〉
- ・ 我が国においても、経済状況の悪化により我が国企業の財務状況が悪化し、インフラ海外展開への取組に変化が生じるおそれがあることから、新型コロナウイルスの我が国企業によるインフラ海外展開への取組方針への影響について調査・分析を行う。〈経協、総務、外務、財務、経産、国交〉
- ・ 医療機器・医療品に対する輸出保険による支援を行う。〈NEXI〉
- ・ 国際的に生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産拠点の複線化等を目指し、設備導入、事業実証、事業実施可能性調査を通じて、サプライチェーンの強靱化・最適化に貢献する。特に、長年にわたり地域内のサプライチェーン構築に貢献してきた ASEAN 各国との関係では、コロナ禍で双方が連携し取り組む基本方針「経済強靱性に関する共同イニシアティブ(2020年4月)」の発出や、これらの方針を具体化する「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン(同年7月)」策定による日 ASEAN 間の連携強化を通じ、上記の取組を活用しながら、投資環境の改善について政府間で継続的に働きかける。また、日米豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化等を促進する。〈経産〉

- ・ ポストコロナの新たな社会を見据え、世界的なサプライチェーン再編が加速する可能性がある中、我が国企業の戦略的展開を的確に支援する観点から、グローバルなサプライチェーン再編の動きに戦略的かつ柔軟に取り組む。〈財務、JBIC〉
- ・ 我が国企業の投資先国において、新型コロナウイルス長期化によるサプライチェーン全体への影響がみられるため、こうした現地のサプライチェーンを下支えするための流動性支援について、国際機関等が実施するコロナ禍対策メニューとの効果的な連携を含めた、ホスト国支援策を積極的に検討・実施する。〈財務、JBIC〉
- ・ 長期化する新型コロナウイルスの感染拡大の影響による相手国サプライチェーンの寸断を阻止する観点から、地場金融機関や国際機関等との連携を含め、サプライチェーン全体への迅速かつ効果的な支援を実施する。〈財務、JBIC〉
- ・ サプライチェーンのレジリエンスを更に強化するため、海外投資保険や前払輸入保険等に関する課題について、必要な貿易保険制度の見直しや運用改善を行う。〈経産、NEXI〉
- ・ 海外日系企業の既存サプライチェーンを保護し、日本企業の国際競争力を維持するため、当初の期限を延長して海外日系子会社向け運転資金支援を実施する。〈NEXI〉
- ・ 海外投資保険においてサプライチェーンにおける新型コロナウイルス起因の事業休止に伴う損失をてん補することで、事業再開に向けた事業者を支援すると共に、コロナリスクを投資保険でカバーすることで、サプライチェーン多元化投資を支援する。〈NEXI〉
- ・ 我が国の技術やノウハウを活用した食料や農業のサプライチェーンの強靱化を推進する。〈農水〉
- ・ 日中韓物流大臣会合等の枠組みを活用し、アジアにおける越境サプライチェーンの円滑化を推進する。〈国交〉
- ・ リスクの高い地熱開発に関する協力を当たっては、アフリカ大陸をはじめとする世界の膨大な地熱資源に対し、世界トップクラスにある探査技術やプラント技術を活用し、更なる技術革新を促進しつつ、途上国を中心とした地熱開発に貢献していくため、マスタープラン作成から探査、試掘調査、掘削、プラント建設まで資金面を含め支援する。〈経産、NEXI、JBIC、外務、JICA、経産〉
- ・ NEDO の海外実証プロジェクトにより、世界的な脱炭素化・再エネ導入拡大に伴う、デジタル技術を用いた産業プロセスの更なるエネルギー利用最適化、系統安定化、EV や急速充電器等のデータ取得・活用を通じた新たなサービスの提供、MaaS の活用による最適な交通システムの開発、蓄電池システムを活用したスマートグリッド実証

等を実施する。〈経産、関係省庁〉

- ・ 「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を支えるデータセンター・5G を起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ展開を促進する。〈総務、JICT〉
- ・ 人の移動が大幅に制約される等国際環境が大きく変化する中、各国の医療・保健体制の充実への関心や感染症対策における国際協力の重要性が高まると同時に、医療分野を含む様々な分野において、サプライチェーンリスクへの対応の重要性が再認識された。

(2) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進

- ・ 医薬品等を安全・確実に配達するための低温・定温輸送、追跡システム等の日本型郵便インフラシステムの展開を推進する。〈総務〉
- ・ 病院の海外展開に対する投融資保険の引き受けを通じた医療分野の海外展開を支援する。〈NEXI〉
- ・ 新型コロナウイルス感染症による需要動向の変化等を踏まえ、日本の技術と経験を活用したハードインフラや ICT サービスの国際展開を行う（通信網整備、サイバーセキュリティ、遠隔医療等）。〈総務、JICT〉
- ・ 郵便・郵便局ネットワークにおけるデジタル活用を促進するため、ドローン配送、AIによる配達ルート作成等について、ニーズを発掘するとともに実証事業の実施により案件形成を推進する。〈総務〉
- ・ デジタル化の進展に伴い、データセンターの電力消費量が更に高まっていく中で、省エネ型のデータセンターの海外展開を一層促進する。〈総務、JICT〉
- ・ F/S 支援事業において、途上国のエネルギートランジション支援に係る案件や、新たな市場を形成する又は既存インフラ事業のビジネスモデル変革を生み出すデータプラットフォームの開発・運用に関わる案件の組成支援を強化していくとともに、個別プロジェクトの事業運営やインフラ関連企業の経営への参画の検討を支援対象とするなど、企業や相手国のニーズを踏まえ支援内容の更なる改善を図る。〈経産、関係省庁〉
- ・ インフラ事業のカウンターパートである現地国政府・公社等の高官やエンジニアに対し、在外公館や JETRO 等公的支援機関の現地ネットワークを生かして本邦企業が有するデジタル活用型事業の技術・ノウハウ・利点等を PR・提案し、必要に応じて F/S 支援や政府間協議等も行いつつ、インフラ案件の組成に繋げる。デジタルサービ

スの開発や海外展開に成功した先進事例を幅広く紹介し、企業のさらなる展開を後押しするとともに、追随企業の創出につなげる。〈経産、総務、外務、JETRO、JICA等〉

- ・ 5G や光海底ケーブル、日本方式の地デジや医療・農業・防災等分野における ICT サービス、衛星システム、サイバーセキュリティ、電波システムをはじめとする我が国が強みを持つ ICT システムや優れた郵便システム、交通・都市開発システム等の F/S ・実証実験等を通じた相手国社会インフラシステムへの組み込みを行うとともに、JICT といった政府関係機関等の支援ツールへのバトンタッチによる案件形成力の強化についても検討する。〈総務、国交、JICT〉
- ・ 「コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業」（以下、「コ・イノベ事業」と言う）において、エネルギーマネジメントシステムや遠隔操作などのデジタル化・IoT 化を促進し、行動やライフスタイルの変容を促す事業を積極的に採択する。〈環境、関係機関〉
- ・ 総務省等の実施する案件発掘から JICT といった政府関係機関等の支援ツールへのバトンタッチにより案件形成力を強化する。〈総務、JICT〉
- ・ ICT インフラのみの単体切売りではなく、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等事業運営も視野に入れた川上から川下までトータルな売込みを推進する。〈総務、JICT〉
- ・ 日タイの産業界・学界が中心となって設立する日タイスマート保安コンソーシアム等を通じ、商談・技術交流、教育・人材育成等を継続的に実施する。日本のスマート保安技術等の活用を通じた、タイ国内におけるスマート保安の実現を図る。〈経産〉
- ・ JICA、経団連作成の「Society 5.0 for SDGs 国際展開のためのデジタル共創」（2020年6月12日公表）の普及に向けた取組を行う。〈JICA、関係省庁〉
- ・ 我が国企業による M&A 等を通じたデジタル分野を含む先端技術獲得案件や、我が国企業が有するデジタル技術が活用される海外インフラ案件に対し、多様なファイナンスメニューを活用して積極的に支援する。〈財務、JBIC〉
- ・ 相手国政府・政府機関に対するトップレベルでの働きかけを含め、デジタル分野を含む先端技術を有する我が国企業が参画を目指す事業の案件形成に努める。〈財務、JBIC〉
- ・ 再エネ・省エネや地球環境保全に資する新技術等に係るデジタル技術等最先端技術を活用した案件に対し環境イノベーション保険等の融資保険を通じ支援するとともに、積極的な案件組成を図る観点から、運用改善の実施を検討する。〈NEXI〉

- ICT インフラ（海底ケーブル、地デジ、衛星等）及び関連サービス分野等について、輸出・融資・投資保険等を通じ支援する。〈NEXI〉
- ICT 分野における我が国企業の海外事業展開について、他国との第三国協力や国際機関と連携し、我が国技術の海外展開や、事業投資を支援する。〈NEXI〉
- デジタル分野における日本企業の事業拡大について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。〈NEXI〉
- 小口案件が多い、投融資リスクが高い、融資審査が困難といったデジタル分野の事業課題を克服すべく、公的金融機関による支援の活用を検討する。〈経協、経産、財務、外務、JBIC、NEXI、JICA〉
- サイバーとフィジカル分野の融合が進むなど、インフラ分野における変革に対応する観点から、IoT 等デジタル技術を活用したインフラ案件への支援や、新たな「インフラ」分野については、多様なファイナンスメニューを活用しつつ、戦略的かつ柔軟に取り組む。〈財務、JBIC〉
- デジタル技術の活用により拡大する EC 取引やライセンス取引等に対する輸出保険を通じて支援する。〈NEXI〉
- ICT 等の先進技術を活用し、これまでの都市開発分野を超えた MaaS、自動運転、総合防災情報システム等のより広範な分野を取り込んだインフラシステムの整備構想の検討への関与を強める。〈国交〉
- IoT、AI、センサー等の情報通信技術の進展やビッグデータの活用等の新たな技術を活用した展開に向けた取組を推進する。〈国交、経産〉
- 顔認証システム等のスマートエアポート技術を活用し、案件形成を推進する。このシステムを導入することにより、利用者と空港職員の接触機会の低減が図られ、新型コロナウイルスの感染予防が期待される。〈国交〉
- 相手国のニーズに対して活用できる ITS 技術をコンサルティングし、ローカライズするビジネスを土木研究所と民間企業等が連携して推進する。〈国交〉
- 日 ASEAN 交通連携の枠組のもと、モバイルビッグデータを活用した交通需要分析の普及を図るための取組を実施する。〈国交〉
- MaaS について、国内における取組の加速及び海外展開に関する取組との連携を図るため、省庁間の連携体制及び官民の対話を強化し、取組を推進する。〈国交〉
- 自動運転について、車両に関する国際的な技術基準の策定や国内の実証実験を通じて得られたノウハウを海外へ発信する。〈国交〉
- ICT 等を活用した建設現場における生産性向上を目指す i-Construction、建設プロ

プロジェクトのDX化に関する取組を推進する。〈国交〉

- 日・ASEAN サイバーセキュリティ政策会議等の国際協力の場を通し、ニーズの高い重要インフラ分野におけるサイバーセキュリティを対象として、官民連携によるプラットフォーム型のビジネスモデル構築等の海外展開を促進する。併せて、日本企業によるサイバーセキュリティ事業の国際展開の円滑化を図ることに留意しつつ、ASEAN 諸国を中心に、サイバーセキュリティ人材の育成、確保を図る。〈NISC、総務、経産〉
- 地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるローカル5Gについて、日本の制度・ユースケースの紹介や実証実験等を通じて、日本企業が参入しやすい市場環境を醸成。〈総務〉
- ポスト5Gに対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の世界での普及に向けた関連技術及び先端半導体の製造技術の開発を支援する。〈経産〉
- JICTを活用し、我が国企業が海外における5Gネットワーク構築等のICTインフラ事業に参画することを支援する。〈総務、JICT〉
- 日米豪連携によるインフラ協力の枠組や、国際機関及び各国政策金融機関等と積極的に連携しながら、5G関連インフラの海外展開を支援する。〈財務、JBIC〉
- 我が国企業によるM&A等を通じたデジタル分野を含む先端技術獲得案件や、我が国企業が有するデジタル技術が活用されるプラットフォーム型のビジネスモデルを含む海外インフラ案件に対し、多様なファイナンスメニューを活用して積極的に支援する。〈財務、JBIC〉
- 我が国企業によるM&A等を通じた、海外における5G・データセンター・光海底ケーブル等のICTインフラ事業等に参画することを積極的に支援する。〈総務、JICT〉
- JICTを活用して日本企業による海外企業のM&Aを支援することで、日本企業の国際的な競争力や海外の事業基盤を強化し、日本企業の通信・放送・郵便事業の海外展開を促進する。〈総務、JICT〉
- SDGs達成をビジネスチャンスと捉え、ICTインフラ・郵便インフラ等の我が国の優位性を活かせるツールを用いた世界の社会的課題の解決を図るため、海外展開や国際機関と連携したルール形成、人材育成、パイロットプロジェクト等を推進し、アジア・アフリカ・中南米・東欧などの成長市場における我が国企業の受注拡大等につなげる。〈総務〉
- 社会開発分野（医療・教育分野等）におけるICTやデジタル技術等の実装に係る海外プロジェクトについて、輸出・融資・投資保険等を通じ支援する。〈NEXI〉

- ・ 日本方式の地デジ（ISDB-T）を採用した国々に対して、引き続き我が国で培われた ICT サービス（防災 ICT、光ファイバ等）の国際的な普及に向けた啓発・協力等の活動を民間企業等と連携して重点的に実施する。＜総務＞
- ・ ASEAN スマートシティ・ネットワークとも連携し、ハイレベル会合等の二国間・多国間の協力枠組を通じたスマートシティに関する協力を推進するとともに、アジアを中心とした新興国の有望都市において、日本が培ってきたスマートシティ関連の都市インフラの整備の経験や、データマネジメントのノウハウを活かし、各府省が連携して、スマートシティの実現を図る。具体的には、商社、不動産、建設、住宅、交通、通信、都市マネジメント等の企業やベンチャー企業による連携を促進するとともに、その強みを見せるために集中的にスマートシティ関連技術の実証・実装に向けた支援策を講ずる。＜経協、科技、外務、経産、国交、総務、環境＞
- ・ 複数分野において我が国企業の参画が期待される海外スマートシティ案件が存在する地域に着目し、各地域の発展段階、社会課題、インフラニーズ等や我が国との協力プロジェクトの進捗等を整理・共有した上で、政府間対話における働きかけなど、戦略的な取組を推進する。＜経協、関係省庁＞
- ・ 固定通信網の整備が難しい地域を中心に、太陽光で浮遊し運行する通信プラットフォーム（HAPS）や衛星コンステレーションの実用化をにらみ、当該システムを活用した通信環境の構築や事業展開を図る。＜総務、JICT＞

（3）デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援

（A）デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備

- ・ ＊F/S 支援事業において、途上国のエネルギートランジション支援に係る案件や、新たな市場を形成する又は既存インフラ事業のビジネスモデル変革を生み出すデータプラットフォームの開発・運用に関わる案件の組成支援を強化していくとともに、個別プロジェクトの事業運営やインフラ関連企業の経営への参画の検討を支援対象とするなど、企業や相手国のニーズを踏まえ支援内容の更なる改善を図る。＜経産＞
- ・ ＊株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法附則第 4 条に基づき、総務省において実施した同法の施行状況に関する検討の結果を踏まえた JICT の支援基準の改正により、ハードウェアの整備・運営を伴う ICT インフラ事業（光海底ケーブル・データセンター・5G 関連等）に加えて、オンライン・プラットフォームの構築・運営など ICT サービスを提供する事業（サイバーセキュリティ・Fintech・電子政府・ヘルスケア関連等）に対する支援やファンドへの LP 出資が可能となったことから、これら

についても積極的に支援していく。また、合わせて組織体制の強化等も行い、一層の JICT 活用の機会拡大を図る。〈総務、JICT〉

- MaaS について、国内における取組の加速及び海外展開に関する取組との連携を図るため、省庁間の連携体制及び官民の対話を強化し、取組を推進する。〈国交〉（再掲）
- 総務省が設立した「デジタル海外展開プラットフォーム」を通じて、デジタル技術と支援ツール・事業に関する情報の共有のほか、本邦商社、メーカー、ベンチャー企業等のマッチングを図り、海外市場における 5G、データセンター、医療健康・防災・農業での ICT 利活用等の案件形成を促進する。また、本邦コンサルタントと事業者の連携を促し、案件組成段階での本邦技術活用機会を拡大する。その他、関係機関の一層の連携を図る。〈経産、総務、JETRO、JICT 等〉
- 国際的なデータ連携を進め、国内外企業によるオープンイノベーションを通じた価値共創や日本企業の産業競争力獲得につなげるため、国内外の産業データの共有スペースの構築と関連するルール整備等を検討する。〈経産〉
- コ・イノベ事業により、我が国の脱炭素技術を相手国に適した形とすることを通じて、相手国のニーズを踏まえ双方に裨益のあるイノベーション（コ・イノベーション）を生み出す。〈環境〉
- ODA を通じて、DX 分野の案件形成に向けた調査等を実施する。〈外務、JICA〉
- 我が国 ICT システムへの理解・親和性を高め、我が国企業の受注機会増大を図るため、JICA 等関係機関とも連携し、ICT 人材育成（訪日招聘研修、技術協力、専門家派遣等）を戦略的に実施する。〈総務、外務、JICA〉
- 日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)等を活用した、ASEAN 域内のサイバーセキュリティ能力の底上げに貢献する人材育成プロジェクトを推進する。〈総務〉
- OECD などの国際機関や産業界等の多様なステークホルダーを交え、様々な場面においてルール作りを加速させる。特に WTO 電子商取引交渉については、86 の加盟国・地域が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉をけん引してきており、引き続き積極的に取り組む。〈総務、外務、経産〉
- 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、ICT 分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進し、ICT インフラや ICT サービス利活用に加え、郵便、統計、消防、行政相談などの国民サービス向上に資する重点プロジェクトを推進する。〈総務、JICT〉

- ・ 郵便・郵便局ネットワークを活用した電子マネーの利用促進に関する取組を支援する。〈総務〉
- ・ 引き続き実証実験への支援等を通じ、MaaS の国内での普及を推進するとともに、国外に対してもその成果を発信する。〈国交〉

(B) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援

- ・ *ICT サービスを提供する事業に対する支援やファンドへの LP 出資などにより、スタートアップ企業や中堅・中小・地方企業等に対する海外展開支援を推進する。〈総務、JICT〉
- ・ *JBIC に新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、日本企業によるサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化や、先端技術・新しいビジネスモデル、独自の強みを生かした事業等の海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。〈財務、JBIC〉
(再掲)
- ・ 海外サプライチェーン多元化支援事業による実証事業を通じ、海外における物流の効率化や医療物資等の供給効率化を図る。また、デジタル等を活用した地域の商品の販売、貿易手続支援等海外への輸出を支援する新たなビジネスモデルを構築するための実証事業を JETRO などが実施するとともに、日本企業の海外 E コマースサイトへの出展支援等を抜本的に強化する。〈経産、JETRO、関係省庁〉
- ・ 技術力及びアイデアを有するデジタル分野のスタートアップや地方企業、中小企業等の民間企業の海外展開支援を行い、海外展開におけるデジタル分野のプレーヤーの多様化を図る。〈総務、JICT〉
- ・ スタートアップ企業や海外ベンチャー投資に対する日本企業による投資を投資保険（中堅・中小企業向け国内再保険スキーム活用等を含む）を通じて支援する。〈NEXI〉
- ・ 新輸出大国コンソーシアム等各種海外展開支援事業を通して、中堅・中小企業の技術と現地のイノベーション等に関するニーズのマッチングを促進する。〈経産、厚労、JETRO〉
- ・ 地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるローカル 5G について、日本の制度・ユースケースの紹介や実証実験等を通じて、日本企業が参入しやすい市場環境を醸成。〈総務〉 (再掲)

- ・ 民間損保会社によるスタートアップ企業向け海外投資保険への再保険の付与を行う。〈NEXI〉
- ・ 開発途上国における ICT 産業を担う人材育成を行い、当該国における雇用促進とスタートアップ企業を含む新産業の担い手の育成に取り組む。〈外務、JICA〉
- ・ JOIN は、令和元年度に国土交通省が実施した JOIN 法施行 5 年ごとの検討結果を踏まえ、今後は、従来型の交通・都市開発事業のみならず、それらを支援する幅広い分野（エネルギー、通信施設、水道、廃棄物処理施設やデータ収集・分析・制御・管理を行う施設の整備・運営・維持管理、資機材等の生産を手がける現地子会社への出資・運営等）の事業についても、他の公的機関とも協調しながら積極的に支援する。これにより、デジタル技術など、今後発展が見込まれる分野についても積極的な支援を行い、これらの分野で活躍するスタートアップを含めた日本企業が持つ優れた技術の世界への展開を支援する。〈国交、JOIN〉
- ・ 海外展開の潜在力を持つ一方、その機会やリスクテイク力に限りのある地方企業や中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組む。〈国交、JOIN〉
- ・ デジタル等を活用した地域の商品の販売、貿易手続支援等海外への輸出を支援する新たなビジネスモデルを構築するための実証事業を JETRO などが実施するとともに、日本企業の海外 E コマースサイトへの出展支援等を抜本的に強化する。〈経産、JETRO、関係省庁〉
- ・ 「統合イノベーション戦略 2021」に基づき、将来の民間等による自立的な運営を念頭に、「STI for SDGs プラットフォーム」の本格構築及び精緻化に向けた調査・分析、国内外ステークホルダーとの協議を行い、我が国の STI シーズ等の知的資産を国際的に展開し、世界の SDGs ニーズと結びつけるための試行実証を行う。また、当該プラットフォームも活用しながら、国内外の多様なステークホルダーの連携・協働を促し、SDGs 達成に向けたイノベーションの創出を促進する。〈科技、知財、外務、文科、経産、環境〉
- ・ 支援機関の連携強化、現地人材育成等による中堅・中小企業の海外市場開拓を支援する。〈経産、国交、厚労〉
- ・ 中堅・中小企業及び地方自治体の優れた水処理技術、大気汚染物質排出削減技術、廃棄物処理・リサイクル技術、水銀対策技術等の海外展開を支援する。F/S や現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進する。〈経産、外務、環境〉
- ・ 我が国中小企業等の有する技術の普及や技術者の育成等を通じた、我が国技術の海外展開を推進する。〈農水〉

- ・ 民間損保会社が引き受ける投資保険の再保険引受を通じ、損保代理店による投資保険の販売が可能となり、全国の中小・中堅企業の海外進出を支援する。〈NEXI〉
- ・ 「二国間クレジット制度と持続可能な開発への貢献」（2020年8月）及び「JCMによるSDGsへの貢献 - 優良事例集 -」（2021年8月）を元に、環境インフラ海外展開プラットフォームにおいて、日本企業・都市の海外プロジェクトによる現地SDGsへの貢献の評価・発信を支援する。〈環境〉
- ・ 各種官民対話の枠組みにおける取組を推進

【分野別】

- 日本機械輸出組合水インフラ国際展開タスクフォース〈経産、関係省庁〉
 - デジタル海外展開プラットフォーム〈総務、経産他関係省庁〉
 - 海外鉄道推進協議会、海外港湾物流プロジェクト協議会、航空インフラ国際展開協議会、海外エコシティプロジェクト協議会、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会、中堅・中小建設業海外展開推進協議会、海外不動産官民ネットワーク等〈国交、関係省庁〉
 - グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会〈農水、関係省庁〉
 - 環境インフラ海外展開プラットフォーム〈環境、関係省庁〉
- 等

(C) 国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援

- ・ ＊JBIC に新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、日本企業によるサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化や、先端技術・新しいビジネスモデル、独自の強みを生かした事業等の海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。〈財務、JBIC〉
(再掲)
- ・ 東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク等を通じて世界の投資家・金融界と意識を共有することで、革新的技術をソリューション型ビジネスに適切につなげていくことを目指す。〈経産〉
- ・ デジタル分野を含む先端技術を有する海外企業への投資及び我が国企業とのビジネスマッチングを推進する。〈財務、JBIC〉
- ・ 我が国の石油開発企業の課題解決及び競争力強化に資する技術分野の確立に向け、デジタル技術の活用を通じた資源開発技術の高度化に係る取組を推進する。〈経産、

JOGMEC>”院の海外展開に対する投融資保険の引き受けを通じた医療分野の海外展開を支援する。<NEXI>

- 有望なスタートアップ等の海外企業と日本企業とをつなぐ「Japan Innovation Bridge “J-Bridge”」を2021年2月にJETROに立ち上げた。協業・M&Aの実現による価値共創を目指し、グリーン・デジタル分野におけるマッチングを進めていく。<経産、JETRO>
- アジア企業等と連携したデータ共有・利活用によるビジネス創出、現地ニーズに即応したサービス・ソリューション開発に向けた実証事業に取り組む。<経産>
- 現地関係者とのネットワーキングサポート等を行うことにより、日本のスタートアップのグローバルな成長を後押しする。<経産、JETRO>
- 2020年に合意された「経済強靱化のための日ASEANアクションプラン」に基づき、日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、日本企業と新興国企業との連携による新事業創出を「アジアDXプロジェクト」として推進する。日本企業と現地企業との協働を通じ、デジタル技術等を活用した現地の経済・社会課題の解決を図る実証事業を支援する。また、アジア新興企業と日本企業とを結びつけ、新たなビジネス創出を促進するためのオンラインイベントを実施する。<経産、JETRO>
- 「日印デジタル・パートナーシップ」に基づき、デジタルインフラ分野の日印ビジネス協力を推進する。<経産、JETRO等>
- 農林水産・食品分野に異分野のアイデア・技術を導入して、革新的な研究成果を生み出し、新たな商品化・事業化に導く、産学官連携・オープンイノベーションを図る場（『「知」の集積と活用の場』等）から生まれた研究成果の海外展開に向け、海外の研究機関との連携や情報発信等を推進する。<農水>
- デジタル分野を含む先端技術を有する海外企業への投資及び当該投資先と我が国企業とのビジネスマッチングを通じ、我が国企業とのチャネル構築や現地ニーズも踏まえた協創イノベーションの創出を促進する。<財務、JBIC>
- 医療ヘルスケアシステムや製造データ等、特定分野等におけるプラットフォーム獲得を目指す事業などの後押しを行うべく、ビジネスモデル等の実証を支援する。<経産>
- 貿易手続きや国際物流等のデータ管理プラットフォーム等の構築やデータ連携を実現しやすい環境の整備、プラットフォームの利用拡大に向けた実証を行う等、相手国との連携も含め、デジタル技術等を用いた現地のバリューチェーンの高度化や強靱化に資する事業の支援を行う。また、新型コロナウイルス感染症拡大によって発生し

た課題に対応するデジタル技術やデータ利活用を通じたサービスを提供する日本の中堅・中小企業や、国内の有望なプラットフォーム等の海外展開を後押しする。〈経産、JETRO〉

- ・ 民間企業等が利用可能な日本で構築された農業のデータ連携・共有のプラットフォームである農業データ連携基盤（WAGRI）等のノウハウを通じ、国際標準を戦略的に活用しつつ、ASEAN を中心に農業関連データプラットフォームの構築を支援する。〈農水〉
- ・ 日本企業による農業プラットフォームビジネス展開可能性の検討、システム構築等を支援する。〈農水〉
- ・ 新輸出大国コンソーシアム等各種海外展開支援事業を通して、中堅・中小企業の技術と現地のイノベーション等に関するニーズのマッチングを促進する。〈経産、厚労、JETRO〉（再掲）

（４）国際標準への対応と策定過程への積極関与

（A）国際標準に対応した受注実績の拡大支援

- ・ デジタル化の基盤となる安心・安全な 5G ネットワーク・ソリューションの世界的な普及に貢献するため、工場領域や医療分野等をはじめ、Open RAN を活用したローカル 5G ネットワーク・ソリューションの海外展開に、官民一体となって取り組む。〈総務、JICT〉
- ・ 2022 年 3 月 4 日に立ち上げた通信サプライヤー多様化に向けた総務省と英 DCMS（デジタル・文化・メディア・スポーツ省）の協力枠組みに基づき、5G ネットワークを含む通信サプライヤー多様化に向けて英国と我が国の官民で連携し、Open RAN 等の推進を通じ、通信ネットワークの安全、競争的、イノベーティブなサプライチェーンの構築を追求する。〈総務〉
- ・ 国際標準化を見据えた BIM/CIM 関連の基準要領等の整備を推進する。〈国交〉
- ・ DFFT を軸としたデータの取扱いに関する考え方（セキュリティ確保やプライバシー重視等）をもとに、我が国の価値観を共有する各国と協働し、スマートシティの整備ロードマップの下、スマートシティ分野での国際標準化やルール形成を推進するとともに、それらを実装する海外展開事業を支援する。〈経産、総務、科技、知財、関係省庁〉

(B) 国際標準の策定過程への積極関与（海外向け標準仕様の展開を含む）

- ・ *我が国の廃棄物発電技術の強みとなる特徴を整理し、地域・国際標準化を念頭に、国際機関、国等が作成するガイドライン等への反映を図る。〈環境〉
- ・ 水素では、サプライチェーン全体を見渡して重要な運搬船や設備・機器等、燃料アンモニアでは、燃焼による安定利用のための仕様基準等をはじめ、国際標準戦略を推進する。〈経産、国交、知財〉
- ・ スマートシティのカタログを取りまとめ、英訳した上で、同カタログを活用し、関連の国際会議等において、我が国のスマートシティに係る取組を積極的に広報する。〈経協、関係省庁〉
- ・ 特定のベンダーに依存せず、複数のベンダーを組み合わせることで、安全・開放的・透明なネットワークが構築可能である Open RAN について、2021 年のプラハ 5G セキュリティ会議において発出されたプラハ提案等の国際的な取組も考慮しつつ、米国や欧州等の有志国との連携や日米豪印（クアッド）の取組み等を活用し、実証実験やワークショップ等に関する連携を通じて取組を推進。これにより、我が国企業をはじめとした多様な企業が国際的な通信インフラ市場でより参入しやすくなり、我が国企業の市場参画に資するとともに、競争を通じたイノベーションの促進が可能となる。〈総務、経産〉
- ・ 日 ASEAN 交通連携の枠組のもと、「交通運輸技術連携セミナー」（政務出席）を開催し、我が国の交通運輸分野における質の高いソフトインフラ（先端技術、制度・基準、運営・運用ノウハウ、人材育成、コロナ対策技術等）のトップセールス及び相手国の政府関係者・民間事業者を対象としたセミナーを通じて、ASEAN 各国への海外展開を推進。〈国交〉
- ・ 国際競争において競争優位やゲームチェンジを獲得するためのビジネス戦略上の手段として、国際標準が世界的にも戦略的に活用されていることを踏まえ、標準の戦略的な活用を官民連携で推進する。このため、国際競争相手による標準の活用に関する実態を把握・分析するとともに、我が国・企業の国際競争上の地位や海外展開先でのニーズ等を踏まえた標準の活用に関する国際連携の観点も含め、省庁連携で重点的に取り組む分野として Beyond5G、スマートシティ、グリーン成長（水素・燃料アンモニア）、スマート農業・スマートフードチェーンをはじめ（取組の準備を進めている国際商流・物流を含む）、標準の活用を官民連携で戦略的に推進する。〈知財、科技、総務、外務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境等〉
- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（R3.3.26 閣議決定）等を踏まえ、

政府全体として、司令塔機能に基づく省庁連携体制の下で、社会課題の解決や国際市場の獲得等の点で重要な分野等において、国際標準化など、国際標準の戦略的な活用に係る施策を強化・加速化する。〈知財、科技、総務、外務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境等〉

- ・ 我が国が強みを有する分野の国際標準について、国際機関（国際標準化機構、国際電気通信連合、国際電気標準会議、国際海事機関等）やアジア諸国の標準機関と連携し、各国への導入を促進する。〈総務、経産、国交〉
- ・ 専門性の高い国際機関との連携により、当該国際機関のプロジェクトへの参画や相手国政府に対する、我が国の技術や制度等のアピールを促進するとともに、国際目標の達成に資する適正な評価手法の開発に貢献する。〈総務、外務、経産、財務、農水、国交、環境、文科、JETRO〉
- ・ 基準、発注方式、安全・品質管理等、人材育成支援・国際機関における連携、日本の製品・技術の相手国における認証取得の支援等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等を推進する。〈国交、経産、外務、JICA〉
- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、標準の戦略的・国際的な活用を省庁連携で重点的に推進する分野の一つとしてスマートシティを位置づけ、標準戦略を強化。〈科技、知財、国交、総務、経産、関係省庁〉
- ・ 我が国企業の標準化や海外における権利取得を含めた知財マネジメント構築に向けた支援を行う。〈経産〉
- ・ 自動車の自動運転について、今後の我が国の成長産業となるよう、国連自動車基準調和世界フォーラムにおける車両に関する国際的な技術基準の策定等の制度設計を推進する。〈国交〉
- ・ ISO（国際標準化機構）及び IEC（国際電気標準会議）の鉄道関係の各委員会において、我が国鉄道技術の国際標準化を推進する。〈国交〉
- ・ 日 ASEAN 交通連携の枠組みにおいて、「港湾 EDI 導入ガイドライン」の策定を行ったところである。ASEAN 地域等において、港湾物流に係る情報伝達の電子化（港湾 EDI システム等）を推進し、物流効率化や物流コスト削減を図る。〈国交〉
- ・ 住宅・建築分野では、国際標準化機構（ISO）における国際規格の策定にあたり、防火・構造等の分野を中心に、我が国の意見を反映する取組を実施する。〈国交〉
- ・ 我が国の高品質なコールドチェーン物流サービスについて、小口保冷配送に関する ISO 規格や BtoB の低温保管・輸送に関する JSA 規格等をアジアへ普及することによ

り、質の高い日本型物流システムの海外展開を推進し、日本産食材の輸出や医薬品の海外展開にも貢献する。＜国交、農水、経産、厚労、環境、健康・医療＞

- ・ 水分野では初の幹事国となった、「水の再利用」に関する ISO 専門委員会 (TC282) において、我が国が主導して国際標準化を推進する。＜国交＞
- ・ 我が国が誇る高性能かつコンパクトな浄化槽を含めた分散処理技術の ASEAN 地域への普及促進や適切な維持管理による安定した処理水質確保を目指し、法制度の海外移転への取り組み、国際標準化の推進、政策対話や人材育成等を含む各種施策を産官学の連携により実施する。＜環境＞
- ・ アジア諸国において、温暖化に関わる大気成分の高精度観測のための標準ガス・基盤観測システムの整備を推進する。標準ガスの供給のための標準ガスの管理と観測ステーションへのワーキングガス供給システムの整備を行うほか、重要観測地点への観測設備の整備を推進する。＜環境＞
- ・ ミャンマーにおいては、これまで専門家派遣を端緒として、中央銀行の資金・証券決済システムの整備（無償資金協力）のほか、関連する人材育成等（技術協力）を支援するとともに、決済システムの稼働後の円滑な運用が確保されるよう、有償での O&M サービスをミャンマー側の負担の下で実施してきたところ。これらの取組の東アジア・太平洋地域の一部の国における実施を検討していく。＜外務、総務、財務、金融、経産、JICA＞
- ・ 民間主導でサービス提供の進む事業領域において、我が国が優位性を有する電子小口決済に関連する技術の東アジア・太平洋地域の一部の国における導入の可能性について調査の実施を検討する。＜外務、総務、財務、金融、国交、経産、JICA＞
- ・ これまで大洋州島嶼国に対しては、MDBs 信託基金経由で決済システム整備に資する技術協力が行われてきた。そうした技術協力の成果のほか、中央銀行の有・無を含む決済インフラの整備状況、競合国動向を勘案した上で、電子小口決済の普及に向けた我が国との協業を視野に入れた太平洋島国嶼地域への展開可能性調査を行う。その際、これまで JICA による、他国・他地域における決済システム整備支援や人材育成を通じて得られた知見を最大限活用するものとする。＜外務、総務、財務、金融、経産＞

(C) データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等

- ・ 二国間対話等を通じたハイレベルへの打ち込みや専門家派遣等の人材育成支援ツールを活用し、外資規制、データ利用規制、デジタル決済等のデータ利用に関する相手

国での規制緩和・ガイドライン作成等の環境整備を促進する。〈経産〉

- ・ 衛星画像の活用により、途上国における農地関連情報を一元的に管理するための総合的な農業基盤データ整備を支援。〈農水〉
- ・ 国際的なデータ連携を進め、国内外企業によるオープンイノベーションを通じた価値共創や日本企業の産業競争力獲得につなげるため、国内外の産業データの共有スペースの構築と関連するルール整備等を検討する。〈経産〉（再掲）
- ・ 2022年3月4日に立ち上げた通信サプライヤー多様化に向けた総務省と英 DCMS（デジタル・文化・メディア・スポーツ省）の協力枠組みに基づき、5G ネットワークを含む通信サプライヤー多様化に向けて英国と我が国の官民で連携し、Open RAN 等の推進を通じ、通信ネットワークの安全、競争的、イノベーティブなサプライチェーンの構築を追求する。〈総務〉（再掲）
- ・ DFFT を軸としたデータの取扱いに関する考え方（セキュリティ確保やプライバシー重視等）をもとに、我が国の価値観を共有する各国と協働し、スマートシティの整備ロードマップの下、スマートシティ分野での国際標準化やルール形成を推進するとともに、それらを実装する海外展開事業を支援する。〈経産、総務、科技、知財、関係省庁〉（再掲）

2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速

（1）アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現

- ・ *COP26 において、パリ協定 6 条（市場メカニズム）ルールの大枠が合意、市場メカニズムを活用した世界での排出削減が進展することが期待される。6 条ルール交渉をリードし、世界に先駆けて JCM を実施してきた我が国として、「環境省 COP26 後の 6 条実施方針（2021 年 11 月 26 日発表）」に基づき、1. JCM のパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、2. 民間資金を中心とした JCM の拡大、3. 市場メカニズムの世界的拡大への貢献、の 3 つのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。〈環境〉
- ・ *「日 ASEAN 気候変動アクションアジェンダ 2.0」（2021 年 10 月の日 ASEAN 首脳会議において岸田総理から表明し各国から歓迎）に基づき、気候変動分野における透明性、緩和、適応の 3 本柱について、ASEAN 各国との気候変動分野における協力を包括的に推進する。〈環境、外務、財務、文科、経産、国交、JBIC、JICA〉
- ・ 「脱炭素移行政策誘導インフラ輸出支援」の推進という我が国政府の基本方針に基づき、世界のカーボンニュートラル実現に向けて、途上国、特にアジア等の新興国の

エネルギー資源の安定供給確保と持続的な経済成長を実現しつつ、各国のカーボンニュートラルに向けた現実的なトランジションの取組を加速化すべく、アジア等新興国による自主的な取組を支援する。具体的には、

- ▶ 各国のニーズや実態等を踏まえたエネルギー・トランジションのロードマップの策定
- ▶ アジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及
- ▶ 個別プロジェクトに対する 100 億ドルのファイナンス
- ▶ グリーンイノベーション基金による研究開発・実証の成果の活用
- ▶ 1,000 人を対象とした脱炭素技術に関する人材育成、「アジア CCUS ネットワーク」を通じたアジア域内の CCS の知見共有等をパッケージ化した「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI:エイティ)」を推進する。さらに、こうした支援の対象国をアジアのみならず他の新興国へも広げるとともに、支援パッケージに厚みを増すべく、米国やカナダ、豪州、中東諸国等との連携も進める。〈経産、財務、JBIC、NEXI、JOGMEC〉

- ・ 2020 年代後半の石炭火力発電でのアンモニア混焼の実用化、2040 年代のアンモニア火力発電（専焼）の実現に向けて、燃料アンモニアのサプライチェーンを構築するとともに、必要な技術開発や実証等を推進する。〈経産、国交〉
- ・ 脱炭素化実現の鍵であり、我が国が世界最先端の技術を有する水素について、その供給コスト低減に向け、運輸・発電等での水素需要拡大、褐炭等の海外の未利用エネルギーを活用した国際水素サプライチェーンの構築を推進する。〈経産、国交〉
- ・ 2020 年代後半の石炭火力発電でのアンモニア混焼の実用化、2040 年のアンモニア火力発電（専焼）の実現に向けて、燃料アンモニアのサプライチェーンを構築するとともに、必要な技術開発や実証等を推進する。〈経産、国交〉
- ・ アジアで高いポテンシャルが見込まれる CCUS について、事業環境整備を促進するため、技術・経験の共有、JCM を活用したプロジェクトの推進、各国ポテンシャルを調査する場としてアジア CCUS ネットワークを構築し、政策提言や技術貢献を図る。特に CCUS の社会実装に向け、世界に先駆けた船舶による液化 CO₂ の長距離輸送実証を行う。〈経産〉
- ・ 豪州、ADB、世銀とも連携しながら、地域の再エネ等の多様な資源から脱炭素な水素を製造し、地域の実情に応じた貯蔵・運搬、そして利用方法を実証し、得た成果について、事例紹介等を通じて戦略的に国際展開を図る。〈環境〉
- ・ 「脱炭素インフライニシアティブ」（2021 年 6 月環境省）に基づき、2030 年度まで

に、官民連携で JCM プロジェクトの想定 GHG 排出削減量累計 1 億トン CO2 程度を目指す（資金の多様化による加速化を通じて官民連携で事業規模最大 1 兆円程度）。長期戦略の策定支援、「脱炭素」ドミノ案件の創出、ADB との連携等、4つのアクション（国際ルール作り主導、資金の多様化、国際的・地域的な展開、脱炭素市場の整備）を実施する。これを通じて、優れた脱炭素技術等を普及・展開することで、我が国が比較優位を有するインフラ技術の海外展開を促進する。これにあたっては、SDGs やジェンダー平等も推進し、社会経済システムの変革にも貢献する。また、JCM の面的な展開も視野に官民連携をさらに強化する。＜環境＞

- ・ JCM を通じて、途上国等における再生可能エネルギーや省エネ、脱フロン、CCUS 等優れた脱炭素技術・インフラ等を普及させるため、実証事業や設備補助事業等具体的事業の着実な推進、我が国公的金融機関や ADB 等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の活用、都市の脱炭素化を継続的に支援する。＜環境、経産、外務＞
- ・ パリ協定も踏まえ、我が国における多様な低炭素・脱炭素技術を通じて SDGs の一つでもある全ての人々のエネルギーアクセス確保のため、我が国技術製品の普及を、JCM 等を通じて図る。＜経産、外務、環境、財務、JICA＞
- ・ ADB への拠出金による日本 JCM 基金を通じて、ADB が融資を行う民間プロジェクトに対して利子補給を実施し、リスクを低減する。＜環境＞
- ・ 国内で実証を行っている水素技術を活用し、アジア太平洋の離島での再エネ由来水素の活用利用を促すことで、アジア太平洋地域の脱炭素を進める。＜環境＞
- ・ 我が国自治体が都市間連携を活用し、途上国の脱炭素かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市形成に向けたマスタープラン作成や脱炭素事業の案件形成等の取り組み支援を行う。＜環境＞
- ・ 2021 年 11 月に日米が立ち上げた「グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」に基づき、日米で共催した脱炭素都市国際フォーラム 2022（2022 年 3 月開催）を 1 つのショーケースとして活用しながら、我が国でのゼロカーボンシティの取組を海外に発信するとともに、国際的な都市間連携を通じた我が国発の「脱炭素ドミノ」案件を創出して、世界での地方・都市レベルでの脱炭素化を促進する。＜環境＞
- ・ 途上国で深刻な問題となっている廃棄物処理と温室効果ガス排出削減の同時実現に資する廃棄物発電技術の導入推進のため、制度整備・ガイドライン作成支援やモデルとなる都市の支援、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成に向けた基礎調査等の支援をパッケージとして提供する。＜環境＞

- ・ フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制対策の主流化を目的とした国際イニシアティブ「フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL)」により、世界のフロンの大幅削減に向け、JCM 等を通じた我が国の技術の国際展開を促進する。〈環境〉
- ・ 我が国の経験も踏まえた、パリ協定に基づく長期戦略策定など脱炭素化に向けた政策策定支援及び報告制度充実のため制度やツールの作成支援による透明性向上支援を実施する。〈環境〉
- ・ アジアにおける CCUS の現状と今後のビジョンの認識共有を目的とした Japan-Asia CCUS Forum や East Asia Energy Forum などアジアの CCUS ネットワーク構築を発信する。〈経産〉
- ・ アジア太平洋地域において、気候変動の影響による自然災害等の被害を回避・軽減すべく、気候変動×防災の取組等の適応策の立案・実施を支援するため、適応に関する情報基盤（アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム (AP-PLAT)）を整備し、科学的知見を提供するとともに、アジア太平洋地域の行政官の能力向上や気候リスクに対応する技術を活用した適応ビジネスの展開を促進する。〈環境、外務〉

(2) 日本の優れた脱炭素技術等の海外展開支援

- ・ *第4回アジア・太平洋水サミットでの「熊本水イニシアティブ」に基づき、農業用排水施設を活用した小水力発電や ICT 技術を活用した高度な栽培管理を可能とする農業用水管理システムの導入を通じた温室効果ガスの抑制を支援する。〈農水〉
- ・ *我が国の「みどりの食料システム戦略」の考え方に適合するイノベーションのアジアモンスーン地域への展開及び国際農林水産業研究の推進を図る。〈農水〉
- ・ *まずは、志を同じくする東南アジア諸国等との連携を強化すべく「みどりの食料システム戦略」を基礎とした日 ASEAN 各国が共同して取り組むべき課題について、イノベーションの展開、ASEAN との連携、官民連携、経済協力等のアプローチ（案）で具体化することを検討する。今後、日本側の提案を作成しつつ、アジア各国との協力を具体化する。〈農水〉
- ・ *共同文書の主旨を踏まえた日本の協力案件の充実・深化。ASEAN 首脳・閣僚会合等における「みどり食料システム戦略」のプレイアアップを図る。〈農水〉
- ・ *民間企業・団体と連携し、東南アジア各国と民間セクターの双方が裨益する、持続可能な食料システムの構築を検討し推進する。〈農水〉
- ・ *ODA 事業や国際機関のファンドやツールを最大限活用し、ASEAN 協力事業の実現を支援する。〈農水〉

- ・ *NEXI とクウェート石油公社(KPC)やインドネシア国営電力会社(PLN)等との MOU に基づき日本企業のビジネス機会の拡大及び脱炭素化に向けた支援を促進する。
 <NEXI>
- ・ *我が国が水分野で培ってきた豊富なノウハウや技術に基づき、気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術等を活用したダム、下水道、農業用排水施設等の「質の高いインフラ」整備や基礎的生活環境の改善等に向けた「質の高い水供給・衛生施設」整備等を通じた、アジア太平洋地域をはじめとする地球規模の水をめぐる社会課題の解決と持続的な経済成長に向けた我が国の貢献策を取りまとめた「熊本水イニシアティブ」(2022年4月 第4回アジア・太平洋水サミットにて発表)に基づく取組を推進する。<国交、外務、文科、厚労、農水、経産、環境>
- ・ *COP26において、パリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意、市場メカニズムを活用した世界での排出削減が進展することが期待される。6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、「環境省 COP26後の6条実施方針(2021年11月26日発表)」に基づき、1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、2. 民間資金を中心としたJCMの拡大、3. 市場メカニズムの世界的拡大への貢献、の3つのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。<環境>(再掲)
- ・ F/S支援事業において、途上国のエネルギートランジション支援に係る案件や、新たな市場を形成する又は既存インフラ事業のビジネスモデル変革を生み出すデータプラットフォームの開発・運用に関わる案件の組成支援を強化していくとともに、個別プロジェクトの事業運営やインフラ関連企業の経営への参画の検討を支援対象とするなど、企業や相手国のニーズを踏まえ支援内容の更なる改善を図る。<経産、関係省庁>(再掲)
- ・ JOINは、令和元年度に国土交通省が実施したJOIN法施行5年ごとの検討結果を踏まえ、今後は、従来型の交通・都市開発事業のみならず、それらを支援する幅広い分野(エネルギー、通信施設、水道、廃棄物処理施設やデータ収集・分析・制御・管理を行う施設の整備・運営・維持管理、資機材等の生産を手がける現地子会社への出資・運営等)の事業についても、他の公的機関とも協調しながら積極的に支援する。これにより、デジタル技術など、今後発展が見込まれる分野についても積極的な支援を行い、これらの分野で活躍するスタートアップを含めた日本企業が持つ優れた技術の世界への展開を支援する。<国交、JOIN>(再掲)
- ・ 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を掲げ、「世界のグリーン産業

をけん引する」との宣言に基づき、水素、蓄電池、カーボンリサイクル、洋上風力などの重点分野について、①具体的な目標年限とターゲット、②規制・標準化などの制度整備、③社会実装を進めるための支援策をまとめる。また、国内における技術開発・社会実装に向けた取組に加え、各国と協働しながら各国の実情に合わせた技術・システム開発や普及に取り組む。〈経産、国交〉

- ・ 将来のクリーン水素の供給源としてのポテンシャルも期待される地熱や洋上風力、高温ガス炉は、産業政策も踏まえて、技術開発も含む国内産業育成と輸出促進の両立を目指す。〈経産〉
- ・ アジア、特に ASEAN の脱炭素化やエネルギー転換を加速するために技術導入・普及と関連する制度整備をセットで、かつ官民共同で進める取り組みである Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN (CEFIA) 活動に積極的に協力し、我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラ等の海外展開を支援する。〈経産〉
- ・ アジアで高いポテンシャルが見込まれる CCUS について、事業環境整備を促進するため、技術・経験の共有、JCM を活用したプロジェクトの推進、各国ポテンシャルを調査する場としてアジア CCUS ネットワークを構築し、政策提言や技術貢献を図る。特に CCUS の社会実装に向け、世界に先駆けた船舶による液化 CO₂ の長距離輸送実証を行う。〈経産〉（再掲）
- ・ 全エネルギー源で更なる CO₂ 排出量削減を実現するため、O&M の品質を「見える化」する日本発の ISO 規格を世界的に普及させるとともに、O&M の海外展開を促進する公的支援を行う。また、発電所の運転データ蓄積と AI 技術を組み合わせることで、更なる O&M 技術の向上という好循環を生み出す。〈経産〉
- ・ 環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）において、在外公館に配置されているインフラプロジェクト専門官及び MDBs 駐日事務所・日本理事室とも連携し、現地政府・商工会議所等が有する日本企業の環境技術、プロジェクト参画意向等への関心を、JPRSI 会員に照会し、マッチングする。また、日本の民間企業の脱炭素・環境技術等の情報発信やビジネスマッチング等の支援を行うとともに、民間企業が利用できる国際機関の資金情報などを広く共有し、民間企業の資金アクセスを改善する。〈環境〉
- ・ 環境インフラ海外展開プラットフォームにより、日本の民間企業の情報発信やビジネスマッチング等の支援を行うとともに、民間企業が利用できる国際機関の資金情報などを広く共有し、民間企業の資金アクセスを改善し、世界の脱炭素社会に貢献する。〈環境〉

- 日本の脱炭素技術の海外展開促進を目的として新たに立ち上げた「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」により、日本の脱炭素技術の海外展開を促進する。〈外務〉
- 水素、合成メタン・合成燃料等の新技術において、F/S 支援や NEDO の実証事業、公的金融等の既存制度を効果的かつ最大限活用し、実証段階から実用化までをシームレスに支援することで、将来の新たな日本の基幹インフラ産業としての育成を図る。〈経産〉
- 再エネを地域で面的に活用することで、地域の防災や産業誘致、バッテリー交換型配送モデルやカーシェアリングシステムによる電気自動車インフラと組み合わせた地域交通、その他地域課題を同時に解決するようなコ・イノベーション型のモデル実証の成果について、事例紹介等を通じて戦略的に国際展開を図る。〈環境〉
- 豪州、ADB、世銀とも連携しながら、地域の再エネ等の多様な資源から脱炭素な水素を製造し、地域の実情に応じた貯蔵・運搬、そして利用方法を実証し、得た成果について、事例紹介等を通じて戦略的に国際展開を図る。〈環境〉（再掲）
- 蓄電池システムの実証試験、CCUS／カーボンリサイクルの研究・実証、各国産学官との協力を推進する。〈経産、環境、文科〉
- 米国、欧州、ロシア、中国等の諸外国においては、海外輸出も念頭に、重要な脱炭素技術として既存の大型軽水炉に加え、小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉等の様々な革新的原子力技術の開発が進んでいる。我が国としても、民間の創意工夫を活かしながら、海外連携を通じて革新的原子力技術の開発を行い、世界のカーボンニュートラルに貢献する。〈経産〉
- 温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）の2023年度の打上げを目指すとともに、将来の観測ミッション構想の策定を推進する。また、衛星データによる排出量推計技術等の国際標準化に向け、海外での検証と展開等を推進する。〈環境〉
- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」及び同戦略に基づいて策定した「革新的環境イノベーション戦略」に基づき、脱炭素社会の実現のためのイノベーションを推進するとともに、我が国の優れた脱炭素技術の国際展開を着実に推進する。〈経産、環境、外務、文科〉
- 我が国の脱炭素インフラ技術の実証・普及により JCM 導入を促進する。〈経産、環境〉
- 我が国の質の高い低炭素・脱炭素技術をベースに、我が国と途上国の協働を通じて、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出し、国内の技術開発への還元や他の途上国への我が国の低炭素・脱炭素技術の波及等を促進する。〈環境〉

- 先進的な環境技術の戦略的国際展開として、国際機関における国際基準等の策定主導や環境ラベル等の国際統合化により、我が国の技術・製品等の普及促進を行う。＜国交、環境＞
- APEC において、APEC 環境物品リストに掲載された 54 品目の関税削減実現に向けた未履行エコノミーへの働きかけ、及び環境保護・気候変動対策に貢献する新たな環境物品候補の特定や環境物品・技術の貿易障壁・促進策となる非関税措置、環境関連サービスの参照リストの策定を踏まえた環境関連の議論等への積極的な関与を通じた、アジア太平洋地域への我が国の環境技術・製品の海外展開を行う。また、WTO においても、貿易と環境における持続可能性に関する体系的議論 (TESSD) 等を通じて、環境保護・気候変動対策に貢献する環境関連物品・サービスの貿易について議論を進める。＜経産、外務、環境＞
- 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の推進という我が国政府の基本方針に基づき、ODA の実施に際して、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の活用を途上国政府に積極的に働きかける。＜外務、経産、国交、環境、JICA＞
- 開発途上国における気候リスクへの強靱性 (レジリエンス) 強化、気候変動対策の主流化、人材育成・組織・制度強化、気候資金の拡充等の課題解決に対し、海外展開に関心を有する我が国企業の先進的・革新的技術の活用を積極的に支援するとともに、途上国政府にその活用を積極的に働きかける。＜外務、経産、国交、環境、JICA＞
- 技術協力プロジェクトや研修員受入等の実施を通じて、我が国の優れた環境・エネルギー分野の知見を共有し、途上国への低炭素・脱炭素技術の国際展開に貢献する。＜外務、JICA＞
- カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決や SDGs 達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援する「LEAD イニシアティブ」を創設。＜経産、NEXI＞
- 今後市場の拡大が見込まれる洋上風力などの再エネ分野や、水素や CCUS (CO2 回収・利用・貯留) などの新技術分野のプロジェクトについて、「LEAD イニシアティブ」や、通常よりも付保率を引き上げ、低廉な保険料により利用できる「環境イノベーション保険」によりファイナンス面で後押しし、積極的な案件組成を図る。＜経産、NEXI＞
- 日本企業が海外においてエネルギー転換・脱炭素化の観点から取り組む、水素・アンモニア等の製造や、その大量かつ安定・安価な輸送を行う事業を支援する。＜国交、JOIN＞

- 「脱炭素インフライニシアティブ」(2021年6月環境省)に基づき、2030年度までに、官民連携でJCMプロジェクトの想定GHG排出削減量累計1億トンCO₂程度を目指す(資金の多様化による加速化を通じて官民連携で事業規模最大1兆円程度)。長期戦略の策定支援、「脱炭素」ドミノ案件の創出、ADBとの連携等、4つのアクション(国際ルール作り主導、資金の多様化、国際的・地域的な展開、脱炭素市場の整備)を実施する。これを通じて、優れた脱炭素技術等を普及・展開することで、我が国が比較優位を有するインフラ技術の海外展開を促進する。これにあたっては、SDGsやジェンダー平等も推進し、社会経済システムの変革にも貢献する。また、JCMの面的な展開も視野に官民連携をさらに強化する。〈環境〉(再掲)
- JCMを通じて、途上国等における再生可能エネルギーや省エネ、脱フロン、CCUS等優れた脱炭素技術・インフラ等を普及させるため、実証事業や設備補助事業等具体的事業の着実な推進、我が国公的金融機関やADB等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の活用、都市の脱炭素化を継続的に支援する。〈環境、経産、外務〉(再掲)
- パリ協定も踏まえ、我が国における多様な低炭素・脱炭素技術を通じてSDGsの一つでもある全ての人々のエネルギーアクセス確保のため、我が国技術製品の普及を、JCM等を通じて図る。〈経産、外務、環境、財務、JICA〉(再掲)
- ADBへの拠出金による日本JCM基金を通じて、ADBが融資を行う民間プロジェクトに対して利子補給を実施し、リスクを低減する。〈環境〉(再掲)
- JICAをはじめとする我が国のGCF認証機関による案件形成等を通じ、開発途上国における脱炭素社会への移行支援、気候リスクへの強靱性(レジリエンス)強化、人材育成・組織・制度強化、革新的な気候変動対策の促進に努める。〈外務、財務、JICA〉
- GCFが、民間資金動員にも重点を置いていることを踏まえ、GCFの民間セクターファシリティ部との連携を密にし、日本企業の環境技術の活用機会の掌握に取り組むとともに、GCFの事業に関心を有する我が国民間企業・金融機関の参画を側面支援する。〈外務、財務、JICA〉
- GCFを通じ、小島嶼開発途上国(SIDS)、後発開発途上国(LDC)及びアフリカ諸国等、気候変動に特に脆弱な途上国の適応策に対して、適切な資金支援を行う。〈外務、財務、JICA〉
- 地熱発電は日本勢がタービンのシェア7割を握っており、脱炭素化とインフラ輸出の両面に寄与する開発案件を増やすべく、初期調査(地熱版海外地質構造調査)のた

め新規予算措置を通じて案件組成を図る。〈経産〉

- ・ 国内で実証を行っている水素技術を活用し、アジア太平洋の離島での再エネ由来水素の活用利用を促すことで、アジア太平洋地域の脱炭素を進める。〈環境〉（再掲）
- ・ 高効率ガスタービンを活用した低炭素排出型インフラを構築する。〈経産〉
- ・ コロナ後の世界を見据え、展開国における行動変容・生活変容を促し省エネルギー化に貢献する、インフラシステムの遠隔管理・監視、ドローン・AI 等による輸送の無人化・効率化等のデジタル技術活用案件の海外展開を促進する。〈環境、総務、外務、経産、国交、農水、JICA、JBIC、NEXI、JICT、JOIN〉
- ・ 我が国自治体が都市間連携を活用し、途上国の脱炭素かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市形成に向けたマスタープラン作成や脱炭素事業の案件形成等の取り組み支援を行う。〈環境〉（再掲）
- ・ 2021 年 11 月に日米が立ち上げた「グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」に基づき、日米で共催した脱炭素都市国際フォーラム 2022（2022 年 3 月開催）を 1 つのショーケースとして活用しながら、我が国でのゼロカーボンシティの取組を海外に発信するとともに、国際的な都市間連携を通じた我が国発の「脱炭素ドミノ」案件を創出して、世界での地方・都市レベルでの脱炭素化を促進する。〈環境〉（再掲）
- ・ 今後、需要増加が想定されるデータセンターにおいて、再エネを活用するなど国内でのノウハウ・技術を海外でも活用を促す。〈環境〉
- ・ 空港インフラにおいて、日 ASEAN 交通連携活動も活用しつつ、エコエアポート案件形成を推進し、我が国企業が有する環境技術の導入を図る。〈国交〉
- ・ 船舶における低・脱炭素化技術の開発・実用化の推進、新船への代替を促す国際制度の構築等を通じ、2028 年のできるだけ早期にゼロエミッション船の商業運航を実現する。〈国交、環境〉
- ・ 海事分野において、ASEAN 地域における船舶からの CO2 等温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の造船・船用工業が有する優れた省エネ技術を活かし、同地域における低環境負荷船の普及促進に向けた協力を実施する。〈国交〉
- ・ 低・脱炭素化に資する船舶燃料の供給拠点の形成に向けた LNG を含む代替燃料のバンカリングに関する港湾間の国際的なネットワークの構築を推進する。〈国交〉
- ・ 国際物流の結節点かつ物流拠点である我が国港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境整備や、港湾オペレーション及び港湾立地産業の脱炭素化を図る「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成

を進めているところであり、海外港湾においても CNP 形成に向けた取組を展開していく。〈国交〉

- ・ 展開国における移動手段の転換を図り、深刻な交通渋滞の緩和や CO2 の排出削減に貢献できるよう、都市鉄道や路線バスネットワーク等の公共交通システムの整備を支援する。〈国交〉
- ・ 我が国のグリーン物流パートナーシップ会議の実績を活かした、海外各国での荷主・物流事業者連携によるグリーン物流推進の会合の開催支援等により、我が国のノウハウを新興国に展開し、当該分野に競争優位を有する我が国物流事業者の海外展開を支援する。〈国交〉
- ・ アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境・経済面でのメリットを積極的に発信するとともに、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援をパッケージとして提供する。〈環境〉
- ・ 途上国で深刻な問題となっている廃棄物処理と温室効果ガス排出削減の同時実現に資する廃棄物発電技術の導入推進のため、制度整備・ガイドライン作成支援やモデルとなる都市の支援、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成に向けた基礎調査等の支援をパッケージとして提供する。〈環境〉（再掲）
- ・ 森林分野の温室効果ガスの排出削減・吸収への取組について、民間事業者が途上国において実施するための環境を整備することにより、我が国の排出削減目標の達成に貢献する。〈農水〉
- ・ フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制対策の主流化を目的とした国際イニシアティブ「フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL)」により、世界のフロンの大幅削減に向け、JCM 等を通じた我が国の技術の国際展開を促進する。〈環境〉（再掲）
- ・ 政策対話や人材育成等を通じて、アジア各国のエネルギー管理士制度や省エネ基準・ラベリング制度等、相手国の置かれた状況に応じたエネルギー社会基盤の構築を支援することにより、日本の優れた省エネ技術が相手国のエネルギー利用の高度化に貢献する下地を整える。〈経産〉
- ・ 2021年9月にネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB) に関する国際規格を策定しており、建物のエネルギー管理システムを中心とした我が国省エネ技術の展開に貢献する。省エネと再エネ、将来的には、ゼロカーボン水素を併用したマイクログリッドのパッケージ提案を推進する。〈経産、環境、国交〉
- ・ 関係省庁・関係機関連携の下、様々なインフラ分野において、あらゆるチャネルを活用し、環境配慮の重要性と我が国インフラの環境性能の高さに対する認識を広め、環

境性能の高いインフラの市場を創出する。また、国別の上流からの総合的な支援により、相手国に対して適切な環境規制の整備や環境保全のための支援施策の導入を促し、環境性能の高いインフラの導入を促進する。＜環境、関係省庁、関係機関＞

- 環境インフラ海外展開プラットフォームにより、関係省庁、自治体、民間企業、金融機関等のネットワークを形成し、ウェブページへの掲載による技術情報・海外展開事例の相手国への共有・発信、相手国企業とのビジネスマッチング、資金支援の相談、タスクフォース形式による海外展開促進方策の議論（国際競争入札への対応、日本の強みの整理等）等を通じ、分野横断的に相手国ニーズを踏まえた案件形成支援及び自律的な民間企業プロジェクトを創出する。環境インフラ海外展開プラットフォームで民間企業が利用できる国際機関の資金情報などを広く共有し、民間企業の資金アクセスを改善する。＜環境、経協、総務、外務、財務、経産、国交、JBIC、JICA、NEXI、JOIN、JICT、JETRO＞
- 2019年10月に東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に設立された海洋プラスチックごみナレッジセンターを活用し、相手国の廃棄物管理に関する政策形成に資する情報整備や、能力開発を行うことで、我が国の技術や知見を普及させ、3Rや廃棄物管理、代替プラスチック等の海外展開を促進する。＜環境＞
- 都市開発分野において、渋滞、大気・水質汚染等の都市問題に対応する中で蓄積されてきたノウハウ・経験を活かし、環境共生型都市開発の海外展開を促進する。＜国交＞
- 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」の枠組みを活用し、大気汚染全般に関して各国のニーズに応じた法整備等に係る協力を通じて案件形成を支援する。特に、EANETは、酸性雨に限らずより広い大気環境問題を対象に活動できるよう、活動範囲を拡大し、対象となる大気汚染物質及び活動内容を明確化し、参加国の関心や意向に応じて柔軟かつ機動的に企画・提案、採択、実施ができるよう、プロジェクトごとに予算を執行する新たな仕組みであるプロジェクトファンドを創設しガイドラインを採択したところであり、これにより、我が国の大気環境改善に関する技術や知見の海外展開・普及を促進する。＜環境、関連機関＞
- 相手国との政策対話を通じた本邦技術の導入を促進する。＜経産＞
- 「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）」や二国間協力により、水環境改善に関する制度構築や人材育成に関する支援を進めることで、環境インフラの導入を促進する。＜環境、関係機関＞
- 我が国の優れた水分野の技術やノウハウを活かした海外展開を図るため、国、地方公

共団体、民間企業等の連携を強化し、途上国や水資源に乏しい地域等での案件発掘等の段階から関与し、我が国企業の海外展開を支援する。〈厚労、経産、国交、農水、外務、JICA〉

- ・ 第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、日本の貢献策として「熊本水イニシアティブ」が示されるとともに、参加国首脳の決意表明である「熊本宣言」が採択され、世界の水問題解決やSDGs達成に向けた議論において主導的な役割を果たした。今後、本サミットの成果等を踏まえ、2018年12月の国連決議（73/226）に基づく「国連水の国際行動の10年中間評価会議」等、国際的な議論の場へ繋げるとともに、気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術を活用した「質の高いインフラ」整備の具体的な協力案件の形成を推進する〈国交〉。
- ・ 下水道整備の必要性や整備効果に関する啓発を行うとともに、相手国のニーズにより一層適合した技術開発・実証試験への支援、本邦技術に対する理解の促進や相手国の基準への組入れ、当該技術を活用できる相手国人材の育成を実施する。〈経産、国交〉
- ・ 国際標準化プロセスに産学官が連携して参画し、我が国が強みを有する質の高い技術の海外展開を促進する。〈国交〉
- ・ 我が国循環産業の戦略的海外展開・育成を進める。特にアジアにおいて、先進的な我が国循環産業の戦略的な海外展開を進め、途上国でも主要な課題である、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策や海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物処理・3Rの推進や廃棄物発電・浄化槽システム、水銀処理・代替システムの導入を効率的に進め、世界の環境負荷の低減にも貢献する。〈環境、経産、外務、JICA〉
- ・ アフリカにおいては、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を通じ、国連人間居住計画（UN-Habitat）等の国際機関、我が国の自治体や民間企業とも連携しながら知見の共有、人材育成、投資促進などの取組を通じて、各国／都市において適切な廃棄物管理を担う人材の育成、ガイドラインの作成、モデルプロジェクト等を推進する。〈環境、外務、JICA〉
- ・ 適切な資源循環システムの構築に向け、政策対話を通じて廃棄物処理や使用済み自動車・廃家電等のリサイクル分野の制度構築支援と技術導入をオーダーメイド・パッケージで支援する。廃棄物発電については、技術の導入支援のみならず、廃棄物発電に係るガイドラインの作成支援、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援、訪日研修等をパッケージとして提供する。〈経産、環境〉
- ・ 廃棄物処理・リサイクル及び浄化槽分野の海外展開に向け、F/Sに係る資金支援や現

地情報の我が国企業への提供、各国におけるビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援、ADB等の金融機関との連携、自治体間連携の枠組を活用した制度構築支援と技術実証のパッケージ提供等により、案件組成を支援する。〈経産、環境〉

- ・ アジアを中心とする主要船舶解体国のシップ・リサイクル条約への締結を促し、早期発効を目指す。〈国交、外務〉
- ・ 製造プロセスの無水銀化や水銀排出対策において、我が国の優れた水銀対策技術を保有する企業の国際展開を推進する。〈環境〉
- ・ 各国のエネルギー事情の情報収集やエネルギー政策対話等を通じて、東南アジアを中心とする新興国のエネルギーマスタープラン策定を支援し、相手国の状況に応じた「エネルギー移行」を支援する。〈経産、外務、環境、JICA〉
- ・ 全エネルギー源で更なるCO₂排出量削減を実現するため、O&Mの品質を「見える化」する日本発のISO規格を世界的に普及させるとともに、O&Mの海外展開を促進する公的支援を行う。また、発電所の運転データ蓄積とAI技術を組み合わせることで、更なるO&M技術の向上という好循環を生み出す。〈経産〉
- ・ トップセールス、覚書締結、相手国政府への政策的助言、研修の実施等、政府間の取組をより一層強化する等、エネルギー分野における我が国企業のビジネス活動を積極的に支援する。〈経産〉
- ・ アジア、特にASEANの脱炭素化やエネルギー転換を加速するために技術導入・普及と関連する制度整備をセットで、かつ官民共同で進める取り組みであるCleaner Energy Future Initiative for ASEAN (CEFIA)活動に積極的に協力し、我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラ等の海外展開を支援する。〈経産〉
- ・ CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢の提案や脱炭素化に向けた政策策定支援を実施することで相手国の脱炭素に資するエネルギーの需要を喚起し、海外展開を推進する。〈環境〉
- ・ 水素等の新技術において、F/S支援やNEDOの実証事業、公的金融等の既存制度を効果的かつ最大限活用し、実証段階から実用化までをシームレスに支援することで、将来の新たな日本の基幹インフラ産業としての育成を図る。〈経産〉
- ・ 原子力関連資機材の移転等に当たっては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の我が国への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討した上で、原子力協定の可否を検討する。〈外務〉
- ・ 今後市場の拡大が見込まれる洋上風力などの再エネ分野や、水素やCCUS (CO₂回収・利用・貯留)などの新技術分野のプロジェクトを通常よりも付保率を引き上げた「環

境イノベーション保険」によりファイナンス面で後押しするとともに、積極的な案件組成を図る観点から、運用改善の実施を検討する。〈経産、NEXI〉

- ・ 再生エネルギー分野や脱炭素の取組を促進する事業について、環境イノベーション保険を活用する等、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援を強化する。〈NEXI〉
- ・ 日系ユーティリティ企業による海外発電事業に対する投融資保険を通じた支援を行う。〈NEXI〉
- ・ 日本が技術的に優位にあるガス火力発電に対する投融資保険を通じた支援を行う。〈NEXI〉
- ・ 固体素子気象レーダー、空港気象ドップラーライダー及びラジオゾンデについて積極的なPRを図るとともに、JICA や世界気象機関（WMO）等と連携した専門家派遣、ワークショップ開催等により、観測・予報の技術支援・人材育成、ニーズの把握、我が国との信頼関係の強化を進める。また、在外公館等を通じた情報収集も含め、得られた情報について、本邦企業との情報交換・共有を行う。〈国交〉
- ・ 我が国の優れた民間気象サービスの海外展開を後押しすることを目的として、海外の動向等に関して官民で情報共有を行うとともに、レーダーの利活用等気象に関する各国への技術支援を官民で連携して実施する。〈国交〉
- ・ ポストコロナを見据えつつ、第4回アジア・太平洋水サミットの成果を踏まえ、国際会議での発信等を行うなどにより、我が国が主導的に途上国をはじめとした世界各国における防災の主流化を推進する。〈国交〉
- ・ 第4回アジア・太平洋水サミットにおいて発表された「熊本水イニシアティブ」に基づき、日本が優位性を持つダム運用改善や改造等の気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術や、水災害リスク評価等の技術・経験を活用して、対象国との対話等を進めつつ、我が国企業の活躍の場の形成やこれら技術等の社会実装へと繋げていく。また、3L水位計（危機管理型水位計）を含む水位情報システム等の水・防災分野におけるインフラシステム海外展開を引き続き推進する。〈国交〉
- ・ ミクロネシア、メラネシア、ポリネシアの国々からなる太平洋島嶼国地域における地域の安定と繁栄を目指し、気候変動等の問題に我が国も協力して取り組み、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化することを目的として、新たな交通計画の策定やインフラの整備を支援するための基礎調査を実施するとともに、気象衛星ひまわりを活用し、自然災害防止のための情報を提供するなど、様々な分野において積極的に太平洋島嶼国を支援していく。〈国交〉

- ・ 車載用蓄電池等次世代自動車の分野において、共通基盤となる試験方法、安全性評価基準等の調査・開発やそれら試験方法や基準への適合性評価の手法について、開発・実証を行う。〈経産〉
- ・ シェールガス革命に伴い需要増が見込まれる LNG 海上輸送事業等の支援、世界初の液化水素運搬船の市場創出を促進する。〈経産、国交、財務、JBIC、NEXI、JOIN〉
- ・ ODA 等を活用し、自治体提案型、中小企業提案型等、各省 F/S 事業、JICA 草の根技術協力、無償資金協力、JICA 等と連携した JCM プロジェクト実施に対する資金支援等、提案型スキームの活用等を通じた自治体によるプロジェクトの上流段階からの自治体参画の推進、事業実施段階のファイナンス支援を行う。〈外務、環境、JICA〉

(3) 各種支援策の統合的活用

- ・ *ベトナムとは、「日本国環境大臣及びベトナム天然資源環境大臣間の 2050 年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」(2021 年 11 月ベトナム環境政策対話において署名)に基づき、ベトナムのカーボンニュートラル実現に向けて包括的に協力する。〈環境〉
- ・ *「JBIC に新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、グリーン分野の先端技術の海外展開、日本企業の温室効果ガスの排出削減及びその他地球環境の保全に資する取組を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。」
- ・ *「日 ASEAN 気候変動アクションアジェンダ 2.0」(2021 年 10 月の日 ASEAN 首脳会議において岸田総理から表明し各国から歓迎)に基づき、気候変動分野における透明性、緩和、適応の 3 本柱について、ASEAN 各国との気候変動分野における協力を包括的に推進する。〈環境、外務、財務、文科、経産、国交、JBIC、JICA〉(再掲)
- ・ ODA 等の公的資金の戦略的活用を通じた我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラの海外展開を促進する。〈外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN〉
- ・ 開発途上国における気候リスクへの強靱性(レジリエンス)強化、気候変動対策の主流化、人材育成・組織・制度強化、気候資金の拡充等の課題解決に対し、海外展開に関心を有する我が国企業の先進的・革新的技術の活用を積極的に支援するとともに、途上国政府にその活用を積極的に働きかける。〈外務、経産、国交、環境、JICA〉(再掲)
- ・ 技術協力プロジェクトや研修員受入等の実施を通じて、我が国の優れた環境・エネル

ギー分野の知見を共有し、途上国への低炭素・脱炭素技術の国際展開に貢献する。＜外務、JICA＞（再掲）

- ・ JICAをはじめとする我が国の GCF 認証機関による案件形成等を通じ、開発途上国における脱炭素社会への移行支援、気候リスクへの強靱性（レジリエンス）強化、人材育成・組織・制度強化、革新的な気候変動対策の促進に努める。＜外務、財務、JICA＞（再掲）
- ・ GCF が、民間資金動員にも重点を置いていることを踏まえ、GCF の民間セクターファシリティ部との連携を密にし、日本企業の環境技術の活用機会の掌握に取り組むとともに、GCF の事業に関心を有する我が国民間企業・金融機関の参画を側面支援する。＜外務、財務、JICA＞（再掲）
- ・ GCF を通じ、小島嶼開発途上国（SIDS）、後発開発途上国（LDC）及びアフリカ諸国等、気候変動に特に脆弱な途上国の適応策に対して、適切な資金支援を行う。＜外務、財務、JICA＞（再掲）
- ・ 「脱炭素インフラインシアティブ」（2021 年 6 月環境省）に基づき、環境インフラの海外展開を通じて、パリ協定が目指す世界の脱炭素社会を実現する。新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換など、カーボンニュートラルへの需要を創出する経済社会の変革や、国際的な発信に取り組んでいくなど、脱炭素社会の実現に向けた取組をパッケージで行う。＜環境＞
- ・ 脱炭素社会、循環経済、分散型社会の 3 つの移行のコンセプトを含む新型コロナ対策からの復興と気候変動・環境対策の推進に関する具体的な行動と知見を各国、産業界、自治体などとオンライン・プラットフォームにより共有し、コロナ禍においても、世界全体で気候変動対策を進める。＜環境＞
- ・ 日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」に基づき、日米両国で「気候変動に配慮・適応したインフラの開発、普及及び活用」を含む「気候・クリーンエネルギーの技術及びイノベーション」及び「特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協力」、「イノベーション・開発や実社会での普及の連携・支援強化」等の取組を推進していく。＜経産、外務、国交、環境＞
- ・ 我が国の経験も踏まえた、パリ協定に基づく長期戦略策定など脱炭素化に向けた政策策定支援及び報告制度充実のため制度やツールの作成支援による透明性向上支援を実施する。＜環境＞（再掲）
- ・ アジアの主要国において、政策対話などの川上から案件形成などの川下まで一貫し

た支援により、分野横断的に質の高い環境インフラの展開を進め、経済と環境の好循環を一層推進するとともに、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案や脱炭素化に向けた政策策定支援を実施する。〈環境、経産、外務〉

- ・ 開発途上国のみならず、先進国も含め世界で同時に起こるエネルギー転換・脱炭素化において、技術優位性等を持つ我が国企業を支援するため、先端技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、我が国企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進する。〈財務、JBIC〉
- ・ プロジェクトの各段階において、水資源機構及び日本下水道事業団が有する公的な信用力や専門的な技術・ノウハウを活用して、相手国政府に対して具体的な提案等を行い、我が国企業の海外展開を強力にサポートする。〈国交〉
- ・ 海外への官民ミッションの派遣を通じて本邦技術の紹介及び個別プロジェクト案件を支援する。〈経産〉
- ・ SDGs の達成に向け、アジア地域における污水管理を一層促進するための「アジア污水管理パートナーシップ (AWaP)」を新たに設立し、各国の知見・経験を共有・蓄積し、各国に共通する課題解決に取り組む。〈国交、環境〉
- ・ 水資源機構を事務局とするアジア河川流域機関ネットワーク (NARBO) を通じて、アジアの河川流域機関や水に関連する政府機関、学術研究機関、国際機関等の経験や統合水資源管理 (IWRM) に有益な情報の共有、研修を通じて IWRM を推進し、我が国の強みを発信するとともに、各国との信頼関係構築を図る。〈国交〉
- ・ 水資源機構が有する公的な信用力や専門的な技術・ノウハウを活用して水資源に関する流域マスタープランの作成等、「川上」段階から案件形成に関与する。「川上」段階からの案件形成に当たっては、関係省庁、業界団体等が一堂に会する「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用し、水資源分野の調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理に取り組むこと等により、海外の水資源開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。〈国交〉
- ・ 「アジア污水管理パートナーシップ (AWaP)」や現地実証事業等を通じて、我が国が優位性をもつ省エネ型下水処理技術や汚泥処理技術に関する環境・経済面でのメリットを発信するとともに、相手国ニーズに応じた案件形成および我が国事業者の参入促進を図る。〈国交〉
- ・ 二国間会議や「アジア污水管理パートナーシップ (AWaP)」等を通じて、我が国が優位性をもつ省エネ型下水処理やバイオマスエネルギー利用に資する汚泥処理に関す

る本邦技術の普及・促進を図る。〈国交〉

- ・ 官民連携のプラットフォームである下水道グローバルセンターについて、金融を含めたビジネス環境整備等の機能強化を図るとともに、我が国企業の海外進出に当たって重要な役割を担う地方公共団体の人材育成を促進する。〈国交〉
- ・ 集合処理と個別処理に係る関係機関から構成される日本サニテーションコンソーシアム等を活用し、我が国の経験・技術の情報を発信する。〈国交、環境〉
- ・ 海外展開に先進的に取り組む地方公共団体等を支援するためのネットワークである水環境ソリューションハブ（WES-Hub）を活用し、ショーケース化した国内の汚水処理施設等の要人招聘や研修受入を通じて、我が国下水道インフラ等の運営ノウハウの情報発信を実施する。また、我が国自治体・海外都市間の協力が円滑に進むよう、国においても、当該国との協力強化を図っていく。〈国交〉
- ・ ホスト国のエネルギー転換・脱炭素化に向けた政策に建設的に関与しつつ、当該国のエネルギー政策に適合し、高度な技術を活用して環境負荷を抑制した質の高いエネルギー・電力インフラに対する金融支援を実施する。また、GastoPowerをはじめ、我が国企業が有する天然ガスの上流から下流までのバリューチェーンに係る経験・ノウハウを活用し、アジア等の新規ガス導入国におけるガスバリューチェーンの構築に向けた我が国企業の取組を支援する。水素やCCUS／カーボンリサイクル等の先進的技術を活用したエネルギーインフラについても、革新的技術を有する我が国企業による海外事業展開を支援するべく、案件初期段階からの積極的な関与を通じ案件形成を推進する。〈財務、JBIC〉
- ・ IoT・AI等高度な新技術を活用した課題解決力等により、SDGs達成に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めていく。併せて、我が国が優位性を有する分野の海外展開を促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、資金支援事業を通じた新技術導入の推進、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティ等、横断的なパッケージ案件等の形成を推進する。〈総務、経産、国交、環境〉
- ・ 「APEC 質の高い電力インフラガイドライン」を活用し、我が国火力発電所の運営・保守の質が適切に評価される国際標準（ISO規格）を2020年3月に策定した。同ISOを研修内容に組み込んだ質の高いインフラの海外展開に向けた招聘派遣事業を実施するとともに、二国間対話等を通じて質の高いインフラの重要性について相手国政府高官の理解を促進する。〈経産、外務〉
- ・ 「自治体間連携セミナー」、「脱炭素社会実現のための都市間連携」、「脱炭素都市国際

フォーラム」、等を通じ、先進自治体をはじめとした自治体と国、及び自治体同士の情報交換・協議の場づくりを引き続き推進する。〈外務、環境、国交、JICA〉

- ・ GCF と連携して、気候変動分野の脱炭素技術及びインフラの途上国への展開を一層推進する。〈外務、関係省庁〉

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

(1) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法

- ・ *エジプト政府が発行するサムライ債に係る保険の引受を通じて同国の新型コロナウイルス感染症の対策資金（ワクチン調達や関連費用）調達を支援。〈NEXI〉
- ・ *FOIP の実現に資するべく、日 ASEAN 間の法務・司法分野におけるハイレベル特別会合実施等を通じて連携を一層強化し、同地域の司法インフラ整備を促進する。〈法務〉
- ・ *第4回アジア・太平洋水サミットでの「熊本水イニシアティブ」に基づき、農業用排水施設の整備や水田の雨水貯留機能の活用を通じた農村の湛水被害の軽減により、防災・減災機能の維持・強化を図る。〈農水〉
- ・ 2021年6月、日本はGaviと「COVAX ワクチン・サミット」を共催。途上国の人口30%に相当する18億回分のワクチンを確保するために必要とされる資金目標の83億ドルを大きく超える額の確保に貢献した。加えて、COVAX に対し既に拠出している合計10億ドルの拠出に加え、2022年4月の「COVAX ワクチン・サミット 2022」において、今後最大5億ドルの追加拠出を表明。これまでに約4,400万回分のワクチンを各国・地域に供与している。〈外務〉
- ・ 一般社団法人 MedicalExcellenceJAPAN (MEJ) や JETRO 等を通じた我が国の医療技術・サービス、医療機器等製品の海外展開の促進や現地人材の育成を支援する。〈健康・医療、経産、厚労、外務、文科、JETRO〉
- ・ 「人間の安全保障」と「UHC」を達成するため、診断・治療体制の強化、研究・警戒体制の強化、予防の強化を3つの柱として、途上国における持続可能な保健医療システムの強化に取り組む。その際、UHCを支える物理的なインフラの整備に加え、制度枠組みの構築や人材育成を強化する観点から、中核病院や感染症研究拠点との長年の協力を活かし、日本の経験に基づくソフト支援を組合せて協力する。インド太平洋地域を中心に、日本を含む世界経済の早期回復にも貢献する。〈外務、財務、JICA〉
- ・ 刑務所の過剰収容が深刻な問題となっている東南アジア等の矯正施設における感染拡大防止に資する法制度整備支援を実施する。〈法務〉

- ・ リスクの高い地熱開発に関する協力に当たっては、アフリカ大陸をはじめとする世界の膨大な地熱資源に対し、世界トップクラスにある探査技術やプラント技術を活用し、更なる技術革新を促進しつつ、途上国を中心とした地熱開発に貢献していくため、マスタープラン作成から探査、試掘調査、掘削、プラント建設まで資金面を含め支援する。〈経産、NEXI、JBIC、外務、JICA〉（再掲）
- ・ 固定通信網の整備が難しい地域を中心に、太陽光で浮遊し運行する通信プラットフォーム（HAPS）や衛星コンステレーションの実用化をにらみ、当該システムを活用した通信環境の構築や事業展開を図る。〈総務、JICT〉（再掲）
- ・ JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業等と連携し、アジア地域における浄化槽の普及に向け、制度面や維持管理体制整備に係る働きかけを含めた支援を実施する。〈外務、環境、JICA〉
- ・ 日本企業の海外ビジネス活動円滑化のため、デジタルも含むビジネス投資環境の改善、整備のための政策対話等を実施する。〈経産〉
- ・ 海外で導入可能性があるスマート農業技術を念頭に、関係省庁とも連携し、各国政府との二国間政策対話等を通じ通信インフラ環境、関連法制、具体的なニーズ等の把握と環境整備を推進する。〈農水〉
- ・ 宇宙機器の輸出に加え、政府衛星データプラットフォーム等の衛星データインフラ及び宇宙を利用したソリューションビジネスの海外展開、準天頂衛星「みちびき」を始めとする衛星測位技術を用いたサービスの普及拡大について、官民一体となった取組を強化する。特にアジア各国を始めとする宇宙新興国に対しては、法制度や人材育成等の能力構築や各種課題解決支援とのパッケージ組成を強化し、相手国のニーズに応じた持続的な宇宙産業の創出に資するよう包括的な取組を進める。また、そのような活動を主導できる人材の確保や育成にも注力する。〈宇宙、総務、外務、文科、農水、経産、国交、環境、防衛、財務、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、関係省庁〉
- ・ 我が国の測位衛星である準天頂衛星システムを活用したサービスを展開するため、海外向け高精度測位補強サービス（MADOCA-PPP）及び災害・危機管理通報サービスのアジア・オセアニア地域での正式運用に向けたシステム整備、電子基準点の設置・運用支援等の取組を推進する。〈国交、宇宙〉
- ・ 専門性の高い国際機関との連携により、当該国際機関のプロジェクトへの参画や相手国政府に対する、我が国の技術や制度等のアピールを促進するとともに、国際目標の達成に資する適正な評価手法の開発に貢献する。〈総務、外務、経産、財務、国交、環境、文科、JETRO〉（再掲）

- ・カンボジアにおける建設法令制定支援をはじめ、各国において、土地・建設関連制度、住宅供給関連制度、都市計画制度、自動車検査・登録制度、航空保安に関する制度、港湾技術基準等、インフラシステムに関連する様々な法律・制度の構築を幅広く支援する。〈国交〉
- ・アジア地域を中心とした労働分野における開発協力等を通じて、現地の労働者のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進するとともに、日系企業の国際競争力の強化や持続可能性の確保・向上を支援する。〈厚労〉
- ・2019年10月に東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に設立された海洋プラスチックごみナレッジセンターを活用し、相手国の廃棄物管理に関する政策形成に資する情報整備や、能力開発を行うことで、我が国の技術や知見を普及させ、3Rや廃棄物管理、代替プラスチック等の海外展開を促進する。〈環境〉（再掲）
- ・廃棄物・リサイクル分野に係る現地国の制度整備支援、現地の行政官等の人材育成のための研修の実施を通じたパッケージでの支援を行う。〈環境、外務〉
- ・新興国における法制度や規制、商慣行等民間企業では解決できない課題を把握した上で、二国間、多国間政策対話等や経済連携協定を活用して、規制緩和や制度改善、物流資機材の規格共通化を進め、国境間輸送（クロスボーダー輸送）を含め、円滑で効率的な物流システムの構築を推進する。〈国交、経産、財務、農水〉
- ・各国において、土地・建設関連制度、住宅供給関連制度、都市計画制度、自動車検査・登録制度、航空保安に関する制度、港湾技術基準等、インフラシステムに関連する様々な法律・制度の構築を幅広く支援する。〈国交〉
- ・我が国特許庁職員等の派遣や人材育成・情報化支援・審査協力（特許審査ハイウェイの推進）により、途上国の知財環境整備を支援し、我が国企業の迅速な知的財産権取得を推進する。〈経産〉
- ・東アジア地域における法制度整備の支援・人材育成・審査協力（東アジア植物品種保護フォーラム等の推進）により、東アジア地域における我が国優良品種の育成者権取得を推進する。〈農水〉
- ・相手国キーパーソンの訪日研修を行う。〈総務、外務、農水、経産、国交、環境、JICA、JETRO〉
- ・官民が一体となり、インフラシステム輸出をより一層推進するにあたり、独立行政法人等（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社、中部国際空港株式会社）の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用する。

「川上」段階において、分野横断的かつ包括的なソリューションを提供する官民二国間プラットフォームの構築・活用、案件形成調査やセミナー等の実施を通じて、案件形成をより一層積極的に進める。〈国交〉

- ・ 官民が一体となったスマートシティの海外展開に向け、日本の自治体に蓄積されている都市インフラやサービス提供等の総合的ノウハウを、積極的に活用する方法を検討する。〈経産、関係省庁〉
- ・ 我が国インフラ関連企業と連携して、相手国政府のインフラ担当省と「官民インフラ会議」等を開催し、「質の高いインフラ」に対する相手国の理解を促進しつつ、相手国政府との連携を強化するとともに、我が国企業の現地進出を支援。その際、関係省庁や JICA 等の関係機関と十分に連携しつつ、より具体的な案件形成につながるよう、対象国やテーマを重点化して効率的に取り組む。〈国交〉
- ・ デジタル技術等も活用して開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発を、現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む我が国企業を支援する。〈経産〉
- ・ 成長著しい ASEAN 諸国等において、国家・都市圏レベルでの適切な国土計画、地域開発計画、マスタープランの策定に向けた提案・支援及び整備手法を提案する。特に、国土・地域計画分野における国際的な支援の枠組である「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）」の取組を推進する。〈国交、経産〉
- ・ 鉄道、空港、港湾など交通インフラについて、ハード面の支援だけでなく、技術移転や人材育成等の相手国の維持管理・運営能力の育成に資するソフト面の支援を合わせて実施する。〈国交〉
- ・ 交通渋滞や環境問題等の大量輸送に伴う課題等を抱える国との間で我が国の経験を共有する。〈国交〉
- ・ 各国・地域の特色やニーズを踏まえつつ、先進技術を活用した効率的な農業インフラ、高度な食品製造システム、環境性能を含め、質の高いコールドチェーン等の高品質な物流システム、日本食・食文化の普及、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）に則した植物品種保護システムの構築等を組み合わせた食のインフラシステムの輸出やそれらを活用したフードバリューチェーンの構築を推進することで、日本産食材の輸出にも貢献するとともに、貧困、飢餓の撲滅や持続可能な消費と生産の確保などを図る。また、日本産食材を含めた現地のフードバリューチェーンの構築及び強靱化に資するべく、デジタル技術や国際標準も活用しつつ流通や生産プロセスの効率化・円滑化を図るシステムの導入に向け、モデル事業実証や事業可能性

等の評価を行うものを支援する。〈農水、経産、国交、環境、関係省庁、JBIC、NEXI、JOIN〉

- ・ 二国間政策対話や官民フォーラム、国内での官民協議会の開催等を通じ、官民連携により我が国食産業の海外展開と途上国等におけるフードバリューチェーンの構築を推進する。〈農水〉
- ・ コールドチェーン物流サービスの実証輸送プロジェクトを行い、事業展開に向けた課題の特定・解決を図ること等を通じ、我が国の物流事業者の現地への展開を支援する。〈国交〉
- ・ 官民ファンドや JCM プロジェクトを活用した冷凍・冷蔵倉庫その他の物流関連インフラの整備支援等を推進する。〈国交、経産、環境、JOIN〉
- ・ 我が国の超小型衛星技術や衛星データ等を活用し、人材育成とのパッケージにより、途上国における衛星利用を安価に実現することにより、宇宙利用市場の開拓を図る。また、衛星等のデータを気候変動等の地球規模の課題や各国固有の社会・経済課題解決に用いることにより、SDGs の達成に貢献する。〈宇宙、経産〉
- ・ アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）等の枠組みを積極的に活用し、同地域のネットワーク形成を通じて商業宇宙市場の発掘・開拓に取り組む。〈宇宙、外務、文科、経産〉
- ・ 官民連携による海外の各種展示会への出展協力等を行い、海外の大手宇宙関連企業と我が国のコンポーネント・部品・素材企業との交流を推進する。〈経産、文科、JETRO〉
- ・ 衛星打上げサービスについて、日本の強みを活かし、海外からの受注を促進する。〈宇宙〉
- ・ アジア防災センター（ADRC）において、アジア地域における防災行政担当職員の人材育成を実施する。〈防災〉
- ・ 「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）」（令和元年 8 月設立）を通じた、我が国の防災政策、技術やノウハウを官民一体となって紹介する国別の官民防災セミナーを展開する。〈防災〉
- ・ 我が国の防災技術の海外展開に向けた国別の防災協働対話をはじめとする相手国との協力を通じた、ダム再生等の案件形成を実施する。〈国交〉
- ・ 「日本防災プラットフォーム」の枠組みを活用した産学官連携による防災インフラ・製品の海外展開を促進する。〈国交〉
- ・ 国土交通省の政務や幹部によるトップセールスや、国土交通省から派遣されている

専門家等と相手国政府のハイレベルのコミュニケーションによる相手国のニーズの把握や我が国の防災技術の売り込み、案件形成を推進する。〈国交〉

- ・ 二国間対話や技術セミナー等を通じて、下水道分野における本邦浸水対策技術の普及・促進を図るとともに、現地実証事業を通じた本邦企業の海外展開支援等に取り組む。〈国交〉
- ・ アジア太平洋地域において、気候変動の影響による自然災害等の被害を回避・軽減すべく、気候変動×防災の取組等の適応策の立案・実施を支援するため、適応に関する情報基盤（アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT））を整備し、科学的知見を提供するとともに、アジア太平洋地域の行政官の能力向上や気候リスクに対応する技術を活用した適応ビジネスの展開を促進する。〈環境、外務〉（再掲）
- ・ 開発途上国等に、我が国が高度経済成長期に蓄積した住宅供給関連制度やノウハウ等を提供する。〈国交〉
- ・ 水資源の効率的利用など、かんがいに関する各種新技術や施設の管理体制の構築支援を通じた土地改良技術の海外展開を推進する。〈農水〉
- ・ 相手国の社会的課題解決への貢献のため、本邦企業の取組を幅広く支援する。地球環境保全・気候変動対策に資する事業に加え、医療・都市開発・防災・情報通信等のその他インフラ分野を対象として、当該取組で先行する国際機関等との連携も含め、戦略的かつ柔軟に取り組む。〈財務、JBIC〉
- ・ 相手国政府・政府機関との対話を深め、現地の社会課題に対するニーズを適切に汲み取ることを通じ、我が国企業とともに、当該社会課題に対するソリューション提供に繋がる幅広いインフラプロジェクトの案件形成を支援する。〈財務、JBIC〉
- ・ 省エネ・環境・安全等に関する我が国の制度・システム等の普及とともに、アジア地域における環境影響評価の運用等の支援をする。〈経産、国交、環境、外務〉
- ・ アジア太平洋地域において我が国が整備を進める準天頂衛星システムの利活用を促進し、我が国の測位システム方式を普及すべく、マルチ GNSS アジア等の枠組を活用し、我が国の測位システム方式普及に向けた電子基準点の設置や運用支援、準天頂衛星システムによる高精度測位サービスの利活用等の取組を着実に推進する。〈宇宙、国交、経産、総務〉
- ・ 金融インフラの支援については、決済システム整備から人材育成、O&M を一気通貫で実施したミャンマーは1つのモデルケースとなりうる。一方、国の発展段階に応じて必要な支援は異なる。また、企業サイドの市場対応力も重要なファクターとなる。こ

のため、国・地域別の特性を考慮に入れ、「ハードインフラ」、「ソフトインフラ」、「前提となる基礎調査」の別に取り組を実施する。

- ・ QRコードの標準化や規格の相互運用性の確保は、利用者の利便性の向上のみならず、決済システムの国際競争力の確保の観点からも推進することが必要である。その端緒として、電子小口決済が普及しており、かつ、国内統一規格を有するアジア各国との間でQRコード決済の相互利用を可能とすることを目指す。さらに、その実現後に成果の他国への横展開を視野に入れる。〈経産〉
- ・ 国際送金は、太平洋島嶼国の生命線であり、マネーロンダリング対策の充実の観点からも、国際機関との連携の重要性は高まっている。国際機関と連携し、国内決済システムと国際送金に係る技術支援を後押しする。〈財務〉
- ・ また、太平洋島嶼国地域の中には、決済システムが未整備だけでなく、中央銀行・自国通貨ともに有しない国々が過半に上る。特に米ドル豪ドルを法定通貨として使用する国々に対しては、米・豪などの域内主要国との連携を図る。〈財務〉
- ・ 資金決済業は、電子的な小口決済や送金を包含する新業態であって、スマートフォンの普及に後押しされる形で、我が国だけでなく世界的にも成長が続いている分野である。とりわけ、アジア地域では、競合国の電子小口決済の世界的な進出が続く中、本邦企業の海外展開も散見される。成長著しい電子小口決済の分野を社会生活基盤（金融インフラ）の一つと捉え、海外展開の動向把握を行う。〈金融、経産〉
- ・ アジア太平洋地域において電子決済分野で日本との協業に関心を持つ国との協力可能性を拡大すべく、政府やJICAが有する現地の電子決済インフラに関する情報のほか、JETROの現地事務所のネットワークを活用して得られた当該情報を日本企業に共有する。その結果、日本企業側にも関心がある場合には、具体的な事業提案を検討する日本企業への提案型調査、F/Sや実証事業も含めた支援を検討する。〈経産、外務、JICA、JETRO〉
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和、繁栄を確保していくとの考え方に根差したものである。質の高いインフラ投資を通じた展開地域の連結性向上等を目指した官民一体の取組によって、FOIPの実現にも貢献し、日本企業にとっても望ましいビジネス環境が構築できる。FOIP実現に向けた具体的な取組例としては、
 - ① 海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有
 - ② 自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り

- ③ インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現
- ④ 能力構築支援等を通じたガバナンスの強化
- ⑤ 海洋安全保障及び海上安全の確保

が挙げられる。

- ・ 公的資金スキームを活用し、以下の諸点に留意しつつ、戦略的な案件形成に努める。
 - <経協、外務、財務、総務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN、JICT>
 - 海洋安全保障、連結性向上、法の支配の重点分野に関する基幹インフラ案件を所掌する関係省庁の連携を強化。ハード、ソフト両面での協力の実施。
 - ハードインフラ支援では、コロナ禍でも需要が大きく拡大している ICT インフラ等について、公的支援ツールの連携を図り、国の適切なリスク管理体制を強化。
 - ソフトインフラ支援では、コロナ禍の下、重要性が高まった医療・保健・公衆衛生など日本の経験をもとにした協力・海外展開や質の高いインフラ原則の実践に繋がる政策対話、人材育成、研修の実施。
 - 地域別取組の一環として、インド太平洋を中心とした我が国にとっての重要地域に対する支援方針、FOIP 実現の観点を含めた取り組みの検討（例えば、2021年に第9回太平洋・島サミット（PALM9）及び第13回日本・メコン地域諸国首脳会議が、2022年に TICAD8 が開催予定であり、こうした外交日程に先立って行う。）。
 - 我が国企業のサプライチェーンリスクや対外投資リスクへの対応のため官民コミュニケーションの強化。
- ・ ODA へ日本企業の参加を促していくため、広範な公的資金スキームの活用が重要。こうした観点からも、Core Japan の実施に向けた施策、適切なリスク管理策、民間資金の更なる動員に資する施策等公的資金スキームの不断の見直しを行う。
 - <関係省庁>
 - ASEAN 地域において、「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」（2020年の日 ASEAN 首脳会議で発表）に基づき、計2兆円規模の陸海空の回廊連結性プロジェクトを中心にハード面で連結性強化を支援するとともに、ソフト面では2020年から3年間で1,000人の人材育成を行っている。
 - <外務、関係省庁>
 - コロナ禍の環境変化やサプライチェーンの複層化を踏まえ、我が国企業の事業持続性やレジリエンスを確保するため、保険対象の拡大や支払いの迅速化等による貿易保険の支援強化を実施。
 - <経産、NEXI>

- ▶ 展開国の社会課題や SDGs への貢献に資する案件について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。＜NEXI＞
- ▶ インド太平洋におけるエネルギー安全保障や質の高いインフラ投資の実現には、第三国連携や民間資金の動員等に関する公的金融の取組継続が重要。「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策を踏まえ、相手国又はパートナー国の政府・企業あるいは国際機関等との関係強化を考慮しつつ、我が国を含む地域全体の資源・エネルギーの安定供給確保や企業の事業機会の拡大を図るとともに、相手国・地域の持続的成長に資するプロジェクトを形成する。＜経産、外務、JICA、NEXI＞
- ▶ 「自由で開かれたインド太平洋」構想等の外交政策の下、競合国・関係国の能力や動向等を踏まえた対応を強化する観点から、戦略的重要性の高いインフラ案件等について、JBIC の出融資や JOIN、JICT による民間企業との共同出資など多様なファイナンスメニューを活用しつつ、広く国益の観点から戦略的かつ柔軟に取り組む。＜財務、国交、総務、JBIC、JOIN、JICT＞
- ▶ 近年増加している OECD の DAC リスト卒業国に対し、JICA が行う支援に関しては、既の実施可能な円借款等に加えて、海外投融資の活用のあるり方についても、国際ルールとの整合性も含め早急に検討の上、結論を得る。＜外務、財務、経産、JICA＞
- ・ ワクチン作業部会等を通じ、インド太平洋地域におけるワクチンへの公平なアクセスの確保に向け協働。＜外務＞
- ・ アジア域内における天然ガス関連インフラの導入や、中東・中央アジア・アフリカ・北米の産油／産ガス国におけるエネルギー・資源関連インフラの新規・改修需要を取り込むべく、政策対話等の二国間の枠組みや F/S 事業等のツールを活用して我が国企業への支援を推進する。＜経産＞
- ・ 我が国での研修を「日本方式インフラの（将来の）顧客に対する営業活動の一環」とも位置付け、研修の中でインフラに関する日本的価値観（安心、安全、快適等）への理解を深めるとともに、歴史・文化等含めた多面的な日本理解促進、親日観の醸成を強化する。＜外務、経産、文科、総務、JICA＞
- ・ インフラシステム輸出、海外市場獲得のための戦略的取組として、日本語研修の充実、日本社会・文化の理解促進のための研修・視察の拡充、研修員に対する適切な待遇の確保を始め、JICA 研修事業の基盤を質量両面で拡充・強化することを通じ、開発途上国において、「日本ブランド」を活かした産業人材育成支援及び知日派・親日

派の育成とネットワーク強化を行う。〈外務、JICA〉

(2) 質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化

- ・ *G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、G7・G20・国連・OECD・APEC・ASEAN 等の首脳・閣僚会合を含む国際場裡において、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の指標に関する作業を含め、質の高いインフラに関する議論を主導する。〈外務、財務、関係省庁〉
- ・ *我が国が水分野で培ってきた豊富なノウハウや技術に基づき、気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術等を活用したダム、下水道、農業用排水施設等の「質の高いインフラ」整備や基礎的生活環境の改善等に向けた「質の高い水供給・衛生施設」整備等を通じた、アジア太平洋地域をはじめとする地球規模の水をめぐる社会課題の解決と持続的な経済成長に向けた我が国の貢献策を取りまとめた「熊本水イニシアティブ」(2022年4月 第4回アジア・太平洋水サミットにて発表)に基づく取組を推進する。〈国交、外務、文科、厚労、農水、経産、環境〉(再掲)
- ・ ポストコロナを見据えつつ、第4回アジア・太平洋水サミットの成果を踏まえ、国際会議での発信等を行うなどにより、我が国が主導的に途上国をはじめとした世界各国における防災の主流化を推進する。〈国交〉(再掲)
- ・ 第4回アジア・太平洋水サミットにおいて発表された「熊本水イニシアティブ」に基づき、日本が優位性を持つダム運用改善や改造等の気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術や、水災害リスク評価等の技術・経験を活用して、対象国との対話等を進めつつ、我が国企業の活躍の場の形成やこれら技術等の社会実装へと繋げていく。また、3L水位計(危機管理型水位計)を含む水位情報システム等の水・防災分野におけるインフラシステム海外展開を引き続き推進する。〈国交〉(再掲)
- ・ 非接触技術等を活用した交通インフラ、スマートシティや防災まちづくりなど、新型コロナウイルスの感染拡大により変化する新興国ニーズを踏まえた交通分野や都市開発での案件の形成を推進する。〈国交〉
- ・ 技術革新により新しく開発された技術や、デジタル、AI、情報通信等インフラシステムに関係する周辺技術も含め、我が国企業が比較優位を持つ技術を検証・特定する取組を進める。〈国交〉
- ・ 我が国の強みを活かせる分野において、プロジェクト獲得のキーとなる製品・工法等の海外展開や、中長期的視野に立った総合的な施策を紹介する。〈国交〉
- ・ 本邦優位技術の新興国ニーズへの適用性や案件形成における活用可能性等の観点か

ら検討し、「質の高いインフラ」のコアとなる技術の整理を行い、案件形成力の強化を支援。本邦が優位性を持つ運営・維持管理についても海外展開の支援を実施。〈国交〉

- ・ 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践及び個別のプロジェクトへの反映に向けた取組を推進する。〈外務、財務、関係省庁〉
- ・ G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、G7・G20・国連・OECD・APEC・ASEAN 等の首脳・閣僚会合を含む国際場裡において、質の高いインフラに関する議論を主導する。〈全省庁〉
- ・ ADB への拠出金による日本 JCM 基金を通じて、ADB が融資を行う民間プロジェクトに対して利子補給を実施し、リスクを低減する。〈環境〉（再掲）
- ・ 新興国等による、OECD 公的輸出信用アレンジメント（公的輸出信用条件の規律）において許容されない過大なファイナンス条件の提示に対し、OECD ルールの準拠や WTO 補助金協定の遵守を働きかけ、必要に応じ、可能な範囲で対抗措置（マッチング）を実施する。また、関係国との連携を通じ、気候変動対応のためのインフラ整備を支援するためのルールの緩和等、OECD 公的輸出信用アレンジメント改定に向けた働きかけを実施する。〈経産〉
- ・ APEC 域内の各国・地域におけるインフラ開発・投資の関連制度等を対象に、「APEC インフラ開発・投資ピアレビュー及び能力構築参照ガイド」に基づいたレビューを実施し、そのレビュー結果に基づいた能力構築支援等を実施する。〈経産〉
- ・ 「質の高い ICT インフラ投資」の概念・調達手法の普及、人材育成、投資・競争を促進させるような公正で透明性のある政策・法的枠組の働きかけ等を通じて、我が国の質の高い ICT インフラシステムを活用したインフラ受注の機会増大を進める。〈総務〉
- ・ 政策研究大学院大学での途上国の政府幹部を招いた研修をはじめ、相手国が中長期的に重視するプロジェクトの関連政策を担当する部局の幹部候補生を招くことによる我が国の制度等を学ぶ機会の提供、「日 ASEAN 交通連携」に基づく協力プロジェクト、JICA 専門家の派遣やセミナー・研修の実施等を引き続き実施する。〈国交〉
- ・ 新興国等のインフラの品質向上・安全性確保を図るため、二国間の定期会合や国際機関による会合等を通じ、技術者資格制度の活用・創設支援と相互認証等による我が国の技術士制度との連携、技術者資格の国際的地位向上に向けた情報発信、「良き発注者」の浸透等を実施する。〈国交、農水、文科〉
- ・ ASEAN 諸国等の土地・建設関連政策の立案を担当する幹部候補の政府職員を招聘し、

我が国土地・建設関連制度を一連のカリキュラム形式で提供する「ASEAN 諸国等政府職員に向けた建設産業政策プログラム」を実施し、相手国で関連制度の整備・普及を担うことができる人材育成を支援する。〈国交〉

- ・ インフラの整備・運営・維持管理に必要な人材育成・活用のための仕組み作りとして、留学生や現地人材等の我が国事業者とのマッチングや研修の実施等を行う。〈国交、外務、法務、厚労、JICA〉
- ・ 途上国への教育協力として、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心に、中長期的視点から途上国におけるインフラ関連人材も含めた人材育成を支援する。〈文科、外務、JICA〉
- ・ 国立高等専門学校機構による、留学生の受入れ、教職員派遣等を盛り込んだインフラシステム展開のパッケージ作りを強化するとともに、関係省庁との連携を通じ、人材育成ツールを有効に活用する。また、大学や研究機関においても同様の施策を実施する。〈文科、関係省庁、JICA〉
- ・ 「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を踏まえ、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」を導入した技術者教育機関の運営支援を実施する。〈文科〉
- ・ 質の高いインフラ整備に必要となる諸外国の幅広い人材育成に戦略的に貢献するため、高等専門学校について以下の施策を実施する。〈文科〉
 - 海外向けの広報資料を作成し、広報を強化する。また、研修や視察に係る招聘を実施する。
 - 高等専門学校の教育システムの導入に強い関心がある国（タイ、モンゴル、ベトナム）に、現地で高等専門学校教育の導入を支援するための海外拠点（国立高等専門学校機構）を設置する。
- ・ 諸外国のインフラ事業に携わる人材育成に貢献する日本型教育の海外展開を推進するため官民協働プラットフォームの運営、海外見本市への出展等による戦略的 PR、諸外国のニーズと国内機関・事業者のシーズをマッチングする取組を実施する。〈文科、外務、経産、JICA、JETRO〉
- ・ 日 ASEAN 交通連携の枠組のもと、交通行政官を対象にした交通安全に関する研修の実施及び交通安全に関する共同レポートの作成等を通じて、ASEAN における交通安全対策の推進に貢献する。〈国交〉
- ・ 途上国等の大学における官民連携による寄附講座の開設、相手国への専門家派遣や研修員の受入れ、招聘、技術指導等を通じ、我が国の食関連産業の海外展開を支える相手国の人材を育成する。〈農水〉

- ・ 我が国の治山技術を海外展開するための手法の開発や山地流域における災害等のリスク評価・課題の分析、その他技術や知見の普及を実施する。〈農水〉
- ・ 第三国におけるインフラ整備を日米共同で推進する。〈外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、関係省庁〉
 - JBIC と米国国際開発金融公社（DFC）が 2021 年 1 月に締結した業務協力に関する覚書に基づき、拡大した協力分野・地域（デジタル、中東欧など）を含め、第三国における具体的な日米協力案件を形成
 - JICA、NEXI 各機関と米国国際開発金融公社（DFC）間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日米協力案件の形成
 - 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践に向けた協力
 - 米国との間の交通インフラ分野（スマートシティ及びモビリティを含む）における技術面での協力、交流の促進、企業間ビジネスネットワークワーキングの発展に向けた検討
- ・ 2019 年 11 月の第 22 回日 ASEAN 首脳会議において、「連結性に関する日 ASEAN 首脳共同声明」が発出され、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」に十分配慮した連結性及び国際スタンダードに則った質の高いインフラの強化、ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）2025、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等の実施を通じた地域の開発格差の是正について継続的な協力の強化等が明記された。また、同会議において、ASEAN が 2019 年 6 月に発表し、海洋協力、連結性、SDGs、経済等を 4 つの優先分野と位置づけるインド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）に関し、安倍総理（当時）から、AOIP を全面的に支持する旨発言した。2020 年 10 月の菅総理の日越大学における政策スピーチにおいても、AOIP と FOIP が多くの本質的な共通点を有しており、引き続き強く支持する旨表明した。2020 年 11 月、日 ASEAN 首脳会議にて、AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明を発出し、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認し、連結性を含む 4 つの優先分野で具体的な協力を進めていくことを確認した。〈外務〉
- ・ G20 原則の普及・実践を促し、個別のプロジェクトに反映する一助となる「質の高いインフラ投資のためのグッド・プラクティス集」や「質の高いインフラ投資に関する実践ハンドブック」の活用や海外見本市・国際会議・セミナー・視察等を通じ、相手国等における我が国のインフラの PR や理解を促進する。〈外務、経産、国交、総務、環境、JICA、JETRO〉

(3) 政府発の構想の国際連携による具体案件化

- ・ *重要・新興技術作業部会等を通じ、5G のサプライヤー多様化に向けた官民政策対話の実施やテストベッドに関する連携などで協働。〈総務〉
- ・ 第三国におけるインフラ整備を日米共同で推進する。〈外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、関係省庁〉（再掲）
 - JBIC と米国国際開発金融公社（DFC）が 2021 年 1 月に締結した業務協力に関する覚書に基づき、拡大した協力分野・地域（デジタル、中東欧など）を含め、第三国における具体的な日米協力案件を形成
 - JICA、NEXI 各機関と米国国際開発金融公社（DFC）間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日米協力案件の形成
 - 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践に向けた協力
 - 米国との間の交通インフラ分野（スマートシティ及びモビリティを含む）における技術面での協力、交流の促進、企業間ビジネスネットワークワーキングの発展に向けた検討
- ・ ワクチン作業部会等を通じ、インド太平洋地域におけるワクチンへの公平なアクセスの確保に向け協働。〈外務〉（再掲）
- ・ G20 大阪サミットにて共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げた。同イニシアティブの下で、二国間・国際機関経由の支援、日本企業等の国際展開、ベストプラクティスの共有を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収及びイノベーションを推進するための、途上国における能力強化を支援する。〈外務、環境、JICA〉
- ・ ICT 分野における政府間政策対話等を通じた上流段階からの関与による我が国の安心・安全な質の高い ICT インフラシステムの積極的な組み込みを通じた競争力の強化を図るとともに、広域的複数国による国際フォーラムの開催による ICT インフラシステムの面的展開を推進する。〈総務、JICT〉
- ・ 「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米 IED）」等を活用したデジタル分野における日米協力の具体化を行う。〈外務、経産、財務、総務、JBIC、JICT〉
 - インド太平洋地域における光海底ケーブル等の ICT インフラの展開にかかる日米協力の検討
 - インド太平洋諸国を対象とした 5G に関する日米共同セミナーの実施

- ・ 令和3年1月「インド共和国通信省との間の情報通信技術分野における協力覚書」に署名。5G/Beyond 5G、海底ケーブル等の情報通信技術分野での協力を推進する。〈総務〉
- ・ ICT 分野の協力覚書に基づき、デジタルインフラ（5G／ローカル 5G、海底ケーブル等）やデジタル利活用（医療、農業等）の取組を強化する。〈総務〉
- ・ 開発途上国との間の情報通信分野の協力に関する覚書を締結し、当該覚書に基づき、通信インフラや ICT 利活用等の情報通信分野での協力を推進する。〈総務〉
- ・ 地域別の戦略的な取り組みの一環として、インド太平洋を中心とした我が国にとっての重要地域について、FOIP 実現の観点を含めた取組を検討する。（例えば 2022 年に TICAD8 が開催予定であり、こうした外交日程に先立って行う。）〈経協、外務、関係省庁〉
- ・ ASEAN の持続可能な開発を実現するため、2019 年 11 月に発表した「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」に基づき、JICA・ADB 間の信託基金の活用を含め ASEAN 地域等の「質の高いインフラ」案件に対する出融資を推進する。特にメコン地域においては、「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」の下、2020 年 11 月の日メコン首脳会議で発表した「メコン・SDGs 出融資パートナーシップ」を活用し、メコン地域における「質の高いインフラ」案件の形成を推進する。〈外務、財務、経産、JICA〉
- ・ 2022 年 8 月の TICAD8 も踏まえ、日本の対アフリカ支援を引き続き推進する。〈外務、財務、関係省庁〉
- ・ MDBs を通じて、途上国における感染症等に対する強靱な質の高い保健システム・インフラ構築に向けた取組のための技術支援を行う。また、途上国政府がライフサイクルコスト等を勘案したインフラプロジェクトを組成するための技術支援を行う。〈財務〉
- ・ 経済協力対話やハイレベル会議等の開催。また当該機会を活用した、APEC 域内の各国・地域に対するピアレビュー及び調達担当者の能力構築の加速化に向けた働きかけを行う。〈外務、経産、国交〉
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」に賛同するパートナーとの連携を一層強化し、競争力を補完するとともに、第三国における協力を含め「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた協力を推進する。〈外務、財務、経産、国交、総務、JICA、JBIC、NEXI、関係省庁〉
- ・ 今後の社会の基幹的インフラとして各国で重要性が高まる 5G 等の ICT インフラのオープン性・安全性・信頼性を確保するため、第三国連携等のパートナー国との協力を

推進する。〈総務〉

- ・ 2021年4月16日の日米首脳会談の際に発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」において合意された Open RAN 等の安全でオープンな 5G ネットワークの推進、5G 及び Beyond5G を含む安全なネットワーク及び先端的な ICT の研究、開発、実証、普及への投資等について、グローバル・デジタル連結性パートナーシップの推進を通じて、日米関係を軸に他のパートナーとの連携を促進する。〈総務、JICT〉
- ・ 日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化等を促進する。〈経産、JETRO〉
- ・ 経済連携協定や投資協定、租税条約等の国際的な法的枠組、二国間会議の場の活用による、課題解決とビジネス環境の整備を図る。〈外務、財務、経産、国交〉
- ・ 外国政府・企業と連携して周辺の第三国へ展開する我が国企業の取組を支援するため、第三国等におけるセミナー開催による両国企業のマッチング等を実施する。併せて政府間の二国間連携の枠組を構築する。〈国交、経産、JETRO、関係省庁〉
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現・発展に向けた経済面における日米協力として、特に「インフラ」「エネルギー」「デジタル」の3分野における協力を重点的に推進する。2019年5月の日米首脳会談時にはファクトシート：「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたエネルギー・デジタル・インフラ分野における最近の日米の取組を公表している。また、2021年4月16日の日米首脳会談の際に発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」も念頭に、上記分野も含む日米協力の具体化を図る。〈関係省庁〉
- ・ 2021年4月の日米首脳会談の際に新規立ち上げが合意された「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」(GDGP)の下、GDGPの推進枠組みである「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米 IED）」や専門家レベルの作業部会の開催及び日米による第三国連携や多国間の枠組みでの連携等を行うことにより、5G等のデジタル分野における日米協力を強化する。〈外務、総務、経産、国交、財務、JBIC、JICT〉
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」とインドの「アクトイースト政策」との連携によるアジアからアフリカに至る連結性の強化〈関係省庁〉
 - 第三国における連結性強化のための日印協力の推進

- ・ 平成 30 年 11 月、JBIC、DFAT/EFA（旧 Efic）及び DFC（旧 OPIC）の三機関間の業務協力に関する覚書を締結した。同取組をはじめ、第三国におけるインフラ、エネルギー分野で日米豪企業が協力するプロジェクトの実現を促進するためにファイナンス面での支援に向け協調し、質の高いインフラ推進のための取組をさらに推進する。〈財務、JBIC、経産、外務〉
- ・ 日米豪 NZ によるパプアニューギニア電化パートナーシップに基づき、パプアニューギニアにおける電力インフラの整備を進める。〈外務〉
- ・ JBIC と欧州投資銀行（EIB）との間の業務協力協定に基づき、イノベーションや低炭素化を含むプロジェクトの第三国における日・EU 協力案件を組成する。〈財務、JBIC〉
- ・ 令和元年 9 月の「欧州連結性フォーラム」において安倍総理（当時）とユンカー欧州委員長（当時）が署名した「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップ」文書に基づいて、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で、西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋、アフリカでの協調並びに質の高いインフラ投資に関する協力の具現化に向けて議論を実施する。〈外務〉
- ・ JBIC とイタリア預託貸付公庫（CDP）との間の業務協力協定に基づき、第三国における日伊両国企業のビジネス機会を創出する。〈財務、JBIC〉
- ・ 平成 31 年 1 月の日英共同声明において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日英協力の強化に取り組むことで一致したことを受け、質の高いインフラ等に関する協力の具体化に向けて議論を実施する。〈関係省庁〉
- ・ トルコ輸出入銀行との間で業務協力協定を締結し、トルコ周辺の第三国における日・トルコ企業の協働事業を推進する。〈財務、JBIC〉
- ・ 民間企業間の交流を促進し、インフラの開放性、透明性、経済性、借入国の債務持続可能性等の国際スタンダードに合致し、かつ第三国に利益となる協力可能な具体的プロジェクトを検討する。〈関係各省〉
- ・ JBIC と国家開発銀行（CDB）との間の業務協力協定に基づき、グローバルスタンダードに則った金融支援を行うべく、日中両国企業が参加又は関与する第三国における案件を組成する。〈財務、JBIC〉
- ・ JBIC がラテンアメリカ・カリブ海地域における質の高いインフラ案件及び環境案件の推進に向けた取組として、米州開発銀行（IDB）、アンデス開発公社（CAF）、ラプラタ河流域開発基金（FONPLATA）との間でインフラ分野・環境分野における経験・ノウハウの共有及び案件の組成について意見交換やセミナーを行うことで、3 協力関係

を強化する。〈JBIC〉

- ・ IFC や欧州復興開発銀行（EBRD）との間の業務協力協定も踏まえつつ、国際機関等との継続的な対話を通じて連携を深め、我が国企業の関与する質の高いインフラプロジェクトの案件組成を実施する。〈財務、JBIC〉
- ・ 地域別の戦略的な取組の一環として、FOIP 実現の観点を含め、太平洋島嶼国、東南アジア・メコン地域諸国、アフリカ（2022年8月に TICAD8 を開催）を含めて、戦略的な取組を推進する。〈経協、関係省庁〉

（４）重点的支援地域及び支援の方向性

- ・ ＊「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、アジア及びアフリカにおける健康長寿社会の実現と持続可能な成長を目指し、医療・ヘルスケアに関する製品・サービス等の国際展開を進めるため、覚書署名国（アジア健康構想：フィリピン、インド、インドネシア、ベトナム、ラオス及びタイ。アフリカ健康構想：ウガンダ、セネガル、タンザニア、ガーナ、ザンビア及びケニア）に対する取組を着実に推進する。〈健康・医療、経産、厚労、文科、総務、法務、外務、財務、国交、農水、環境〉
- ・ 5G や光海底ケーブル、日本方式の地デジや医療・農業・防災等分野における ICT サービス、衛星システム、サイバーセキュリティ、電波システムをはじめとする我が国が強みを持つ ICT システムや優れた郵便システム、交通・都市開発システム等の F/S ・実証実験等を通じた相手国社会インフラシステムへの組み込みを行うとともに、JICT といった政府関係機関等の支援ツールへのバトンタッチによる案件形成力の強化についても検討する。〈総務、国交、JICT〉（再掲）
- ・ 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、ICT 分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進し、ICT インフラや ICT サービス利活用に加え、郵便、統計、消防、行政相談などの国民サービス向上に資する重点プロジェクトを推進する。〈総務、JICT〉（再掲）
- ・ AMED を通じた、海外の感染症流行地の研究拠点において現地国研究者と共同で行う研究や、アジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と臨床開発体制の充実に向けた国内外の国際治験体制整備等を推進する。〈健康・医療、厚労、文科〉
- ・ 日本発の医薬品・医療機器等を国際的な医療協力等も通じて、保健制度・医療技術・医療・介護サービス等と一体的に海外に展開する。（アジアにおける医薬品の研究開発、製造、流通、安全規制や郵便による輸送等の基盤整備、人材交流を通じた規制・制度の国際調和や、官民拠出による開発途上国向け医薬品研究開発の促進、WHO への

貢献や ASEAN・その他加盟国等の新興国との二国間協力、国内外における商談機会の充実を通じた国際展開等を行う。) <健康・医療、厚労、外務、経産、文科、財務、総務、JICA、JBIC、NEXI、JETRO>

- ・ 各国の保健当局間の関係構築・強化を通じた医療・保健協力を図る。具体的には、1) 医療技術、医薬品や医療機器に関する人材育成、2) 我が国の経験や知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援(公的医療保険制度等)、3) 薬事規制のノウハウの伝達等による相手国の医薬品等へのアクセス向上、4) 国際機関の調達枠組みを活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進等を含め、パッケージ輸出で、医療の国際展開を推進する。 <厚労、健康・医療>
 - ・ 円借款について、CORE JAPAN の観点を踏まえ、パートナー国企業や現地企業との連携を促進して価格の低減等を図り、競争力を強化する方策について検討する。 <経協、外務、財務、経産、国交>
 - ・ 各種会議等における取組を推進する。
 - 日中第三国市場協力フォーラム<経産>
 - アフリカビジネス協議会<経産、外務>
 - アフリカ・インフラ協議会<国交>
 - アフリカのきれいな街プラットフォーム<環境、外務、JICA>
 - 日ブラジル官民合同会議<外務>
- 等

(5) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進

- ・ 天然ガスは、地域偏在性が低く、供給源多角化に資する重要資源。引き続き安定的かつ安価な供給の確保に努めるとともに、柔軟かつ透明性の高い LNG 市場実現のための取組を推進する。 <経産、外務、財務、JBIC、NEXI、JOGMEC>
 - 中東各国との関係を強化しつつ、豪州、米国、カナダ、モザンビーク、ロシア等のプロジェクトに参画する我が国企業を支援し、供給源の多角化を図るとともに、低廉な LNG 調達に向けた取組を継続する。
 - 「LNG 市場戦略」を踏まえ、特にアジアでの LNG 利用拡大を目指し、i) 仕向地条項緩和等の取引容易性の向上、ii) 需給を反映した価格指標の確立、iii) オープンかつ十分なインフラ整備について、官民一体となった取組を強化する。
 - 二国間協議や ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)、LNG 産消会議等の国際的な枠組を活

用しつつ、戦略的かつ効果的な情報発信を行うとともに、LNG の消費国間での連携を強化して交渉力を強化する。既に MOU を締結している EU はもとより、今後 LNG の大幅な需要増加が見込まれるアジア諸国との協力に加え、米国とも連携し、柔軟かつ透明性の高い LNG 市場形成に向けた取組を強化する。

- ・ 災害時や国際的な供給逼迫時のリスクに備え、エネルギー安全保障の強化という観点から、我が国企業の権益獲得を JOGMEC によるリスクマネー供給や政府による積極的な資源外交等を通じて最大限支援する。また、石油市場の安定化に向けた主要産油国との関係強化を行うとともに、供給源多角化、IEA を通じた緊急時対応等のエネルギー問題に係る国際連携強化に関連国際フォーラムやルールを活用するほか、その発展にも貢献する。さらに、アジアワイドでのエネルギー安全保障を確保する観点から、アジア地域における石油製品の流通インフラを整備する。〈経産、外務、財務、JBIC、NEXI、JOGMEC〉
- ・ 先進技術を用いた製品に不可欠な鉱物資源につき、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国における安定供給確保に関する支援策を一層拡充する。JOGMEC によるリスクマネー供給機能の強化を通じ、開発・製錬事業に対する支援に必要な措置を講じるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化やサプライチェーン強化に向けた多国間協力の推進等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給確保に取り組む。〈経産、外務、財務、JBIC、NEXI、JOGMEC〉
- ・ 石炭については、近年、中国の生産制限や豪州の豪雨等の影響等から、需給はタイトな状況が続く一方、中長期的には、アジア諸国を中心に需要増加が見込まれている中、価格の振幅が大きくなっている。特に、原料炭などの高品位炭については、供給ソースが限られていることから、需給がタイト化するおそれもあるため、今後も豪州やインドネシア等からの安定供給確保を基本としつつ、北米及びその他の産炭国等、調達先の多角化を推進する。また、水素需要の拡大による国際サプライチェーン構築のための褐炭利用等に伴い、豪州などの褐炭の大規模な賦存が確認される国との資源外交の強化を進める。〈経産、財務、JBIC、NEXI、JOGMEC〉
- ・ エネルギー憲章会議（エネルギー憲章条約の最高意思決定機関）等の国際会議等の積極的な活用を通じ、エネルギー・資源の取引における自由化促進・投資の保護等を図り、インフラ輸出の拡大やエネルギー・資源の安定供給を実現する。〈外務、経産〉
- ・ 特定地域を対象とした在外公館での「エネルギー・鉱物資源担当官会議」を開催する。また、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し、資源確保に

係る情報収集、分析体制や関係省庁・機関間の連携を強化する。〈外務〉

- ・ 世界のエネルギー需給構造の変革を踏まえ、JOGMEC によるリスクマネー供給を通じて資源開発投資を促進する。具体的には、資源国等が開放する重要権益の獲得や企業買収・資本提携に対する、機動的かつ効果的な支援を実施する。〈経産、JOGMEC〉
- ・ パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢を提案し、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で支援していく方針の下、IEA や IRENA などの国際機関も活用しつつ、再生可能エネルギーを柱の一つとするエネルギー外交を展開する。〈外務、経産、環境〉
- ・ 中東情勢の緊迫化や新興国を中心としたエネルギー需要の増加等、世界のエネルギー需給構造が変革する中、JBIC、NEXI、JOGMEC を通じたリスクマネー供給を大幅に強化し、我が国が世界の資源開発等への投資をけん引する。〈財務、経産、JBIC、NEXI、JOGMEC〉
- ・ アジアをはじめとする新規天然ガス需要国におけるガスバリューチェーンの構築に必要な上流・中流・下流（エネルギーインフラ投資含む）の開発に対する支援を実施する。〈財務、JBIC〉
- ・ 世界的なエネルギー移行の潮流を踏まえ、水素を含む新たなエネルギー資源について、上流・中流・下流の開発に対する支援を実施する。〈財務、JBIC〉
- ・ 資源国との関係強化に資する案件について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。
- ・ 再生可能エネルギーや水素等を活用したエネルギー転換を積極的に推進している姿を国際社会に発信し、我が国に対するイメージを向上させる。〈外務、経産、環境〉

（6）開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化

- ・ 輸出・投資・融資保険を通じ、5G、光海底ケーブル等のデジタルインフラ事業に多様な形で参画する我が国企業を支援する。〈NEXI〉
- ・ 海洋インフラについては、海洋開発用施設の建設や運用に係るコストや調達等のリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの開発支援等の海洋開発分野の市場獲得に向けた取組（j-Ocean）を着実に実施する。〈国交〉
- ・ WTO 紛争解決制度の活用や OECD 造船部会における市場歪曲的な公的支援の防止に関する政策協調に努め、造船分野における公正な競争条件の確立を目指す。〈国交〉
- ・ ASEAN・大洋州地域各国の JICA 港湾関連研修生 OB 等により構成される「JICA 港湾ア

ルムナイ」を通じて、我が国と ASEAN・大洋州地域各国との良好な関係を構築、発展させるとともに、質の高い港湾インフラに関連する我が国企業の海外展開を促進する。〈国交、JICA〉

- ・ 日 ASEAN 交通連携の枠組による取組等を実施する。〈国交〉
 - 港湾技術共同研究において、ASEAN 各国のための「港湾運営効率化ガイドライン」策定に向けた取組
 - ASEAN 各国における公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、人材育成等の取組
 - ASEAN 地域における橋梁維持管理の質の向上を目指した「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」
- ・ 臨海部の産業立地と港湾インフラやアクセス道路等を一体的に開発する産業立地型港湾開発など面的プロジェクトの形成を推進する。〈国交〉
- ・ 港湾プロジェクトは展開地域での連結性向上を通じて FOIP にも資するものである。港湾プロジェクトにおいては、政府間対話、JICA・JOIN との協力等を通じて民間投資リスクの軽減を図ることで、我が国企業の参画を促進する。〈国交、外務、JICA、JOIN〉
- ・ 日本の官公庁船の PR 及び案件発掘に向けた海外ミッションや国際展示会への出展の推進、官公庁船輸出（ハード）と技術協力や人材育成等（ソフト）をパッケージにした案件形成の促進、公的金融の活用等、官民が緊密に連携して、官公庁船の海外展開を推進する。〈国交〉
- ・ 途上国における安全な海上輸送の確保や海上保安能力向上に貢献するため、貨客船や巡視船などの船舶の供与に向け取り組む。〈国交〉
- ・ 船舶輸出・海運事業投資のみならず、港湾整備・運営等の海洋関連インフラに対する我が国企業の海外展開を支援する。〈財務、国交、JBIC、JOIN〉

4. コアとなる技術・価値の確保

(1) 我が国企業のグローバル化の推進

- ・ *農林水産品・食品輸出拡大の為、貿易保険手続きの簡素化など支援策強化を実施。〈NEXI〉
- ・ ポスト 5G に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の世界での普及に向けた関連技術及び先端半導体の製造技術の開発を支援する。〈経産〉
(再掲)

- 日本企業が O&M に参画する海外インフラ事業に対するファイナンス支援を通じ、日本企業の O&M 参画機会の拡大を側面支援する。〈NEXI〉
- 国際的に生産拠点の集中度が高い製品・部素材の設計・調達・生産拠点の多元化等を目指し、設備導入、事業実証、事業実施可能性調査を通じて、サプライチェーンの強靱化・最適化に貢献する。また、日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化等を促進する。〈経産〉
- 相手国において、我が国企業と地元企業が参加したセミナーやビジネスマッチングの開催等を行い、我が国企業と現地ローカル企業との連携を促進する。〈国交〉
- アジア開発銀行との間の協力覚書及び 11 の分野における今後の具体的な行動計画に基づき、気候変動分野や廃棄物管理、その他の環境分野における案件組成の促進やセミナー等で連携し、日本のノウハウを共有する。第 7 回日本国環境省・アジア開発銀行環境政策対話（2021 年 6 月）において新たに合意した、水素に関する協力を進める。〈環境〉
- 我が国企業による製造拠点の海外移転など、グローバルなサプライチェーンの再構築に向けた取組を積極的に支援する。また、ローカル・バイヤーズ・クレジットの活用を含め、我が国企業の製造拠点最適化及び海外製造拠点の販路拡大を支援する。〈財務、JBIC〉
- 国際機関等との継続的な対話を通じた連携の深化を含め、我が国企業の関与する質の高いインフラプロジェクトの案件組成を実施する。〈財務、JBIC〉
- 日本企業による質の高いインフラの海外展開に向け、アフリカ地域の国際開発金融機関におけるジャパンデスクの設置に加え、具体案件における再保険協力を実施するとともに、All Japan から Core Japan へのシフトが進む中で、NEXI の国際金融機関へのレバレッジを更に強化する観点から、「LEAD イニシアティブ」も活用しながら国際金融機関との連携を更に進める。〈NEXI〉
- 日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地政府・産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図ることや入札方法等に関する調達制度の整備、日本方式の工事品質・安全管理の導入、食品安全等に関する基準・規格・認証、安全規制等に関する制度構築・国際調和を支援する。〈経産、国交、農水〉
- 海外進出先での事業を担う現地産業人材の育成のため、日本企業による日本国内で

の受入研修や、現地への専門家派遣等の取組を支援する。〈経産〉

- NEXI が保有する海外商社（バイヤー）情報を国及び業種ごとに一覧化し無料で提供するサービスにより、中堅・中小企業の海外展開を支援する。〈経産、NEXI〉
- 日本企業による海外都市・不動産開発事業投資について、投資保険を通じて支援する。〈NEXI〉
- 平成 28 年 10 月、日ブラジル間で署名した「インフラ協力覚書」に基づき、平成 29 年 8 月に第 1 回日伯インフラ協力会合が開催されて以降、これまで同協力会合が 3 回開催され、日本企業による投資の促進、日本側よりブラジルのビジネス環境改善等の議論を実施した。今後も対話を継続する。〈外務〉

（２）我が国企業の重要分野における技術開発の推進

- AI、IoT、自動化技術を組み合わせ、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する AI ターミナルの実現を図り、将来的には、ヒトを支援する AI ターミナルの技術とインフラ整備をパッケージとして輸出することを視野に取組を推進する。〈国交〉
- 「統合イノベーション戦略 2021」に基づき、基盤技術（AI 技術、量子技術等）及び応用分野（安全・安心（防災等）、環境エネルギー、健康・医療、宇宙、食料・農林水産業等）について、戦略的に技術開発支援を実施する。〈科技、関係省庁〉
- 国内で社会実装に向けた実証実験が行われている MaaS や自動運転等の次世代モビリティについては、実証実験への支援を通じて得られたビジネスモデルの分析結果やノウハウを海外に発信するとともに、ビジネスマッチングや情報発信等を通じて、海外展開を目指す我が国企業への積極的な支援に取り組む。〈国交〉
- スマート農業技術の海外展開のため、それぞれの国・地域で有効なスマート農業技術の普及に取り組む。〈農水〉
- 新たなエネルギー源である水素の社会実装に向け、新規案件の開発に加え、O&M や投資による事業参画、外国企業との連携などを促す NEDO 海外実証プロジェクトを推進する。〈経産〉
- CO2 削減に資する技術で双方に裨益のあるコ・イノベーションを創出するため、我が国の低炭素技術を途上国毎の特性に応じカスタマイズし、検証する事業への補助を行う。〈環境〉
- 技術試験衛星等を通じた先進的な人工衛星技術の開発を継続的に実施するとともに、我が国の基幹ロケットの開発を支援し、我が国の打上げサービス及び商用衛星の

競争力を確保する。〈宇宙、文科、関係省庁〉

- ・ 地上インフラが不十分な途上国・新興国において利用ニーズの高い小型衛星に関し、相手国のニーズを踏まえた開発を推進する。〈宇宙、経産、関係省庁〉
- ・ 宇宙衛星機器の輸出に係る輸出保険付保や、衛星打ち上げサービス案件に対する融資保険による支援を行う。〈NEXI〉
- ・ 次世代技術を用いた事業や新規取組の事業化実現が、グローバルな観点から最適な国において、我が国企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進する。〈財務、JBIC〉
- ・ 重要な次世代技術分野について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。〈NEXI〉
- ・ 保健医療、教育、行政、防災、宇宙等における日本型システムの海外展開の推進に加え、食育(栄養改善)、母子保健(母子健康手帳)、法制度等も含めたソフトインフラについては、我が国で培った経験やノウハウも活かした取組の充実により海外展開を加速推進する。〈全省庁〉
- ・ All Japan から Core Japan へのシフトが進む中で、NEXI の国際金融機関へのレバレッジを更に強化する観点から、国際金融機関との連携を更に進める。また、資源国での我が国のレバレッジを強化し、我が国の安定的な資源確保につなげるとともに、日本企業の事業活動円滑化や事業機会確保に一層取り組んでいくため、NEXI として外国政府・企業や国際機関との更なる連携を検討する。〈NEXI〉

(3) 我が国企業の組織再編・人材育成の推進

- ・ 海外との往来制約下での、オンラインツールやVR等のデジタル技術を活用した遠隔指導をはじめとした人材育成の高度化支援に取り組む。〈経産〉
- ・ 招聘派遣事業やIT資格取得支援等を通じたデジタル活用インフラに携わる現地人材の育成や技術移転への支援を拡大する。デジタルに係るビジネスモデルの実装や、制度普及のための現地人材の育成に取り組む。また、各種海外招聘スキームの参加者OBによる同窓会や親日的なネットワークをさらに強化していくことで、持続的な共創関係を構築する。こうした取組を通じ、現地デジタル人材の本邦企業登用や協業を促進し、現地ビジネスの組成や高付加価値化につなげる。〈経産、関係省庁、JICA〉
- ・ デジタル技術やO&Mを活用したインフラ案件の組成を加速させるべく政府支援策を拡充する。具体的には、F/S支援事業において、令和3年度よりデジタルやO&M等の新規事業モデル導入に向けた公募枠を新設し、途上国のトランジション支援に係る

案件やデジタル技術等の先進技術を導入する案件についての案件組成支援を強化していくとともに、企業や相手国のニーズを踏まえ支援事業スキームや支援内容の更なる改善を図る。また、海外サプライチェーン多元化等支援事業による事業実施可能性調査や実証事業への支援を通じ、企業のデジタル技術を活用した国際的なサプライチェーン強靱化への投資を促す。〈経産、JETRO〉

- ・ 日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化等を促進する。〈経産、JETRO〉（再掲）
- ・ 民間損保会社によるスタートアップ企業向け海外投資保険への再保険の付与を行う。〈NEXI〉（再掲）
- ・ コロナ禍の影響により、大企業等による新規事業へのリソース投下や大企業等人材個人による辞職起業が行いにくくなる可能性がある状況を踏まえ、大企業等人材が所属企業を辞職せずに、自ら外部資金調達や個人資産の投下等により自ら起業した資本が独立したスタートアップへの出向・長期派遣研修等を通じて行う新規事業開発（出向起業）に係る事業費への補助を行い、これまで活用されてこなかった経営資源（人材・知的財産含む）の開放を促し、新規事業の担い手の数的増加を促進する。〈経産〉
- ・ JOIN を活用して日本企業による海外企業の M&A を支援することで、日本企業の国際的な競争力や海外の事業基盤を強化し、日本企業の海外交通・都市開発事業への事業参画を促進する。〈国交、JOIN〉
- ・ 海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定、特に優秀な技術者を表彰し、当該認定・表彰技術者の実績について、日本国内の公共工事の総合評価方式等において適切に評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の公共工事等への参加を促進するとともに、国内の技術者の海外工事への参画を容易にすることで、技術者の国内・海外間での相互活用を促進する。〈国交〉
- ・ 国籍等の属性にとらわれずに人材の多様性を活かして価値創造につなげるダイバーシティ経営を実践している企業の先進事例の普及等によりダイバーシティ経営に取り組む企業の裾野を拡大させ、イノベーションの創出を後押しする。〈経産〉
- ・ JETRO の高度外国人材活躍推進事業を通して日本企業によるグローバル人材確保を支援する。〈経産、JETRO〉
- ・ 我が国企業がグローバルに対応した企業体質を構築し、強力な海外戦略を打ち出せ

るよう、JICA や政策研究大学院大学等と連携する。〈国交〉

- ・ 産官学が連携した海外インフラプロジェクトの現場で活躍できる人材養成プログラムの取組を推進する。〈国交〉
- ・ 海外企業への出資・M&A に関して生ずる法的紛争の解決に有用な国際仲裁について、我が国における活性化に向け、官民が連携して、仲裁専用施設のサービス向上、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、法制度の整備等の各施策を包括パッケージとして実施し、法的リスクに備える基盤整備を進める。〈法務、関係省庁〉
- ・ 我が国の法的サービスを担う法曹有資格者の海外展開を促進するための調査研究を実施する。〈法務〉
- ・ 我が国企業のグローバル化に伴い、国際商取引に関する法的紛争を抱えるリスクが高まり、その解決手段としては国際仲裁がグローバルスタンダードであることを踏まえ、国際仲裁事件に対応できる人材を確保するため、官民が連携して、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成を実施する。〈法務、関係省庁〉
- ・ データ取引や AI 技術開発に関する契約作成の手引き「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の普及を進め、安全性を担保した公平なデータ共有ビジネスを促進する。〈経産〉
- ・ 制度構築支援の前提となる包括的な人材育成・強化を支援する。〈経産〉
- ・ 我が国企業の現地生産拠点における製造、設計、運営、保守、管理等に携わる現地中核人材の育成を支援する。〈経産〉
- ・ デジタル等を活用した地域の商品の販売、貿易手続支援等海外への輸出を支援する新たなビジネスモデルを構築するための実証事業を JETRO などが実施するとともに、日本企業の海外 E コマースサイトへの出展支援等を抜本的に強化する。〈経産、JETRO、関係省庁〉（再掲）
- ・ 我が国企業のニーズと途上国側のニーズをマッチングさせ、我が国企業と連携した JICA 海外協力隊（民間連携）（旧民間連携ボランティア）派遣等により、企業のグローバル人材育成を支援・推進する。〈外務、JICA〉

（４）国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進

- ・ 本邦優位技術の新興国ニーズへの適用性や案件形成における活用可能性等の観点から検討し、「質の高いインフラ」のコアとなる技術の整理を行い、案件形成力の強化を支援。本邦が優位性を持つ運営・維持管理についても海外展開の支援を実施。〈国

交＞（再掲）

- ・ 「統合イノベーション戦略 2021」に基づき、科学技術・イノベーションの観点からの新型コロナウイルス感染症対策に係る国際連携や、国際共同研究等を推進する。
（ASEAN 感染症対策センターの設立を全面的に支援等）＜科技、外務、文科、厚労＞
- ・ マスタープラン策定の段階から、都市中心は下水道、郊外の大型施設やコミュニティは中大型浄化槽、周辺部は中小型浄化槽という、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスのとれた包括的な汚水処理サービスを提案するとともに、汚泥管理・処理体制の確立を含め、下水道と浄化槽がパッケージ化された我が国特有の案件形成に向けた検討を日本下水道事業団等と連携して取り組む。＜外務、国交、環境、JICA＞
- ・ 急速に拡大する海外需要に対応した我が国企業の生産能力を継続的に確保するための連携を強化するにあたり、相手国政府等に対して 2019 年度に改定された海外向け車両の標準化仕様（STRASYA 改訂版）の採用を要請し、本邦車両メーカーの設計負担の軽減を図ると共に、優位性のある仕様採用による受注を促進する。＜経産、国交＞
- ・ 将来のクリーン水素の供給源としてのポテンシャルも期待される地熱や洋上風力は、産業政策も踏まえて、国内産業育成と輸出促進の両立を目指す。＜経産＞
- ・ 環境分野全般又は廃棄物・リサイクル分野における協力覚書を締結している各国を重点的に対応する国とし、政策対話等を通じて、新型コロナウイルス等の感染症や海洋プラスチックごみ等への対応方法についての情報提供を行うとともに、今後の協力について議論を行う。＜環境＞
- ・ 海外展開に意欲のある我が国民間企業を主なメンバーとする「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会（平成 26 年 6 月設置）」の活動で得られた知見等にもとづき、我が国食産業の海外展開を一層加速化するため、新たに「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」を令和元年 12 月に策定しており、同プランに基づき取組を推進する。＜農水＞

5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進

（1）日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進

- ・ *PPP や管理委託契約により我が国企業が O&M に参入することを予め確認する「O&M パッケージ型」の取組を推進することに加え、将来的な運営案件単体での参入を目指した取り組みを進める。＜国交＞
- ・ 供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、一定期間の維持

管理サービスやスペアパーツ等も無償資金協力の対象として併せて供与する。〈外務、JICA〉

- 発電事業に加え、日本企業による送配電・小売ビジネス等や、O&M サービス等の海外展開に対し、投融資保険を通じた支援を行う。〈NEXI〉
- 国際機関等を通じた専門家派遣による指導や本邦への視察研修を実施する。〈農水〉
- 官民連携による国内実績の蓄積や協議会の開催等を通じ、O&M 案件の組成に向けたユーティリティとメーカー、コンサルとメーカー、自治体とメーカー等の異業種間連携やノウハウ共有を促進する。〈経産〉
- インフラの維持管理分野の海外展開について、インフラメンテナンス国民会議海外市場展開フォーラムの枠組の活用により推進する。〈国交〉
- 相手国と協働した各国のインフラの現状、老朽化、維持管理等の課題を把握する調査を実施する。〈国交〉
- インフラ整備の案件組成段階から、O&M の本邦企業の事業参画について働きかけを行い、インフラ整備と O&M を組み合わせた一体的な案件形成を促進する。〈財務、外務、経産、国交、総務、JBIC、JICA、JOIN、JICT〉
- 国内空港コンセッションにより空港運営事業に携わっている我が国企業が、運営ノウハウ・経験等を蓄積し、海外空港運営事業に進出できるよう支援を図る。〈国交〉
- 「アジア汚水管理パートナーシップ (AWaP)」の活動を通じて得られた各国・都市のニーズに対する、建設から O&M までの一貫したソリューションの提案により、我が国技術を活かした案件形成を戦略的に進める。〈国交〉
- 「アジア汚水管理パートナーシップ (AWaP)」や二国間会議におけるセミナー等を通じて、ライフサイクルコストが低廉な水処理技術、管きよの点検診断・更生工法など老朽化対策技術や AI や ICT を活用した O&M 領域での本邦優位技術に対する理解促進を図るとともに、現地実証事業を通じた本邦企業の海外展開支援等に取り組む。〈国交〉
- 高速道路の O&M に対するニーズの高まりを踏まえ、高速道路会社が有する総合的ノウハウ等を積極的に活用し、O&M を始めとする PPP 事業の更なる案件獲得に取り組む。〈国交〉
- 機器整備に付随する O&M でなく、日本企業の技術とノウハウを活かした高付加価値の O&M サービス海外展開を促進するため、途上国での市場拡大に向けた O&M を対象とする ODA 案件の拡大、公的ファイナンスの活用による先進国も含めた O&M 海外展

開の促進を進める<財務、外務、経産、国交、総務、JBIC、JICA、JICT>

- 業界団体等(ODA 対象国にあつては外務及び JICA を含む)と意見交換を行い、日本企業の O&M 海外展開を促進するのに適した国・地域及び分野並びに本邦企業のビジネス展開方針に合致した O&M サービスの類型を特定する。
 - ODA 対象国にあつては、各国における官民の適切なリスク分担に関する合意形成を支援し、OOF のみならず、円借款、海外投融資、事業権無償等の様々な ODA スキームを活用する。また、O&M に係る人材育成や技術移転を支援に盛り込むなど、出口戦略を見据えた対応に留意する。
 - 非 ODA 事業にあつては、公的ファイナンスの活用により案件化を積極的に支援する。
 - O&M サービスの高度化に必要なデータ取得に向けた日本企業の取組を関係省庁・機関が支援する。
- ・ O&M サービスの提供を伴う我が国企業の海外投資を投資金融により積極的に支援するとともに、我が国企業が強みを有する技術・ノウハウを活用した O&M ビジネス等ソフト面での海外展開支援に関し、その内容やグローバル展開といった戦略に応じた支援を実施する。<財務、JBIC>
 - ・ 我が国企業が海外大手オペレーターや現地有力オペレーターとの共同事業といった個別案件に対する支援をもって、我が国企業の戦略的な事業展開において必要なノウハウや経験の蓄積に貢献する。<財務、JBIC>
 - ・ 競争性を確保しつつ、日本企業による質の高い O&M やデジタル、カーボンニュートラル分野の技術を借款コンポーネントに含めてパッケージ化する等したハイスペック円借款や、これらの技術を活用した海外投融資による協力を相手国のニーズに応じて促進する。<外務、財務、経産、JICA>

(2) 事業運営権獲得を含む投資事業の推進

- ・ 我が国企業による M&A 等を通じた、海外における 5G・データセンター・光海底ケーブル等の ICT インフラ事業に参画することを積極的に支援する。<総務、JICT> (再掲)

(3) PPP 事業への参画の推進

- ・ デジタル化の進展に伴い、データセンターの電力消費量が更に高まっていく中で、省エネ型のデータセンターの海外展開を一層促進する。<総務、JICT> (再掲)

- 日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォーム等、政府間の枠組を活用しながら、「モデルケース」としての具体的案件を形成することによる我が国企業の PPP 事業における経験の蓄積を支援する。〈国交〉
- 相手国政府に対し、法的枠組や公的機関の整備を働きかけるとともに、マーケットリスクに関する理解及び正確な需要予測を求めつつ、PPP 制度、官民のリスク分担の考え方等について新興国等の相手国関係者の理解を促すセミナー等を実施する。〈国交〉
- 工事請負に留まらない多様な形態での事業参画が世界的な潮流となっている中、請負中心の我が国建設企業による PPP 等の新たな事業形態での参画を促進する。〈国交〉
- 相手国政府・政府機関との対話や国際機関等との連携を含め、民間資金動員を可能とする PPP 制度導入支援を行いつつ、量・質の両観点から適切な公的金融支援の実施に取り組む。〈財務、JBIC〉
- 日本国内の PPP/PFI 事業において海外展開可能な事業をまとめた「PPP グッドプラクティス・カタログ」の策定を推進する。〈経協、PPP/PFI、関係省庁〉
- 国内 PPP/PFI に関する法令に追加し、ガイドラインを英訳し海外発信を行う。〈経協、PPP/PFI〉
- 国内 PPP/PFI に関する案件情報等を英訳し、海外発信を行うことを検討する。〈関係省庁〉
- 独立行政法人等（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社、中部国際空港株式会社）の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用し、「川下」段階において、成田国際空港（株）を含む我が国企業連合が、モンゴル政府との合弁会社を通じて、コンセッション方式で新ウランバートル国際空港の運営に参画している事例を好例とし、O&M を始めとする PPP 事業の更なる案件獲得に取り組む。〈国交〉
- インドネシアにおける廃棄物発電に関する PPP スキームの確立を支援する。各国へのインドネシアモデルの横展開に向けて、各機関が実施する F/S やマスタープラン等計画策定支援の施策を動員する。〈環境、外務、JICA〉
- 先進的なデジタル技術活用や PPP の事業スキームの構築等、日本企業の海外展開促進に向けて、今後積極的な案件形成が求められる分野への開発コンサルタントの対応力の補完について検討する。〈外務、財務、経産、総務、国交、JICA〉

- PPP やコンセッション案件における事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力を積極的に活用する。民間企業の提案・意見に基づき F/S を実施の上、本体建設から維持管理まで事業全体のコンセプトを日本側と相手国側で合意し、当該事業のうち施設・機材整備を無償資金協力で支援する。〈外務、JICA〉
- PPP プロジェクト等を行うために設立された SPC 向け輸出案件に係る輸出保険の保険料率を通常より下げることで、プロジェクト支援を強化する（適用済）。〈NEXI〉
- プロジェクトのプレイヤーの組成、官民のリスク分担、ファイナンス面を含めた制度設計を行い、日本企業が参加しやすい環境作りを実施する。〈国交〉

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化

- 「APEC 質の高い電力インフラガイドライン」を活用し、我が国火力発電所の運営・保守の質が適切に評価される国際標準（ISO 規格）を 2020 年 3 月に策定した。同 ISO を研修内容に組み込んだ質の高いインフラの海外展開に向けた招聘派遣事業を実施するとともに、二国間対話等を通じて質の高いインフラの重要性について相手国政府高官の理解を促進する。〈経産、外務〉（再掲）
- 関係省庁連携の下、スワンナプーム国際空港（タイ）における GBAS（地上直接送信型衛星航法補強システム）導入に向けた実証実験を推進。その結果を活用し、ASEAN 諸国において同システムの展開を図る。〈国交、総務〉
- トップセールス、覚書締結、相手国政府への政策的助言、研修の実施等、政府間の取組をより一層強化する等、我が国企業のビジネス活動を積極的に支援する。〈厚労、経産、国交〉
- 相手国の政府や水道事業者等の水道関係者に対し、①水道セミナーの開催や、②課題に対する解決策の提示等を実施する。〈厚労、経産〉
- 法務・外務・JICA との間で法制度整備支援の戦略的な取組を推進するための協議の場を継続する。〈法務、外務、JICA〉
- 我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ、我が国企業が公平かつ公正な法の下で運営されている信頼性の高い存在であることを国際取引の相手に印象付けるだけでなく、我が国法令が国際取引の準拠法として活用されることを促す等、我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備する。〈法務、関係省庁〉

- 法制度整備支援の推進のため、国際法務人材を育成・活用し、国際機関等との連携を強化する。〈法務〉
- 中国、韓国及び ASEAN 諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。〈法務、経産〉
- 法制度整備支援の研修同窓生とのネットワーク強化のためのフォローアップを実施する。〈法務、外務、JICA〉
- 日本国内及び在外公館双方における情報収集・発信力を強化する。〈外務、経産、総務、国交、宇宙、農水、環境、JICA、JETRO〉
 - 大使館・JICA/JETRO・日本商工会等のネットワーク強化
 - 個別専門家の充実
 - JICA 海外協力隊の積極的な活用（現地側への浸透も含め）
 - 「海外建設・不動産市場データベース」を通じた建設・不動産企業の進出に有益な現地情報（法制度、市場情報等）の提供
 - ビジネスマッチングによる我が国技術の積極的アピール
 - 相手国関心事項を踏まえた相手国と我が国の政府・企業による共同プロジェクト組成の促進
 - JETRO のビジネスマッチング機能を生かした本邦企業の現地企業との JV 設立支援
 - 政府間協議や在外公館を通じた相手国政府への日本企業の O&M 能力の PR やライフサイクルコスト重視・高付加価値型の事業提案の働きかけ等
- 大使会議や民間企業も交えた意見交換会等を通じ在外公館との連携を一層強化する。〈外務、経産、総務、国交、農水、関係省庁〉
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インフラ輸出のための人の移動が伴った販路開拓活動が困難な中、JETRO 等公的機関の海外事務所が現地のマーケット情報を提供するとともに、販路開拓支援や各種ロジスティック関連情報の提供を行う。〈経産、JETRO〉
- アジア地域と日本の民間企業、スタートアップおよび地方公共団体などを結び付け

ることで、同地域の都市が抱える交通、水処理、廃棄物処理といった諸課題を克服し、SDGs 達成などに貢献する。〈経産、JETRO〉

- 「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援の観点から、アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）を最大限活用し、各国との対話を通じ、我が国企業のプロモーションや現地企業とのマッチング等、ネットワーク形成の機会を提供する。特に、2022年開催予定の TICAD8 を見据え、現地におけるネットワーク形成や案件の発掘及び形成を行うとともに、TICAD8 に合わせた「第3回日アフリカ官民インフラ会議」の開催及び同会議のフォローアップを一体的に行うことで、我が国企業の進出が比較的遅れているアフリカ地域における「質の高いインフラ」に対する理解を促進し、同地域への進出を支援する。〈国交〉
- 日本企業が参画するスマートシティ等に関するオープンイノベーションプログラムに JETRO が参画し、現地政府との調整支援、有望な新興国企業の紹介、海外情報の提供などを行う。〈経産、JETRO〉
- 「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2021」に基づき、優れた技術を有する中小企業等の海外展開を支援する。〈国交〉
 - 「中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）」を通じた事業者間・関係機関との連携の促進
 - トップセールスの機会に併せてビジネスマッチング等を実施
 - 海外での個別の事業ニーズ調査を始めとする事業構想段階から進出段階まで、中小企業等の海外進出を資金調達面、人材面も含め総合的に支援
 - コロナ禍による海外インフラプロジェクトのトラブルの解決等を支援
 - 海外事業展開において好事例となる事業活動を行っている中堅・中小建設企業を表彰する「JAPAN コンストラクション国際賞」（国土交通大臣表彰）を実施
- 我が国の経験を活かした都市インフラ輸出のパッケージ化を促進する。〈全省庁・機関〉
 - 都市の発展段階に応じた時間軸に沿ったアプローチ（人口や経済規模の増大に対応して、都市インフラの段階的整備を行ってきた経験の活用）
 - 総合的な「まちづくり」の視点からのアプローチ（公害克服から環境配慮型都市に至る経験を生かした都市ソリューションの提案、鉄道沿線開発の経験を生かした新都市開発と交通アクセスの一体整備等）
- ICT 等の先進技術を活用し、これまでの都市開発分野を超えた MaaS、自動運転、総合防災情報システム等のより広範な分野を取り込んだインフラシステムの整備構想の

検討への関与を強める。〈国交〉（再掲）

- 都市化が急速に進行する ASEAN 等新興国において、日本のスマートシティ整備の経験、ノウハウを活かし、各府省が連携して本邦企業によるスマートシティ案件への参入実現を図る。具体的には、データの利活用等を含むスマートシティ整備計画（マスタープランなど）に関する事業実施可能性調査（F/S）や NEDO 国際実証、ASEAN スマートシティ・ネットワーク（ASCN）や二国間対話の場などを活用した相手国政府や企業への売り込みを図る。また、JETRO 等公的支援機関が ASEAN 地域におけるスマートシティ開発に関する情報を収集し、日本企業に提供するとともに、現地政府との調整支援、有望な新興国企業の紹介などを行う。さらに、公的金融機関による支援も検討する。〈経産、JETRO〉
- スマートシティのカタログを取りまとめ、英訳した上で、同カタログを活用し、関連の国際会議等において、我が国のスマートシティに係る取組を積極的に広報する。〈経協、関係省庁〉（再掲）
- NEDO 海外実証プロジェクトを活用して、デジタル技術を活用した MaaS プラットフォームの実証を推進する。〈経産〉
- 「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）」を通じて ASEAN スマートシティ・ネットワークの取組と連携し、各都市との会合やセミナーの開催等により、ポストコロナへの対応も含め日本が培ってきたスマートシティ関連の技術・ノウハウの情報発信や現地プロジェクトへの日本企業の進出支援を行う。また、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」を開催し、ベストプラクティスの共有や大規模なビジネスマッチングを行うことにより、ASEAN におけるスマートシティの実現に向けた協力を推進する。〈国交、経協、科技、総務、外務、経産、環境〉
- 急速な都市化が進展する ASEAN 地域における都市開発・不動産開発分野の需要に対応して、同地域でのスマートシティ開発への我が国企業の進出促進を図る。〈国交、経産、関係省庁〉
- 各国のスマートシティのニーズを把握するとともに、「海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）」との連携や F/S 段階からの支援を通じて、世界各国において具体的な案件形成を推進する。〈国交、経産〉
- スマートシティの海外展開に関して、2020 年 12 月に開催された第 2 回日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合において我が国が提案した ASEAN 各国に対する支援パッケージ「SmartJAMP（Smart City supported by Japan ASEAN Mutual

Partnership：日 ASEAN 相互協力による海外スマートシティ支援策)」に基づき、①具体的案件形成調査の加速化、②関連案件への投融資の促進（複数年で JBIC2,000 億円規模、JOIN500 億円規模）、③各国におけるスマートシティに関する対応強化、④円滑な情報共有、相互協力の各支援策を推進する。＜国交、経協、科技、総務、外務、経産、環境、財務＞

- ・ 新興国で顕在化している、大都市への人口集中と住宅不足問題、交通渋滞や大気汚染等の都市問題に対し、我が国がこれらの課題に対処する中で蓄積してきた知見やノウハウ、高品質で管理が行き届いた日本型不動産サービスを提供することで新興国の大都市の健全な発展と我が国企業の海外展開に貢献する。
 - 政策対話、都市開発分野の専門家派遣、住宅金融支援機構による住宅金融制度の構築支援、住宅供給関連制度や、土地関連法制度の構築支援、パイロット事業の実施、耐震等の建築基準の構築・技術普及への支援等を通じ、新興国における関連法・金融制度やビジネス環境の整備、基盤インフラの遅れや受注後のトラブルへの継続的な支援等＜国交、関係省庁、住宅金融支援機構、都市再生機構＞
 - セミナーの開催等を通じ、我が国の都市開発で蓄積された、公共交通指向型都市開発やスマートシティ、区画整理・市街地再開発の制度、住宅整備・金融制度等の知見、ノウハウを発信するとともに、海外で行われる不動産見本市において日本の都市の魅力の発信を推進する。＜国交、関係省庁＞
 - 都市再生機構、JOIN によるマスタープラン策定への参画等、案件形成の最上流段階からの相手国との連携、官民協議会の活用、民間企業のビジネスマッチング支援を通じ、我が国の経験や強みを活かした都市開発・不動産開発の海外展開＜国交、関係省庁、都市再生機構、JOIN、JETRO＞
 - 上記の取組を一体的に推進する観点から、独立行政法人等が参画し、分野を横断した官民二国間プラットフォームの構築・活用によるオールジャパン体制のショーケースプロジェクトの形成や、海外での不動産投資セミナーの開催により、都市開発・不動産開発分野における我が国の知見やノウハウの普及・企業の進出を促進。特にカンボジアでは、「カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム」を設立（平成 31 年 2 月）。カンボジア政府と両国の民間企業が連携し計画候補地を選定した。現地のビジネス環境の整備等を通じ、諸課題の解決策を検討・実施。＜国交、関係省庁＞
 - 公的金融等によるインフラシステム整備と周辺の都市開発事業との連携を推進する。＜国交＞

- ▶ TODに係る日本の経験や技術力を外国政府等カウンターパートへPRするために作成した頒布資料を活用し、海外への発信強化を図る。〈国交〉
- 国連地域開発センター（UNCRD）と連携して、アジア EST 地域フォーラムを通じて、アジア地域における交通や都市分野の環境等に関する次期目標についてハイレベル政策対話を継続するとともに、脱炭素社会やSDGsに貢献するプロジェクトの創出を支援することにより、我が国の優れた技術や質の高いインフラの海外展開を促進する。〈環境、国交〉
- 海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）を通じて、海外不動産事業に係る知見・情報を共有するほか、進出に当たっての課題吸い上げ等を行い、相手国への戦略的な発信や働きかけを実施する。〈国交〉
- 高速・都市鉄道等の交通インフラと周辺開発との組み合わせや、基盤インフラ整備と都市開発の組み合わせなど面的プロジェクトの形成に加え、ターミナル駅における駅ビル等の開発、駅ナカの商業施設運営等の関連事業を合わせて行う付加価値の高い総合的な提案を行う。〈国交、外務、JICA、JOIN〉
- 質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査を支援する際に、公募要件等において事業参画の見込まれるメーカーやオペレーター等の調査段階からの参加を促進する。〈経産〉
- 開発コンサルタントが F/S 等を実施する段階において、案件説明会の開催や情報交換の機会の充実など、ゼネコン、メーカー等コントラクターの知見が反映される枠組の構築を検討する。〈国交〉
- 人材確保・育成、業務効率の改善、産業界とコンサルティング企業の知見の共有を含む連携により、コンサルティング企業等の機能を強化する。〈経産、外務、国交、JICA〉
- 相手国のニーズを把握し、案件の構想段階からの入り込みを行うための案件発掘・形成調査の一層の強化・迅速化、面的整備の構築等に向けた民間調査の支援を行う。〈国交、外務、農水、JICA〉
- 早期かつ機動的に案件発掘調査を実施し、関係省庁と調整の上、相手国政府との協議を経て、JICA の F/S 等につなげる取組を強化する。〈国交〉
- 総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップが同行するトップセールス、国と地方自治体とが連携したトップセールスを実施する。〈全省庁〉
- 単なる案件の売り込みのみならず、情報分析、案件発掘等の成果を踏まえたソリューション提案型のトップセールスの計画的かつ機動的な実施を強化する。〈全省庁〉

- トップセールス案件等のフォローアップのための関係機関の連携を強化する。トップセールス案件等の重要プロジェクトを現地で継続的にフォローするため、既存の ODA タスクフォースも活用しつつ、在外公館や JETRO・JICA 等の関係機関現地事務所、関連企業の連携を強化する。〈全省庁〉
- 国際環境の激変や今後市場が形成される分野等での新たな動きも踏まえ、相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等議員外交との連携を強化する。〈全省庁〉
- 訪日研修 OB への情報発信コンテンツを充実させる。〈経協、関係省庁〉
- 日本開催の首脳級・閣僚級国際会議や二国間訪問等での要人の訪日機会を活用し、トップセールスやインフラの視察等による PR 等を実施する。〈全省庁〉
- JETRO が現地政府高官等キーパーソンを日本に招聘し、工場視察やセミナーを通し、我が国の質の高いインフラへの理解促進を進める。〈経産、JETRO〉
- CM を始めとする質の高いインフラの PR 映像等対外広報資料の制作、及び国際会議や首脳会談等に際して広報機会の積極的な創出と活用を行う。〈経協、総務、国交、経産、外務、環境〉
- 「質の高いインフラ」を象徴する建設・不動産プロジェクト等を表彰する「JAPAN コンストラクション国際賞」（国土交通大臣表彰）を実施し、国内外に対し、我が国の強みを効果的に発信する。〈国交〉
- 海外で行われる不動産見本市、OECD 等の国際機関との連携、二国間会議の活用等を通じて、日本の都市の魅力の発信を推進する。〈国交〉
- 中長期的な観点から「質の高いインフラ」への理解を促進するため、各国の留学生等を対象に、我が国の「質の高いインフラ」の事例や関連技術等を視察するシティツアーを開催する。〈国交〉
- 政府間協議を活用した相手国政府に起因するリスクを軽減する具体的な申し入れ等のトップクレームを実施する。〈全省庁〉
- 在外公館等とも連携しつつ、政務の現地訪問や先方政府の要人との会談の機会にトップクレームを行う等により、事態の収拾に向けた努力や相手国の理解を求める働きかけを推進する。〈外務、国交〉

（２）ODA の戦略的活用

- 開発途上国における ICT 産業を担う人材育成を行い、当該国における雇用促進とスタートアップ企業を含む新産業の担い手の育成に取り組む。〈外務、JICA〉（再掲）
- ODA 等の公的資金の戦略的活用を通じた我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラの

海外展開を促進する。＜外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN＞（再掲）

- ・ 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の推進という我が国政府の基本方針に基づき、ODA の実施に際して、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の活用を途上国政府に積極的に働きかける。＜外務、経産、国交、環境、JICA＞（再掲）
- ・ 開発途上国における気候リスクへの強靱性（レジリエンス）強化、気候変動対策の主流化、人材育成・組織・制度強化、気候資金の拡充等の課題解決に対し、海外展開に関心を有する我が国企業の先進的・革新的技術の活用を積極的に支援するとともに、途上国政府にその活用を積極的に働きかける。＜外務、経産、国交、環境、JICA＞（再掲）
- ・ 技術協力プロジェクトや研修員受入等の実施を通じて、我が国の優れた環境・エネルギー分野の知見を共有し、途上国への低炭素・脱炭素技術の国際展開に貢献する。＜外務、JICA＞（再掲）
- ・ 保健医療、教育、行政、防災、宇宙等における日本型システムの海外展開の推進に加え、食育（栄養改善）、母子保健（母子健康手帳）、法制度等も含めたソフトインフラについては、我が国で培った経験やノウハウも活かした取組の充実により海外展開を加速推進する。＜全省庁＞（再掲）
- ・ 我が国企業のニーズと途上国側のニーズをマッチングさせ、我が国企業と連携した JICA 海外協力隊（民間連携）（旧民間連携ボランティア）派遣等により、企業のグローバル人材育成を支援・推進する。＜外務、JICA＞（再掲）
- ・ 法制度整備支援として、協力覚書等を含む様々なチャンネルを通じて把握したニーズに基づく基本法・特別法・事業関連法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、汚職防止等のガバナンスの強化等経済活動の基礎となる司法インフラの整備支援、知的財産制度の構築支援等を実施する。＜外務、法務、国交、関係省庁、JICA＞
- ・ 日 ASEAN 技術協力協定を活用した法制度整備支援の実施を検討する。＜法務、外務、JICA＞
- ・ 成長著しい ASEAN 地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。＜法務、外務＞
- ・ 我が国での研修を「日本方式インフラの（将来の）顧客に対する営業活動の一環」と

も位置付け、研修の中でインフラに関する日本の価値観（安心、安全、快適等）への理解を深めるとともに、歴史・文化等含めた多面的な日本理解促進、親日観の醸成を強化する。＜外務、経産、文科、総務、JICA＞（再掲）

- ・ 新興国の外国人学生等の我が国企業におけるインターンシップ受入れ支援を通じ、我が国企業と共に母国の課題を解決したいと考えている新興国人材を育成する。＜経産＞
- ・ 相手国の政府系機関等へ日本人専門家を派遣する。＜総務、外務、農水、経産、国交、環境、JICA、JETRO＞
- ・ 「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」による研修プログラム受講生等訪日経験を持つ相手国キーパーソンや元日本留学生、元 HIDA・AOTS や JICA 技術研修員等、親日家グループの組織化及び維持・活性化を進め、新たなビジネスの創造を支援・促進するための支援を強化する。＜外務、経産、文科、総務、国交、JICA＞
- ・ インフラシステム輸出、海外市場獲得のための戦略的取組として、日本語研修の充実、日本社会・文化の理解促進のための研修・視察の拡充、研修員に対する適切な待遇の確保を始め、JICA 研修事業の基盤を質量両面で拡充・強化することを通じ、開発途上国において、「日本ブランド」を活かした産業人材育成支援及び知日派・親日派の育成とネットワーク強化を行う。＜外務、JICA＞（再掲）
- ・ 広域開発事業に早期から関与し、政策対話等による投資環境改善や、制度整備支援、円借款のセクターローンやプログラムローン、海外投融資等の戦略的活用により、我が国企業の活動拠点整備等を推進する。＜外務、財務、経産、JICA＞
- ・ 無償資金協力による日本製品・機材・システムの整備や、日本方式導入のための技術協力を通じた「日本方式」の普及・促進を行う。＜外務、JICA＞
- ・ 民間企業の提案に基づき、本邦受入活動や現地活動等を行う中小企業・SDGs ビジネス支援事業を通じて、途上国の開発ニーズと中小企業を含む我が国民間企業の優れた製品、技術等のマッチングを行う。＜外務、JICA＞
- ・ 我が国中小企業等の製品・技術等の ODA 事業による活用に向けた調査やその普及方法を検討する事業を推進する。＜外務、JICA＞
- ・ 地方自治体の海外事業参画を支援する。地方自治体を受託者となるような各種 JICA 協力（草の根技術協力、技術協力専門家、調査事業等）を通じて、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、また地元企業のノウハウの活用により、地方企業の海外展開の基盤とする。＜外務、JICA＞

- ODA 等を活用し、自治体提案型、中小企業提案型等、各省 F/S 事業、JICA 草の根技術協力、無償資金協力、JICA 等と連携した JCM プロジェクト実施に対する資金支援等、提案型スキームの活用等を通じた自治体によるプロジェクトの上流段階からの自治体参画の推進、事業実施段階のファイナンス支援を行う。〈外務、環境、JICA〉（再掲）
- 国際機関への人材派遣等を通じて、東南アジア諸国における官民連携を活用した刑務所運営に資する刑事司法分野に関する技術支援を行う。〈法務、外務〉
- 途上国に対するテロ対策・治安能力構築支援を通じ、現地の治安・安全状況を改善する。〈外務、法務、JICA〉
- ODA スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資）を網羅的に活用した本邦技術導入等に向けた相手国の真の課題解決へのトータル・ソリューションを提供する。〈外務、JICA〉
- 案件形成段階から、公的金融関係機関と調整の上施設整備後の運営まで見据えて相手国政府と交渉を行い、ODA 含む公的金融による施設整備の可能性を検討しつつ、O&M に我が国企業が参画できるよう一体的に案件形成を進める。〈国交〉
- 港湾の岸壁等の主要施設の整備を ODA 含む公的金融で行い、上屋等の附帯施設の整備と運営は民間企業が行う公的金融+PPP 型や、鉄道及び駅舎の整備を公的金融で行い、周辺の都市開発事業を PPP と補助金で行うハイブリッド型等、相手国が全額民間資金での施設整備に期待している PPP 案件であっても、公的金融関係機関と調整の上一部に公的資金を充当するスキームの可能性も検討する。〈国交〉
- 経済性等の観点からインフラ案件の適切な切り分けが可能な案件については、国際的合意や市場慣行等に配慮の上、ODA や他の公的金融と JBIC 双方の出融資を組み合わせつつ、民間資金動員を可能とした案件形成支援に取り組む。〈財務、JBIC〉
- 我が国企業受注推進の工夫を図りつつ、民間セクター・地方自治体等とも連携した、インフラ開発に係る技術協力プロジェクト等を形成する。〈外務、JICA〉
- 技術協力を活用した途上国側の開発計画の策定支援や、専門家派遣・各種研修等を通じた日系企業のビジネス環境の整備、インフラの海外展開を支援する。〈外務、経産、財務、総務、国交、農水、環境、JICA〉
- JICA による開発計画調査、官民連携による現地産業人材に対する受入れ研修、専門家派遣により我が国企業の海外展開を支援する。〈外務、経産、総務、国交、農水、JICA〉
- 協力準備調査の対象国やセクターを多様化し、一般アタイト案件の形成促進を支

援する。〈外務、財務、経産、JICA〉

- ・ 近年増加している ODA 卒業国に対し、JICA が行う支援に関しては、既に実施可能な円借款等に加えて、海外投融資の活用のあり方についても、国際ルールとの整合性も含め早急に検討の上、結論を得る。〈外務、財務、経産、JICA〉
- ・ コストシェア技術協力（ODA 卒業国等を対象に、我が国の質の高い技術・知見を提供し、相手国政府に必要な経費を負担させる形で実施する技術協力）を実施する。〈外務、JICA〉

（3）公的金融等による支援強化

- ・ ＊日本のスタートアップ企業や地方企業、中小企業の事業機獲得等のための伴走支援としてファンドへの LP 出資を推進する。〈総務省、JICT〉
- ・ ＊海外の現地事情・対象事業領域の専門性・ネットワーク等を有するファンドとの連携を LP 投資により図りつつ、ICT サービス領域等における海外展開を目指すスタートアップ企業や、売り切り型の機器販売から海外事業への転換等を企図している地域経済を支える民間事業者等の国際市場への挑戦を後押しする。〈総務、JICT〉
- ・ ＊NEXI は LEAD イニシアティブのもと本邦機関投資家の資金を動員。アフリカ輸出入銀行や世界銀行と連携し、アフリカ連合主導で設立されたワクチン入手トラスト（AVAT）を通じて、計 4 億回分のアフリカ向けワクチン調達を支援。〈NEXI〉
- ・ ＊MIGA や イスラム投資・輸出保険機関（ICIEC）、アフリカ貿易保険機構（ATI）との再保険分野における MOU 等 に基づいて、国際機関等との連携を強化し、インフラ整備等を支援する。〈NEXI〉
- ・ ＊JBIC に新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、グリーンやデジタル等の先進分野を含め、質の高いインフラの海外展開を積極的に支援する。〈財務、JBIC〉
- ・ 各種官民対話の枠組みにおける取組を推進（再掲）

【分野別】

- 日本機械輸出組合水インフラ国際展開タスクフォース〈経産、関係省庁〉
- デジタル海外展開プラットフォーム〈総務、経産他関係省庁〉
- 海外鉄道推進協議会、海外港湾物流プロジェクト協議会、航空インフラ国際展開協議会、海外エコシティプロジェクト協議会、日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会、中堅・中小建設業海外展開推進協議会、海外不動産官民ネットワーク等〈国交、関係省庁〉

- ▶ グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会<農水、関係省庁>
- ▶ 環境インフラ海外展開プラットフォーム<環境、関係省庁>
等
- ODA 等の公的資金の戦略的活用を通じた我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラの海外展開を促進する。<外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN>（再掲）
- 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の推進という我が国政府の基本方針に基づき、ODA の実施に際して、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の活用を途上国政府に積極的に働きかける。<外務、経産、国交、環境、JICA>（再掲）
- JICA をはじめとする我が国の GCF 認証機関による案件形成等を通じ、開発途上国における脱炭素社会への移行支援、気候リスクへの強靱性（レジリエンス）強化、人材育成・組織・制度強化、革新的な気候変動対策の促進に努める。<外務、財務、JICA>（再掲）
- マーチャントリスクや現地通貨建案件等への取組を行う。<NEXI>
- コロナで中断を余儀なくされた経協インフラ案件への対応について、我が国企業への支援方針を取りまとめ、民間企業に周知するとともに、公的金融機関、官民ファンドと一体となり、在外公館等を通じて支援を推進する。<経協、総務、外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN、JICT>
- 再生可能エネルギー及び水素・燃料アンモニア等関連の海外投資に対して公的金融制度を積極的に活用する。<外務、財務、経産、JBIC、NEXI、JICA>
- 再生可能エネルギー関連の海外投資に対して公的金融制度を積極的に活用する。<外務、財務、経産、JBIC、NEXI、JICA>
- 小規模案件においても、輸出金融・投資等政策ツールが積極的に活用できるよう、公的金融機関の制度の拡充を図る。<経産>
- デジタル革新に係る ICT インフラとして重要な蓄電池製造等に係るレアメタル・レアアースの確保について、投融資保険を通じて支援する。<NEXI>
- 日系企業のコスト競争力確保と日系企業の取引フローの維持・拡充を支援するため、海外日系企業の第三国輸出に伴う保険ニーズに応えるべく日系損保会社と連携したフロンティングや ECA 再保険を通じた支援を実施する。<NEXI>
- IFC や MIGA、EBRD 等の MDBs との協調融資組成上の課題となっていた MDBs の優先債権者権利(Preferred Credit or Status)について、民間銀行が融資しやすい条件になるよう改善に向けた協議を実施する。<NEXI>

- ・ インフラ受注において差別化につながる技術・サービス等（O&M、デジタル等）のうち、各分野において我が国企業の強みとなるものや政策的に支援すべきものの類型を特定・共有した上で、その海外展開を推進するために必要な公的金融等の支援制度を整理し、必要に応じて見直しを行う。〈経協、関係省庁〉
- ・ 展開国の社会課題解決や SDGs への貢献に資する案件について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。〈NEXI〉
- ・ 在外公館にて、インフラプロジェクト専門官が現地のインフラプロジェクトに関する情報の収集・集約・分析を行うと共に、インフラアドバイザー（外部コンサルタント）や弁護士等を活用する事により専門性を強化する。〈外務、関係省庁〉
- ・ インフラプロジェクト専門官に任命予定である在外公館赴任者向けに、インフラ案件実務能力の底上げを目的としてインフラ輸出研修を実施する。〈外務、JICA〉
- ・ 中堅・中小企業の海外展開支援のため、貿易保険制度の見直しや運用改善を行う。〈経産、NEXI〉
- ・ 投資保険の国内再保険スキームの強化・拡充を行う。〈NEXI〉
- ・ 相手国政府・政府機関に対するトップレベルでの働きかけを含め、我が国企業及び海外パートナーの連携を支援すること等を通じ、我が国企業が参画を目指す事業の実現に向けた案件形成に努める。〈財務、JBIC〉
- ・ 相手国の社会的課題解決への貢献のため、本邦企業の取組を幅広く支援する。具体的には、地球環境保全・気候変動対策に資する事業に加え、医療・都市開発・防災・情報通信等のその他インフラ分野を対象として、当該取組で先行する国際機関等との連携も含め、戦略的かつ柔軟に取り組む。〈財務、JBIC〉
- ・ JICA 等の独立行政法人が、O&M 領域における案件組成からフォローアップに至るまで、各々の強みを活かしながら連携することで、提案力の強化を図る。〈経産、外務、JICA 等〉
- ・ 小口案件が多い、投融資リスクが高い、融資審査が困難といったデジタル分野の事業課題を克服すべく、公的金融機関による支援の拡充を検討することで、民間資金の活用を誘導する。〈経産、外務、JICA 等〉（再掲）
- ・ 我が国企業による「川下」の事業会社等に対する公的信用（投資金融、出資、投資保険等）を積極的に付与する。〈財務、経産、JBIC、NEXI〉
- ・ 外国政府や外国企業、国際機関とのパートナーシップ構築に資する案件について、「LEAD イニシアティブ」により積極的にファイナンス面で支援する。〈NEXI〉
- ・ エネルギー分野における日米協力を具体化する観点から両国の関係機関の連携を行

- う。＜経産、外務、財務、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、JOGMEC、関係省庁＞
- ▶ 経産、海外産業人材育成協会（AOTS・旧 HIDA）及び米国政府関係者による LNG バリューチェーン訓練プログラムの共同実施
 - ▶ 2021 年 4 月の日米首脳会談の際に立ち上げられた日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）や気候変動・クリーンエネルギー分野において両国が連携して国レベルで行う他の活動などにより、インド太平洋地域の国々を含む開発途上国を支援
 - ▶ JOGMEC 及び米エネルギー省（DOE）による LNG バリューチェーン訓練プログラムの共同実施
 - ▶ 日米が連携してアジア各国の LNG 受入基地等のインフラ整備や制度の構築を進め、プロジェクト組成につなげるとともに、アジア地域でのエネルギー安全保障の確保
 - ▶ メコン地域における日米エネルギー協力の具体化
 - ▶ 2019 年 11 月 NEXI が米輸銀に出再することを可能とする NEXI/米輸銀の再保険協定を締結し、両国の産業・エネルギー分野における国際共同事業を支援
- ・ NEXI とカナダ輸出開発公社（EDC）との再保険協定の締結による、第三国連携のためのネットワーク拡充を推進する。＜NEXI＞
 - ・ インド輸出信用機関（ECGC）との MOU に基づく協力可能な案件の検討＜NEXI＞
 - ・ NEXI と、豪州外務貿易省（DFAT）及び豪州輸出金融保険公社 EFA（旧 Efic）との三者間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日豪協力案件を形成する。＜NEXI＞
 - ・ NEXI と欧州投資銀行（EIB）間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日欧協力案件を形成する。＜NEXI＞
 - ・ 日タイ両国企業による第三国協力を強化すべくタイ輸銀との再保険協定フォローアップを実施する。＜NEXI＞
 - ・ NEXI と中国輸出信用保険公司（SINOSURE）との MOU に基づき、両機関の定期協議を実施する。＜NEXI＞
 - ・ NEXI と MIGA との再保険分野における MOU に基づくインフラ整備を行う。＜NEXI＞
 - ・ 民間融資活用案件について、開発コンサルタントの F/S 作成に協力する。＜NEXI＞
 - ・ JICA 海外投融資の審査プロセスの運用の見直し・改善＜外務、財務、JICA、JBIC、経産、経協＞
 - ・ 民間企業との不必要な内談や JICA・JBIC 間非公式協議の廃止及び JBIC 先議の前倒

しにより、全体期間を大幅に短縮する（JBIC 先議終了までの期間：最大 1 年→2 週間）。

- JICA 海外投融資を希望する場合の窓口を JICA に一本化する。
- JICA は、申請企業等より提供される以下の必要情報が出揃い、企業等から検討依頼が行われ次第、JBIC 及び三省（外務省・財務省・経済産業省）に情報共有する。

＜全案件共通＞

事業計画（資金計画、及びキャッシュフローの概要等）、本邦企業が関与する場合その役割・関与形態、借入人・出資先の株主の名称、JBIC 先議の結論を得るべき特段の期限（入札期限等）がある場合にはその年月日

＜企業向け出融資＞

借入人・出資先の財務諸表（直近 3 期、又は入手可能なもの）

＜事業向け出融資＞

ホスト国政府の役割・関与形態を含めた事業スキーム

- JBIC は、上記の情報共有日から起算し 1 週間ないし 2 週間（カレンダーベース）以内に採択の可否を判断し、JBIC 先議を終える。
- JICA、JBIC、三省間の情報共有の枠組みを設け、先議対象案件の投融資申請からファイナンスクローズまで枠組み内で頻繁に情報共有を行うことで、適切に進捗を管理する。

- ・ 予見可能性向上のため、JBIC 先議の要否を 3 通りに分類する。

- JBIC 法上、JBIC が対応不能な場合は、JBIC 先議は不要。

＜JBIC 先議を不要とする案件＞

出融資先の事業の組成や財・サービスの供給・購入に日本企業が関与しない等、日本企業の裨益が見込まれない開発案件向けの出融資案件。（但し、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする案件、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処を目的とする案件を除く。）

- JBIC 法上、JBIC が対応可能だが、過去の事例に照らし、開発性が強いとして JICA が対応してきた以下の種類の案件について JBIC 先議を行う場合、JBIC は JICA による情報共有から起算し 1 週間以内（カレンダーベース）に先議を終える。

＜過去の事例に照らし、開発性が強いとして JICA が対応してきた案件の目安（類型）＞

類型 1：JICA 「協力準備調査（海外投融資）」由来の融資案件

類型 2 : JICA 単独の (他の金融機関が参画しない) 開発向け融資案件

類型 3 : 国際開発金融機関から JICA に持ち込まれた国際開発金融機関との協調融資案件

- ▶ 上記のいずれにも該当しない場合、JBIC が JICA による情報共有から起算し 2 週間以内 (カレンダーベース) に先議を終える。
- 個別案件の検討・審査の進捗状況について、各案件の申請企業等の求めに応じて検討主体となっている JICA もしくは JBIC が説明する。
- 見直し・改善の結果を踏まえた審査プロセスの運用について、必要に応じて民間企業からの意見も踏まえつつ、改善の趣旨に沿ったものとなっているか等を確認する。
- JOIN は、令和元年度に国土交通省が実施した JOIN 法施行 5 年ごとの検討結果を踏まえ、今後は、従来型の交通・都市開発事業のみならず、それらを支援する幅広い分野 (エネルギー、通信施設、水道、廃棄物処理施設やデータ収集・分析・制御・管理を行う施設の整備・運営・維持管理、資機材等の生産を手がける現地子会社への出資、運営等) の事業についても、他の公的機関とも協調しながら積極的に支援する。〈国交、JOIN〉 (再掲)
- JOIN は、グリーンフィールド案件のみならず、ブラウンフィールド案件に対しても積極的に支援を行うことで、海外インフラ投資に係る実績とノウハウを蓄積するとともに、財務基盤を強化する。〈国交、JOIN〉
- JOIN は、支援案件に対する継続的なサポートとして、役員の派遣等を通じたハンズオン支援や、相手国関係当局との交渉等を通じ、支援対象事業を着実に推進する。〈国交、JOIN〉
- 国土交通省及び JOIN は、JOIN の支援機能を強化する観点から、JOIN が海外企業と共同で上流からの案件開拓を行った上で我が国企業の参画機会の創出を図るアプローチ、外国政府が実施する PPP 案件について相手国政府からの調査・計画策定・入札管理業務の受託、在外拠点を持つ公的機関等の協力を得たバーチャルな海外拠点の設置などの取組を行う。〈国交、JOIN〉
- 競合国あるいは協調国の公的金融機関の取り組み、あるいは国際機関の取り組みにつきアップデートを行い、技術リスクや事業化リスク等を伴うインフラ案件への対応をはじめ、相手国ニーズ、我が国企業ニーズを満たすファイナンス組成を目指し、特別業務の活用を含めた効果的なファイナンス支援を実施する。〈財務、JBIC〉
- JOIN は、必要に応じ、柔軟な案件調査や出資等を行い、民間企業が出資参画の判断を行える段階まで案件を進捗させ、民間企業の事業参画を促進する。また、相手国政

府等との覚書等の締結を通じて、各種事業における協力関係の構築を図り、将来的に日本企業の進出が容易となる環境作りを促進する。〈国交、JOIN〉

- ・ 民間企業だけでは参画が難しい大規模 M&A、海外におけるデータセンター、5G、光海底ケーブル等のハードインフラの整備・運営に係る事業や ICT サービスを提供する事業等に対し、国内企業からの需要に応じて積極的なファイナンス支援を行う。〈総務、JICT〉
- ・ ＊株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法附則第 4 条に基づき、総務省において実施した同法の施行状況に関する検討の結果を踏まえた JICT の支援基準の改正により、ハードウェアの整備・運営を伴う ICT インフラ事業（光海底ケーブル・データセンター・5G 関連等）に加えて、オンライン・プラットフォームの構築・運営など ICT サービスを提供する事業（サイバーセキュリティ・Fintech・電子政府・ヘルスケア関連等）に対する支援やファンドへの LP 出資が可能となったことから、これらについても積極的に支援していく。また、合わせて組織体制の強化等も行い、一層の JICT 活用の機会拡大を図る。〈総務、JICT〉（再掲）
- ・ グローバルに膨大なインフラニーズに加え、国際情勢の複雑化等によりインフラ海外展開に影響を与えるリスクは多様化。グローバルに膨大なニーズといった量的観点に加え、他国公的機関及び国際機関との連携も含むリスクコントロールといった質的観点への対応により、多様なファイナンスメニューを活用しつつ、公的資金を呼び水とした民間資金動員を図る取り組みを行う。また、民間資金の動員については、民間の参画が比較的容易な先進国向けインフラから途上国に横展開する形で、裾野の拡大に戦略的かつ柔軟に取り組む〈財務、JBIC〉
- ・ インフラ整備に機関投資家資金を一層呼び込むため、NEXI がインフラファンドやプロジェクトボンドに対する新たな貿易保険スキームを打ち出し。案件形成に向けてリスク審査や案件管理の体制・ノウハウを有する民間金融機関等と連携強化を推進する。〈経産、NEXI〉
- ・ インフラ案件に機関投資家資金呼び込むため、民間銀行とともにファンド及びプロジェクトボンド等の具体的なスキームを開発する。〈NEXI〉
- ・ 官民協議会等の民間企業との対話の機会を通じて、ODA を含む政府支援ツールの企業への周知・広報を行う。〈関係省庁〉
- ・ ローカル・バイヤーズ・クレジット（本邦からの輸出品がゼロであっても、現地・第三国での日系企業が生産するものが 5 割以上であれば政策金融（NEXI/JBIC）の対象となる）等の活用を促進することを産業界へ働きかけるために説明会を開催する等

積極的に広報する。〈経産、財務、NEXI、JBIC〉

- ・ NEXI が保有する海外商社（バイヤー）情報を国及び業種ごとに一覧化し無料で提供するサービスにより、企業の海外展開を支援する。〈NEXI〉

（４）事業実施段階で生じる課題への対応強化

- ・ インフラ整備と現地人材の育成、技術移転を組み合わせたパッケージ型の案件形成を促進する。〈外務、国交、JICA〉
- ・ 急激な都市化や経済発展に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等に対して、火災予防制度、消防用設備、消防車両、資機材等の海外展開を促進する。〈総務、外務、JICA〉
- ・ 平成 28 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件を受け、外務大臣の下に設置した「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえ、今後も、我が国がテロに屈することなくインフラ輸出を始めとする開発協力を継続していくためにも、国際協力事業関係者・NGO の安全確保に向けた安全対策を着実に実施する。〈外務、JICA、関係省庁、関係機関〉
- ・ 履行支援の一環として、増加する国際的な企業間等の紛争解決を促進し、我が国で安心安全に国際仲裁を行うことができるよう、官民が連携して、仲裁専用施設のサービス向上、国内外の企業への利用促進の働きかけ等、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進める。〈法務、関係省庁〉
- ・ 海外建設・安全対策ホットライン、事業者ヒアリング、業界団体や道路、水、港湾、エコシティ、鉄道、航空、防災等の分野ごとの官民連携協議会、在外公館等からの情報を活用し、迅速に問題を把握する。〈国交〉
- ・ 海外建設・安全対策ホットラインの活用や安全に関するセミナーの開催、業界団体との意見交換の場の設置等により、案件の受注後に発生する問題に対しても対応できる体制を整備するとともに、危機管理・安全対策についても我が国企業が安心して海外事業を展開できるよう支援する。〈国交〉
- ・ コロナ禍による海外インフラプロジェクトのトラブルの解決等を支援〈国交、関係省庁〉

第4章 地域別取組方針

インフラ海外展開のターゲットとしては、先進国と新興国・途上国は別市場として考えることが適当。先進国は経済が成熟し、インフラ整備の要求水準が高いほか、既存インフラの改良・更新や拡張・延伸等の追加需要が中心となっている。

他方、新興国については、アジア・中東・中南米・アフリカ等、全く状況の異なる国々が一括りに扱われることが多いが、それぞれの国情に応じた攻め方の使い分けが重要である。このため新興国を以下のとおり分類する。

1. 1万2,000社に上る日系企業（事務所数）が進出し、サプライチェーンを形成している「ASEAN」グループ：

現地に相当程度の産業集積があり、貿易投資においてもインフラ海外展開においても我が国にとって「絶対に失えない、負けられない市場」。我が国の対ASEAN貿易総額は約23.4兆円となっており、中国に次ぐ第2位の主要貿易相手となっている。このため、あらゆる分野におけるインフラ輸出の拡大のみならず、サプライチェーンの強化による我が国進出企業の支援や「更に幅広い」産業の進出を促す等、「FULL進出」をキーワードに取り組んでいく。このうち、タイ、マレーシア等の発展が進んだ国は生産活動のためのインフラは過去のODAの積み重ねもあってある程度揃っているが、より高度なインフラ需要に取り組むとともに、ラオス、カンボジア等の国は今後の国づくりに向けてあらゆる分野でのインフラ整備に注力する。

2. 高所得者層・中間層が育ち、市場規模が大きく、高い成長率、経済的ポテンシャルを持ち、我が国企業の進出・拠点化も進んでいる「南西アジア」グループ：経済・市場規模は様々であるが、地政学的に貿易やエネルギー安全保障上の要衝を含む地域である一方で、欧米企業や中国・韓国企業等との比較では、我が国企業の進出が相対的に遅れている「中東、中央アジア・コーカサス、太平洋島嶼国、中南米諸国」グループ：

これらの地域は大きな成長市場ばかりではないが、地理的・文化的要因もあり、貿易投資のみならず、インフラ海外展開での我が国企業の進出は相対的に遅れている。製品市場では戦略的に「クリティカル・マスに到達（一定のシェア・存在感を獲得）」することを目指すとともに、インフラ分野においてハード・ソフト面での幅広い協力により競合国に先んじて重要な案件の受注を勝ち取るべく、戦略的に取り組むことが必要である。

3. 高所得者層・中間層が育ち、市場規模が大きく、高い成長率、経済的ポテンシャルを持ち、我が国企業の進出・拠点化も進んでいる「南西アジア」グループ：経済・市場規模は様々であるが、地政学的に貿易やエネルギー安全保障上の要衝を

含む地域である一方で、欧米企業や中国・韓国企業等との比較では、我が国企業の進出が相対的に遅れている「中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米諸国」グループ：

これらの地域は大きな成長市場ばかりではないが、地理的・文化的要因もあり、貿易投資のみならず、インフラ海外展開での我が国企業の進出は相対的に遅れている。製品市場では戦略的に「クリティカル・マスに到達（一定のシェア・存在感を獲得）」することを目指すとともに、インフラ分野においてハード・ソフト面での幅広い協力により競合国に先んじて重要な案件の受注を勝ち取るべく、戦略的に取り組むことが必要である。

4. 資源国が多く、今後大幅な人口増が起こり、市場拡大への期待も高いが、我が国企業の進出が進んでいない「アフリカ諸国」のグループ：

この地域は、貿易投資でもインフラ海外展開においても多くの我が国企業の事業展開フィールドとしてきちんと位置付けられていない。このため、資源確保の観点を含め、ODAとも連携して「一つでも多くの成功事例」を生み出すことが必要である。

また、注力案件の戦略的な絞り込みを行い、(A) 面的開発の取組として、都市や地域開発の上流段階から相手国と連携し、我が国企業の進出拠点整備と現地市場獲得という形で、明確なコミットメントの上で大きく成果を出すことを狙い、かなり時間がかかることでもやり切るプロジェクト、(B) 相手国政府との政策対話等を通じ後続案件の地域展開の布石となる先導的事例を創出するプロジェクト、(C) 原発や高速鉄道等、熾烈な競争を勝ち抜くべき個別案件、について、官民一体で取り組み、政府全体として支援していく。

さらに、「自由で開かれたインド太平洋」等の下で、考え方を共有する国や、国際機関とも連携しつつ、質の高いインフラの整備を通じてアジア・中東・アフリカを始めとする各地域内や地域間の連結性強化を支援し当該地域の開発を促進することで、対象国の経済的・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保を進めることに加え、効率的な経済活動に向けた支援を行い、我が国企業のビジネス展開を後押ししていく。

こうした観点から、各地域の重要性と現在の取組状況を整理したものを以下に示す。なお、各地域での取組については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ進める。

(1) ASEAN 地域

・ ASEAN

<地域の重要性>

- ・ 我が国を含む東アジアの平和と安定のためにも重要な地域であり、この地域の安定成長は経済面のみならず、安全保障面でも重要。
- ・ 進出日系企業も多く、多くの製造業で域内のサプライチェーンが構築されており、我が国にとって極めて密接な経済的利害関係を有する。
- ・ 都市部を中心とした中間層の増加による成長性ある市場で、日系サービス業の進出も相次ぐ。2016年から2030年までの15年間で22.6兆ドルのインフラ需要が見込まれる。
- ・ 域内外の物流・人流を支える大型交通インフラ案件が多数動きつつある。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域のLNG需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドのLNG市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー安全保障を確保する観点からも重要。
- ・ 平成27年末のASEAN経済共同体(AEC)の発足、平成28年のASEAN連結性マスタープラン2025の採択を受け、地域の連結性強化が更に重要。加えて、大市場・大生産拠点であるインドとの連結性も重要。
- ・ インフラ整備はPPPによる推進が主流化傾向。

<取組の方向性>

◆ ASEAN 全体

- ・ 平成27年末にASEAN共同体を構築。また、平成27年に表明した「質の高いインフラパートナーシップ」及びその具体策に沿って、アジア地域の質の高いインフラ整備を推進。平成28年9月の日・ASEAN首脳会議では、同月のASEAN首脳会議で採択された「ASEAN連結性マスタープラン2025(MPAC2025)」について、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により支援していくことを表明。平成30年の日・ASEAN首脳会議では、今後5年間で8万人規模のAI分野を含む人材を育成する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」を発表した。また、令和元年5月には、日ASEAN技術協力協定に署名し、共同体としてのASEANに対する技術協力が可能となった。
- ・ 令和元年11月の日・ASEAN首脳会議において、安倍総理(当時)は「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを発表し、同年12月には茂木外務大臣からASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、3年間(2020年~2022年)で官民合わせて30億ドル規模の資金の動員を目指すべく、JICAが12億ドルの出融資を提供する用意がある旨を発表。
- ・ 地域の連結性強化に資する高品質かつ強靱なインフラシステム導入支援を推進。特

に、本邦進出企業のサプライチェーンの高度化にもつながる「東西・南部経済回廊」等の物流ネットワークの確保、物流・人流の円滑化に資する海上交通の安全性・効率性確保、海上保安能力向上、貿易円滑化に資する通関制度の近代化、製品流通の円滑化に資する自動車基準の統一と認証の相互承認、原子力等の電力基盤の整備、メコン地域の送電網強化及び発電所開発、サイバーセキュリティ能力の底上げも含めた ICT インフラの整備支援が重要。また、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定第一改正議定書の実施や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な履行の確保に取り組む。さらに、貿易・投資環境整備のため、法制度・経済制度の構築支援も推進。

- ・ 自然災害が多発し、都市部や工業地域では火災等のリスクも増大する同地域に対して、防災分野のインフラ展開や消防防災能力の向上を推進。また、「仙台防災協力イニシアティブ」も踏まえ、ASEAN 域内の防災情報ハブである AHA センター（ASEAN 防災・人道支援調整センター）の防災能力向上を ICT 設備の改修・高度化を通じて支援。
- ・ ASEAN によって策定された ICT 分野における政策目標である「ASEAN デジタルマスタープラン 2025」のビジョン達成に貢献するための日 ASEAN 間の協力・連携施策に関する「日 ASEAN ICT ワークプラン 2022」に基づき、我が国のオープンかつセキュアで、質が高く、多様なニーズに柔軟に対応可能な 5G について、民間企業とも連携しつつ、日本の技術やノウハウを共有し、ASEAN 地域での導入を支援。また、ローカル 5G について、日本の制度・ユースケースの紹介や実証実験等を通じて、日本企業が参入しやすい市場環境を醸成。
- ・ 域内連結性強化に向けて、2020 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議で発表した日 ASEAN 連結性イニシアティブに基づきハード面でのインフラ整備に取り組むとともに、ASEAN 諸国との国際共同研究のほか、域内の交通円滑化、持続可能な交通の実現に向けたソフトインフラの整備支援にも取り組む。
- ・ ASEAN スマートシティ・ネットワーク（ASCN）と連携してハイレベル会合を開催するとともに、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）」と連携し、ASCN に参加する ASEAN 各国各都市におけるスマートシティの実現に向けた協力を推進する。
- ・ 「日・ASEAN 健康イニシアティブ」、「日 ASEAN 交通連携」、「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」、「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」、「日 ASEAN 気候変動アクションアジェンダ 2.0」等の枠組のもと、各国関係当局との協力関係を構築し、当該分野の海外展開を推進。

- ・ 環境と成長の好循環の実現に向けて、イノベーションを推進するため、脱炭素化やエネルギー転換を加速するための技術導入・普及していくための関連する制度整備を、CEFIA を通じて推進。
- ・ 経済協力と民間投資の連携を通じて、農業インフラ整備にあわせて日本式の生産管理技術・ノウハウや規格・認証制度等の普及とそれに必要となる人材育成及び規制緩和に重点的に取り組むことにより、フードバリューチェーンの構築を支援。

◆ 国別取組

- ・ インドネシアには既に多くの我が国企業が進出しており、経済開発についてあらゆるレベルの二国間対話を推進する。また、同国の経済成長をけん引するジャカルタ首都圏では、交通分野や都市開発分野におけるインフラ整備の必要性が高いことから、これらの取組を推進するとともに、首都圏以外のインフラ整備にも焦点を当て、国全体の発展に貢献する。ジャワ島以外の地域では、農村地域向け通信・放送インフラ整備、防災情報収集・伝達システムの導入、行政効率化・透明性向上に向けた電子政府化、宇宙技術を活用した海洋・漁業資源管理、人工衛星を用いた高精度測位の利活用サービスをはじめとした我が国 ICT の海外展開に係る取組を推進。エネルギー分野については、島嶼地域における LNG 供給インフラや再生可能エネルギーを中心としたエネルギーマネジメントシステム導入など、同国のエネルギー政策に応じたインフラ輸出や開発、人材育成、制度整備支援等の協力を推進。また、技術ガイドラインの策定やビジネスモデルの確立等をパッケージとした廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを推進。加えて CCUS 等の脱炭素技術の普及に向けた案件形成、制度整備支援等の協力を推進。さらに、第4回アジア・太平洋水サミットでの「熊本水イニシアティブ」に基づき、日本に強みのあるダム運用改善や改造等を両立するハイブリッド技術等を踏まえた、気候変動対策に資するダム再生の案件形成を進める。
- ・ CLTMV（カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナム）を含むメコン経済圏では、平成30年10月の「第10回日メコン首脳会議」において、今後の日メコン協力の方向性を示す「東京戦略2018」が採択された。同戦略は、生きた連結性、人を中心とした社会、グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めている。同会議において、安倍総理（当時）は、これまで以上の民間投資の実現を後押ししたいとの決意を表明した上で、各国首脳に対し、我が国企業の声に耳を傾け、投資環境の整備を着実に進めるよう要請。
- ・ ベトナムでは、早期に近代的な工業国になるための基礎を作るとの目標のもと、インフラ整備に重点が置かれており、戦略的に重要な基幹インフラ及び都市の健全な

発展を支える都市交通網整備、下水排水施設整備、廃棄物処理システムの構築、製油所等石油インフラの整備、巡視船供与、航空交通管制システム整備等のハード面の整備を支援するとともに、インフラの維持管理・運営に係る人材育成、質の確保、制度の整備等の課題に適切に対応していく。このため、鉄道整備事業や、平成 25 年に締結された両国間の協力覚書に基づきエコシティ開発プロジェクト等を強力に推進。また、平成 22 年に両国間で署名（令和 2 年 1 月改訂）した情報通信分野における協力覚書に基づき、5G、サイバーセキュリティの人材育成、スマートシティの推進等の協力を推進するとともに、5G エコシステムの発展に向けたプロジェクトを協力して実施。加えて、平成 27 年に両国間で署名（令和 2 年 1 月改訂）した郵便分野における協力覚書に基づき、郵便インフラの改善に関する支援を促進するとともに、当該インフラを活用して展開が可能となる各種ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を推進。また、平成 29 年に締結された両国間の協力覚書に基づき、土地評価制度の導入に向けたパイロット事業を実施。エネルギー分野においては、平成 29 年 11 月、両国間で、エネルギー政策、石炭、LNG、送電網、再生可能エネルギー、省エネルギー等の協力について協議する場として、エネルギーワーキンググループを設置することに合意する協力覚書を締結。消防分野においては平成 30 年 10 月に締結した、行政相談分野においては平成 25 年に締結した協力覚書に基づいた協力を推進。環境分野においては「日本国環境大臣及びベトナム天然資源環境大臣間の 2050 年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」（令和 3 年 2021 年 11 月日・ベトナム環境政策対話において署名）に基づき、脱炭素化移行のための包括的協力を実施。

- ・ ミャンマーでは、対ミャンマー経済協力の今後の対応については、ミャンマーにおける事態の鎮静化や民主的な体制の回復に向けて、どのような対処が効果的か総合的に判断していく。
- ・ フィリピンでは、公的資金の積極的な投入等により、インフラ整備を推進することが謳われている。平成 29 年 1 月の日比首脳会談においては、「経済協力インフラ合同委員会」を設置し、安倍総理（当時）から運輸交通等のマスタープラン策定を含め、長期開発計画に基づく国づくりへの協力を表明。同年 10 月に発表した「今後 5 年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明」においても、インフラ整備への協力を進めることを表明。同国においては、「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」を推進しているところ、同国においては引き続き ODA も活用しつつ広域的開発プロジェクト等を官民連携で推進。投資ビジネス環境改善の観点からも、大都市圏の混雑緩和・物流改善を図ることが必須であり、都市鉄道、道路

等大都市圏を中心とした交通インフラの整備、海上物流・保安能力の整備、地域開発案件等を推進。また、廃棄物発電の導入、技術協力を通じた情報通信分野、防災分野をはじめとした ICT 協力及び同国エネルギー政策に応じた電力・LNG 分野での協力を推進。

- ・ シンガポールにおいては、地域のハブを目指す観点から、限られた国土を計画的に有効活用することや、スマートネーション構想に注力しているほか、国内のインフラ整備を随時実施。我が国の技術を活用し、廃棄物処理システムの構築に係る取組を促進。また、平成 29 年 4 月に日シンガポールの港湾当局で署名した覚書に基づき、港湾分野における協力を推進。また、令和 2 年から日・シンガポール企業連携による第三国インフラ事業への展開を開始し、令和 3 年には国交省とシンガポール政府インフラストラクチャー・アジアで協力覚書を署名し、具体的なプロジェクト形成を促進。令和 3 年 7 月に情報通信分野における協力覚書に署名し、デジタル経済の分野で協力を進めていくことに合意。
- ・ マレーシアは、2025 年までの高所得国入りを目指しており、同年までの 5 年間の開発計画である第 12 次マレーシア計画（2021-25）において、交通や通信インフラ改善、再生エネルギー活用等を重視。我が国として、廃棄物発電に係る技術ガイドラインの策定支援や複数都市の「スマートシティ」化支援を進めるほか、航空交通管制システム整備等のハード面の整備も支援。
- ・ タイでは、産業の高度化・高付加価値化を達成することを目的とした政策として、「タイランド 4.0」を発表し、同政策を実施するための具体的な方策として、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成や東部臨海地区（チョンブリー、チャチュンサオ、ラヨーンの東部 3 県）を対象とした「東部経済回廊（EEC）」経済計画を打ち出しており、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成とともに、港湾、高速道路、鉄道、空港の拡張等インフラの整備が一体的に進められようとしているところ、関連案件の受注実現に取り組む。また、我が国技術の実証とリサイクル関連制度の政策対話をパッケージ化することで、適切な資源循環システムの構築を図るほか、日タイの産業界・学界が中心となって設立する日タイスマート保安コンソーシアムにおける取組等を通じ、タイのプラント等における安全性及び効率性の向上を図る。また、平成 28 年に両国間で署名した放送・通信分野における協力覚書に基づき、ローカル 5G の実証実験を行う等、5G の導入等の協力を推進。
- ・ インドネシア、タイ等の ASEAN 諸国に対し、日系自動車の安全性能が正当に評価され、かつ交通事故削減に大きく貢献する我が国で実績のある交通安全制度や運用を

基にした制度構築を支援。

- ・ 資源関係についても、石油・天然ガス・石炭・地熱ではインドネシア、鉱物資源ではフィリピン等重要な資源国に対し、環境協力や人材育成等を通じて関係強化を図っていく。特に、世界第2位の地熱資源量を誇るインドネシアに対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。

(2) 南西アジア

・南西アジア

<地域の重要性>

- ・ 世界最大の民主主義国家であるインド、高い経済成長が期待されるバングラデシュや大きな経済的ポテンシャルを持つパキスタンやスリランカ等が存在し、大きなインフラ需要が期待される。
- ・ 東・東南アジアと中東・アフリカを結ぶ結節点に位置し、地政学的に重要。
- ・ 特にインドは、国連推計によれば今後10年以内に人口15億人と世界第1位になる見通し。総人口に占める若年層割合も非常に高く、高い経済ポテンシャルが期待されており、我が国からの投資、進出日系企業数も増加。
- ・ また、安倍総理（当時）とモディ首相の強力な友好・信頼関係に基づく「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、両国にとってWin-Winの関係となるような経済関係の構築を推進している状況。
- ・ 他方、電力・水等の基幹インフラや道路・鉄道・港湾・物流等の交通インフラの整備が、進出日系企業のビジネス遂行上の観点からも極めて重要であり早急に整備する必要があることから、大きなインフラ需要が見込まれる。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域のLNG需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドのLNG市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー安全保障を確保する観点からも重要。

<取組の方向性>

- ・ インドは、税制改革や規制緩和により更なる内需を創出するとともに、海外からの技術移転を進め、「Make in India」（現地生産）を実現し、欧米・中東・東南アジアに対する生産拠点となることを目指している。そのため、外国からの投資を積極的にインドに呼び込み、インフラ整備を行う施策が取られている。
- ・ 同国については、我が国の新幹線システムが採用されるムンバイ～アーメダバード間の高速鉄道事業の建設工事が進むなど、インフラ協力の具体化が進行中。また、これに伴い人材育成、「Make in India」に貢献する形でのインフラ協力が進んでい

る状況。

- また、都市部における公共交通システムの整備等幅広い交通インフラや生活インフラの整備が計画されていること等を踏まえ、交通（高速鉄道、メトロ・都市鉄道、道路等）・電力等の基盤インフラ整備での支援や医療・保健、農業・食品分野での協力をを行うとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想やチェンナイ・ベンガルール間産業回廊（CBIC）構想等への関与を推進し、我が国の技術を活用したスマートコミュニティや交通インフラ等進出日系企業の投資環境整備に資する日本工業団地周辺の電力・水・道路等の基幹インフラを含むインフラ案件の形成・整備及び産業人材育成を実施。
- また、モディ政権発足以降、州政府レベルによる投資促進の取組が活発化しているため、州ごとに適したインフラ案件の創出及び我が国の技術の売込みを企図。
- また、「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力プラットフォーム」を設立し、インドの輸出競争力強化及び日印ビジネス界の連携強化を企図。
- エネルギー分野については、政策協議を通じて、電力等の既存分野に加え、水素や電気自動車等の協力を包括し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた支援を促進。我が国企業による南西アジアにおける天然ガス関連インフラの導入や、LNG 販売事業への参入に向けた支援を推進。無電化地域への我が国企業の再生可能エネルギー等を含むあらゆる低炭素・脱炭素技術を活用した電化支援を推進。
- また、平成 29 年 10 月にインドとの間で LNG 協力に関する覚書に署名。柔軟かつ透明性の高い LNG 市場形成に向けた連携を強化。
- 郵便分野においては、平成 30 年 10 月に署名した郵便分野における協力覚書に基づく協力を推進。
- 令和 3 年 1 月には、情報通信技術分野における協力覚書に署名。5G/Beyond5G、海底ケーブル等の情報通信技術分野における協力を推進。
- バングラデシュでは、同国の経済インフラ整備、投資環境整備及び地域の連結性向上のための協力をを行う「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想を推進。同構想の下、電力や港湾整備事業を、安全対策を十分講じた上で実施するとともに、我が国企業向け経済特区の開発や道路・橋梁・都市鉄道・空港分野における協力等も強化。
- また、日バングラデシュ官民合同経済対話を活用し、両国間の貿易・投資促進の更なる拡大のためのビジネス環境の一層の改善・向上を企図。
- さらに、同国政府との間で構築した、同国における PPP 事業について、我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みであるジョイント PPP プラットフォームを活用し、具体的なプロジェクトの組成を推進。

- ・ パキスタンでは、第一に政府に対して治安の改善を求め、経済・財政構造の改革に留意しつつ、日パキスタン官民合同経済対話などの枠組を効果的に活用し、企業のビジネス活動に直結するインフラ整備を創出し、併せて我が国の技術の売込みを企図。
- ・ スリランカにおいて、同国の債務持続可能性等の事情を踏まえた上で、港湾、空港等交通インフラ、LNG 等エネルギーインフラの分野で、我が国の技術が活用できるインフラ案件の創出及び我が国企業による受注を狙う。

(3) 中東、中央アジア・コーカサス、太平洋島嶼国、中南米

・ 中東

<地域の重要性>

- ・ 昨年来上昇していた原油価格が、ウクライナ情勢を受けてさらに高騰。エネルギー安全保障の観点から、中東産油・産ガス国は引き続き重要。
- ・ 経済及び社会的安定性維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ ASEAN に並ぶ大きなインフラ市場。
- ・ アジアと欧州を結ぶ海運の大動脈として、地政学的に重要。

<取組の方向性>

- ・ サウジアラビア、UAE、カタール、クウェート等の湾岸諸国については、王制・首長制であること等から、トップセールスの強化が有効。幅広い協力関係の構築を通じ、権益確保や都市交通案件の受注に向けた取組や、相手国との政策対話を通じた電力・水インフラ分野及び廃棄物分野の協力実施を推進。
- ・ 先進的な ICT 技術に関心の高いサウジアラビアでは、我が国の ICT 技術の展開促進のため、良好な政府間関係のもと、スマートシティ NEOM をはじめ、情報通信分野のビジネスベースでの参入・投資を推進。
- ・ 湾岸諸国の石油・天然ガスの輸出余力増加と我が国向け供給力確保等を念頭に、再エネ・原子力・省エネ分野、石油・ガスプラント等の協力促進を図るとともに、雇用創出や社会安定化を図るため、産業協力、教育協力、医療協力、宇宙協力及び環境協力を強化。要請があればコストシェア技術協力の活用も検討。
- ・ 人口・経済規模から有望なインフラ市場であるトルコでは、ODA 等を活用しつつ、高速道路を含む交通、橋梁、エネルギー、防災、宇宙、医療等にかかるインフラ整備において、ビジネスベースでの参入が図れるよう戦略的に関係を強化。
- ・ 旺盛なインフラ需要、豊富な石油埋蔵量と高い潜在力があるイラクでは、治安状況

を考慮しつつ、円借款を中心とした ODA の活用等を通じて我が国の技術の強みを活かす形でインフラ整備支援を実施。また、我が国企業の進出を促進するため、イラクにおける障壁除去のためイラク政府への働きかけを継続。

- ・ イランでは、世界最大規模の石油・天然ガスの埋蔵量を有しており、上流開発プロジェクトへの投資需要に加え、発電所や製油所等、制裁下で老朽化したインフラの改修需要が旺盛であり、米国による制裁の動向等を注視しつつ、我が国として経済関係強化や今後の協力可能性を検討。

・ 中央アジア・コーカサス・モンゴル

<地域の重要性>

- ・ 石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル等の鉱物・エネルギー資源が豊富。
- ・ 経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ 同時に資源国ではエネルギー資源依存の低下、産業の多角化・高付加価値化が課題となっており、その進展に伴い我が国のインフラ技術への需要が見込まれる。
- ・ 旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が激しく、現代の要求水準に達していない。近年の経済成長を背景に運輸やエネルギー分野を含めてインフラの新規建設及び更新プロジェクトが多数存在。これらを促進するため、投資環境の改善ニーズが増大。
- ・ 中央アジア・コーカサス地域はアジアと欧州、ロシアと中東を結ぶ十字路にあたり、地政学的に重要。中央アジアでは、中央アジア諸国首脳協議会合が定例化されるなど、連結性強化を含む域内協力推進の機運が高まっている。2021年8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧を受け、アフガニスタンの電力や物流を支える中央アジアの重要性が高まっており、国際社会との協力によるインフラ整備の需要が拡大。

<取組の方向性>

- ・ 資源確保や原子力等のインフラ案件の受注に当たっては、権限が大統領や政府高官に集中している国が多いことから、トップセールスが重要。
- ・ 2019年5月の「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合で発表した、観光・運輸・物流・農業に関する行動計画に基づいて、中央アジア各国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）において、老朽化インフラの更新・新設や物流効率化等の取組を進める。特に、ウズベキスタンでは、電力・

エネルギー分野に加え、令和元年12月に総務省と情報技術・通信開発省との間で署名した情報通信分野における協力覚書に基づき、光ファイバー通信システム等の情報通信技術分野におけるインフラ整備等を支援する。また、トルクメニスタンにおいては、同国産出の天然ガスを活用した化学プラント建設を中心とするインフラ分野の協力を強化。なお、カザフスタンは鉱物資源の調達先としても有望。

- ・ コーカサス地域（アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア）については、平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」に基づき、インフラ支援・ビジネス環境整備を通じた「魅力的なコーカサス」づくりを支援していく。
- ・ 中央アジア・コーカサス地域各国との官民対話・協議会を踏まえたテーマ別セミナーの開催、商談会・招聘事業等を通じた我が国企業の輸出及び現地進出支援を着実に実施。また、地域各国の脱炭素化に向けた取組を支援するための対話を推進。
- ・ モンゴルでは、政治の動きがインフラ計画にも多大な影響を与えてきた側面があることに留意。不安定な景況サイクルを繰り返さないための堅実な経済・財政政策運営が今後の鍵。首都への急速な人口集中を背景とした都市問題を解決するため、交通・都市分野で我が国の技術やノウハウを活用することが期待される。また、経済・財政政策運営に留意する必要があるが、これらの分野におけるインフラ輸出の実現も期待。新国際空港運営に我が国事業者が参画中。なお、優良な原料炭の調達先としても期待される。

・太平洋島嶼国

<地域の重要性>

- ・ 太平洋島嶼国は、水産資源、天然ガス、銅・りん鉱石等のエネルギー・鉱物資源の供給元。
- ・ インフラは全体として十分に発達しているとはいえ、交通・運輸を中心としたインフラへのニーズが存在。
- ・ 広大なEEZにおける海洋安全保障、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害による被害・水不足などの地球規模課題への対応等は喫緊の課題であり、支援の緊急性・重要性は高い。

<取組の方向性>

- ・ 自然災害への脆弱性や地球温暖化に伴う海面上昇への対応等島嶼国特有の課題に加え、再生可能エネルギーの普及、廃棄物処理や水資源管理等多くの島嶼国に共通する課題の解決に向け、島国日本（特に沖縄）の経験を活かした支援を強化。また、重要な交通インフラである空港・港湾等に関する支援を実施。

- ・ これまで太平洋・島サミット等を通じて同地域に対する支援方針を表明してきており、令和3年7月の第9回太平洋・島サミット（PALM9）においては、日本と太平洋島嶼国との間の協力を更に強化し、オールジャパンで積極的に取り組む「太平洋のキズナ政策」を発表。同政策のもと、持続可能で強靱な経済発展の基盤強化を含む5つの重点分野について日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組を、「PALM9 首脳宣言」の付属文書である「共同行動計画」にとりまとめた。
- ・ PNG 電化パートナーシップを始め、当該地域のインフラ整備に日米豪等で協力していくことについて首脳レベルで合意。

・ 中南米

<地域の重要性>

- ・ 中南米地域は、世界有数の資源・食料供給元であり、人口約6.4億人、域内総生産約5.5兆ドルを有し、インフラ市場としても高いポテンシャルを有する。
- ・ 中国の景気減退等による一次産品価格の低下により、資源国の歳入は大幅に低下。これに伴う財政赤字の拡大、税収減等により、インフラ投資向け資金の国外からの調達需要が存在。
- ・ ブラジルやアルゼンチンが加盟するメルコスールは、市場としての魅力が大きいですが、対外的に多くの関税・非関税障壁を抱えるため、我が国企業は現地進出・生産を志向。
- ・ ブラジルのバイオ燃料、パラグアイ及びウルグアイの水力、チリ・アルゼンチンの風力等、脱炭素化に向けたクリーンエネルギー分野における潜在力が大きく、また同分野での日本との協力への関心が高まっている。
- ・ コロンビア、チリ、ペルー及びメキシコが加盟する太平洋同盟は、多角的な自由貿易重視の立場。環太平洋経済圏の一翼として我が国との経済関係はますます緊密化する見込み。
- ・ 中南米及び米国からの資源の輸送ルートとして、パナマ運河のエネルギー安全保障上の戦略的重要性が拡大。

<取組の方向性>

- ・ 既に我が国の技術が導入されている放送分野を足掛かりとした防災 ICT をはじめとする他分野への協力の展開。同地域の発展に伴う交通需要の増加へ対応。
- ・ 過去の無償資金協力により、我が国の橋梁設計・建設技術や道路計画への信頼が醸成されている中米地域では、引き続き我が国の「質の高いインフラ」の導入を進め、かつ地域統合を促進するために中米全体の物流・ロジスティックスマスタープラン

策定を支援。

- ・ 世界第9位の経済大国であるブラジルでは、平成28年10月に日伯で署名したインフラ協力覚書及び日伯インフラ協力会合も活用し、都市鉄道整備・運営事業や医療等、経済発展を支える基礎となる分野でのインフラ輸出を促進。5Gについては、オープンでセキュアなネットワーク構築に係る我が国の知見や技術等を活かした協力を推進。
- ・ チリでは、地震・津波観測システムや地デジを活用した緊急警報放送システム(EWBS)等の防災ICT、医療ICT、ラテンアメリカとアジアを結ぶ大陸間の光海底ケーブル、5G等に関して我が国が有する知見や技術力、ノウハウを活用した協力を推進。
- ・ 地熱資源が豊富であるコスタリカ及びボリビア等に対して、我が国の優れた技術を活かした地熱発電を推進。
- ・ 我が国の技術を活かした都市鉄道整備の協力を推進。具体例として、パナマでは、都市交通（モノレール）事業を推進。
- ・ インフラ整備・更新需要のあるキューバでは、「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援を目的として開催した官民インフラ会議の議論を踏まえ、協力していく。
- ・ 水素等のクリーンエネルギー開発やデジタルインフラ関連の案件について、我が国企業の参画を支援する。
- ・ 中南米で今後予定される5Gの構築において、積極的に協力していく。

(4) アフリカ地域

・ アフリカ

<地域の重要性>

- ・ 新型コロナウイルス感染症がアフリカの経済・社会にも甚大な影響を及ぼす一方で、アフリカ地域は、全般的には、豊富な天然資源・増加する人口を背景にインフラ市場としても高いポテンシャルを有する。
- ・ 経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資及び産業多角化に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ 油価の低迷により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資及び産業多角化に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ ただし、サブサハラ地域は、貧困や治安等様々な課題を抱える国も多く、基礎的社会インフラの確立（地域の平和や安定に資する人材育成・制度整備支援を含む）が重要な課題。また、債務持続可能性にも留意する必要がある。

- ・ また、西アフリカ等におけるエボラ出血熱の流行から得られた教訓や、全世界的に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症等にも鑑み、公衆衛生危機を含む感染症対策と予防・備えの強化、強じんな保健・医療システム構築を通じた UHC の促進が引き続き重要。
- ・ 日本の民間セクター及びアフリカ側の双方から、アフリカにおける民間投資の促進に対する強い期待が寄せられている。TICAD7 では、TICAD6 の 2 倍を超える企業が参加し、TICAD 史上初めて、民間企業を公式なパートナーとして位置づけ、本会合にて日アフリカ官民の直接対話を実施。引き続き、アフリカにおけるビジネス環境改善に努めることが重要。

<取組の方向性>

- ・ 欧州や中国・韓国の競合国と比べて、我が国の企業進出は大きく出遅れている状況にあることから、アフリカ各国に投資環境の改善を働きかけ、企業の関心喚起と進出機会の創出・支援を図りつつ、一つでも多くの成功事例を創出することが重要。
- ・ 我が国のアフリカ外交の基軸である TICAD、日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた定期的な議論の場である「日アフリカ官民経済フォーラム」や「日本・アフリカビジネスフォーラム」、「アフリカ投資フォーラム」及び要人往来の促進等を通じた取組が重要。2019 年 8 月の TICAD 7 で発表した「TICAD 7 における日本の取組」を着実に実施。2022 年 8 月の TICAD 8 も踏まえ、日本企業のアフリカ進出の取組を更に後押ししていく。
- ・ 日本の官民連携の強化策として、インフラを含むアフリカビジネスについて恒常的に情報共有・議論を行う「アフリカビジネス協議会」を令和元年に設立。同年 6 月に開催された第 1 回本会議には、官側の共同議長である世耕経済産業大臣・河野外務大臣（当時）出席の下、民間企業 80 社、22 の関係省庁・政府関係機関等が参加。同協議会の下には、インフラワーキング・グループを含む 5 つのワーキンググループが設置され、各省庁の取組とも連携しながら、効率的な情報収集、アフリカ政府・民間等とのパートナー関係構築、各種支援ツール改善の議論などを推進。
- ・ 我が国企業の進出状況も勘案し、内陸部と沿岸部とを連結させる物流ネットワークの骨格となる国際回廊（ナカラ回廊、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」等）開発による連結性強化への支援と合わせて港湾（ナカラ港、モンバサ港、アビジャン港等）等のインフラと関連産業の一体的な立地を促進。
- ・ 優良種苗や農業機械導入等による農産物生産の拡大と生産コストの低下を進めるとともにフードバリューチェーンの構築を支援。
- ・ 人口や経済規模等から有望な市場となるエジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェ

リアでは、運輸（都市交通、空港等）、エネルギー等にかかる ODA 等を活用したインフラ輸出の促進を図りつつ、中東・アフリカ進出の連携パートナーとしての関係も構築。その他の地域においても、交通需要の高まりに応じた道路、港湾等の整備事業を推進。

- 地熱発電（ケニア、エチオピア等）、太陽光発電・蓄電設備（エジプト）等、本邦技術の活用可能性のある分野を支援。特に、地熱資源が豊富なケニア等に対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。
- サブサハラ地域（ケニア、エチオピア、セネガル等）を中心に、我が国企業による通信インフラ、農業・医療・教育・セキュリティ分野の ICT ソリューションの導入を支援。
- 人材育成・制度整備支援として、ケニアにおける少年司法分野の改善を支援。
- 日本方式の地デジを採用したボツワナ及びアンゴラに対し技術協力等を活用し円滑な移行を支援することで地デジインフラの整備を促進。
- 「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援の観点から、令和元年 8 月に横浜にて開催された TICAD7 に合わせて、アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）、JICA との共催により「第 2 回アフリカ官民インフラ会議」を開催。今後も JAIDA を最大限活用し、トップセールスとも絡めた官民インフラ会議を開催するとともに、定期的な対話の実施、現地におけるネットワーク形成や案件形成支援を更に強化。また、現地でのノウハウ、ネットワークを有し、人材・資機材等の調達に強みを持つパートナー国等との連携を促進。
- 資源関係についても、モザンビーク等東部・南部アフリカ諸国は石油・天然ガス・石炭・鉱物資源のポテンシャルも高いことから、採掘や資源の輸送・利用に必要なインフラ整備・プラント輸出等を図るとともに、人材育成協力を通じたエネルギー・資源分野での関係強化を実施。
- 保健・医療分野については、公衆衛生危機対応及び危機への予防・備えと対応に資する UHC 促進が重要との認識の下、二国間及び多国間支援を通じ、強じんな保健システム構築を支援。また、ヘルスケアや水・衛生・栄養等関連分野における民間セクターの参画・進出を促進するため、TICAD7 においてアフリカ健康構想を提示。同構想の下、政府間の協力覚書をウガンダ、セネガル、タンザニア、ガーナ、ザンビア及びケニアとの間で署名済み。TICAD8 等の国際会合を活用し、アフリカ健康構想における取組を推進する。
- アフリカでは急激な都市化に伴う廃棄物問題が深刻化しており、アフリカ各国と廃棄物分野の知見共有、支援促進を目的として立ち上げた「アフリカのきれいな街」

ラットフォーム」の枠組のもと、廃棄物管理を担う人材育成等の場を活用し、我が国企業のアフリカビジネス拡大に向けた定期的な議論を推進。

- ・ ICTを活用した国民ID基盤等を整備し、アフリカの社会基盤のデジタル化に貢献することで、経済成長、社会の安定化を促進しつつ、戦略的にルール作りに参加することで大企業からスタートアップまで我が国企業進出の機会を拡大。

(5) 先進国等

<地域の重要性>

- ・ 成熟した先進国においても、高度な技術を有する我が国インフラシステムへのニーズは高い。
- ・ 米国はシェール革命により、石油・天然ガス等のエネルギー鉱物資源の輸出国に転換する一方、継続的な資源開発に必要な投資が世界的に大幅に低下しており、資源開発投資を促進することが重要。
- ・ 米国におけるインフラ整備の政策的位置づけは高く、民間のイニシアティブを活用した超電導リニア・新幹線プロジェクトの戦略的重要性を引き続き訴えていくことが必要。
- ・ EUは、世界有数のLNG輸入地域。欧州では流動性の高い天然ガス市場、需給に応じた価格指標、パイプライン等のインフラが発達しており、柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現に向け、引き続き、平成29年7月に署名したLNG協力に関する覚書に基づき、同地域と協力していくことが重要。
- ・ 豪州は、我が国にとって最大のエネルギー供給国の一つであり、エネルギー安定供給上、重要な国。LNGについては、我が国の輸入の約4割をしめており、我が国企業が主導するイクシス LNG プロジェクトの平成30年7月の生産開始等、今後も継続的な取引が見込まれる。また、鉄鉱石、鉛、亜鉛及びレアアース等の鉱物資源も豊富であるとともに、人口増加や都市化の進展に伴う交通や水分野等でのインフラ需要にも期待。

<取組の方向性>

- ・ 発電（原子力、再生可能エネルギー等）、省エネルギー、超電導リニア（北東回廊）、高速鉄道、都市鉄道、医療分野、スマートシティ等の我が国が強みを発揮できる分野でのインフラ輸出を促進し、将来は成功モデルを他地域にも展開。そのため、あらゆる機会をとらえた首脳・閣僚レベルを始めとする働きかけを実施。
- ・ 米国では、平成30年1月に、ワシントンD.C.において、第1回日米インフラフォーラムを開催。その後、具体的なインフラプロジェクトの実施を担う米国の各州と

連携してインフラフォーラムを開催することとし、同年 11 月に第 2 回をインディアナ州において、令和 2 年 2 月に第 3 回をテキサス州において開催。令和 3 年 3 月、バイデン政権下でのインフラ分野における日米協力を促進するため、第 4 回日米インフラフォーラムを連邦運輸省及びインディアナ州と連携してオンラインで開催。新技術・デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートモビリティ・自動運転の実現、効率的なインフラメンテナンスのほか、水素を含む次世代エネルギーの活用に係る知見を共有する場を提供するとともに、具体的な案件形成の促進を図るため、インディアナ州政府と日本企業のマッチングの場をオンラインで提供した。

- ・ エネルギー分野においては、令和 3 年 4 月に合意した日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ及び日米機構パートナーシップに基づき、水素、CCUS/カーボンリサイクル、クリーンエネルギーインフラ、再生可能エネルギー・省エネルギー、革新原子力等における協力を推進。
- ・ 英国では、同国における「ノーザンパワーハウス」構想の最重要施策である HS2 高速鉄道計画について、日本企業の参画に向けた取組を強力に推進。
- ・ 医療・保健分野においては、我が国の医療技術（粒子線治療装置等）の米国最先端医療機関への導入を含め、両国間の医療分野における協力を促進。
- ・ 中・東欧における水処理案件の受注に向けた支援の実施。
- ・ 中・東欧円借款対象国においては、ODA の活用を通じて、我が国の技術への期待も高い環境エネ分野、都市生活分野等でのインフラ整備を実施。
- ・ EU との間では、平成 29 年 7 月、LNG 協力に関する覚書に署名。柔軟かつ透明性の高い LNG 市場形成に向けた連携を強化。
- ・ 豪州では、有力な豪州企業とコンソーシアムを組むことが PPP 市場参画には不可欠であり、これら企業と我が国企業のネットワーク促進のため、平成 28 年 7 月、平成 29 年 2 月、平成 30 年 7 月の 3 回に亘り、「日豪インフラ関連企業ネットワーク会合」を開催。資源権益の確保や我が国が強みを発揮できる分野（LNG プラントや準天頂衛星等 G 空間（地理空間・位置）情報技術を利活用した ICT システム等）でのインフラ輸出の促進。また、インフラ整備に関する 15 年計画を踏まえ、交通分野について、日豪交通次官級会合を開催し、都市鉄道・高速鉄道に関する資金調達手法、公共交通の利用促進策等について情報共有を図る。また、独立行政法人都市再生機構（UR）及び他民間各社等が平成 30 年にニューサウスウェールズ州との間で西シドニー新空港周辺地区における技術協力等に係る覚書を締結し、令和元年 10 月には UR が同州西シドニー空港都市局とアドバイザー契約を締結したことを受け、官民一体となって同地域のマスタープランへの助言や日本企業の進出を図る。

- ・ エネルギー分野においては、相手国のエネルギー政策に応じて LNG、水素等の協力を推進。

略称一覧

略称	正式名称
ADB	アジア開発銀行 (Asian Development Bank)
AI	人工知能 (Artificial Intelligence)
AOTS	一般財団法人海外産業人材育成協会 (The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships)
APEC	アジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation)
AMED	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (Japan Agency for Medical Research and Development)
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of/Southeast Asian Nations)
CCUS	二酸化炭素回収・利用・貯留 (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)
DFFT	データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト
DX	デジタル・トランスフォーメーション
EBPM	証拠に基づく政策立案 (Evidence-based Policy Making)
EPC	設計・調達・建設 (Engineering, Procurement, Construction)
ERIA	東アジア ASEAN 経済研究センター (Economic Research Institute for ASEAN and East Asia)
ESG	環境、社会、ガバナンス (Environment, Social, Governance)
EU	欧州連合 (European Union)
FOIP	自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo-Pacific)
F/S	実現可能性調査 (Feasibility Study)
GCF	緑の気候基金 (Green Climate Fund)
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology)
IFC	国際金融公社 (International Finance Corporation)
IoT	モノのインターネット (Internet of Things)
ISO	国際標準化機構 (International Organization for Standardization)
ITS	高度道路交通システム (Intelligent Transport Systems)
JASCA	日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会 (Japan Association for Smart Cities in ASEAN)
JCM	二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism)
JV	共同企業体 (Joint Venture)
KPI	重要成果指標 (Key Performance Indicators)

略称	正式名称
LNG	液化天然ガス (Liquefied Natural Gas)
M/P	マスタープラン
M&A	合併と買収 (Mergers and Acquisitions)
MaaS	モビリティ・アズ・ア・サービス
MDBs	国際開発金融機関 (Multilateral Development Banks)
MIGA	多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency)
MoU	協力協定 (Memorandum of Understanding)
NEDO	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (New Energy and Industrial Technology Development Organization)
NICT	国立研究開発法人情報通信研究機構 (National Institute of Information and Communications Technology)
O&M	運営及び維持管理 (Operation and Maintenance)
ODA	政府開発援助 (Official Development Assistance)
OECD	経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development)
OOF	ODA 以外の公的資金 (Other Official Flows)
OS	オペレーティングシステム
PPP	官民パートナーシップ (Public Private Partnership)
SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)
SPC	特別目的会社 (Special Purpose Company)
STEP	本邦技術活用条件 (Special Terms for Economic Partnership)
STI	科学技術・イノベーション (Science, Technology and Innovation)
TICAD	アフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African Development)
UHC	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	国際連合開発計画 (United Nations Development Programme)
WHO	世界保健機関 (World Health Organization)
5G	第5世代移動通信システム (5th Generation)

特に、第3章具体的施策集の<>中において用いられる府省庁名の略称は、以下のとおりである。

略称	府省庁名	
経協	内閣官房	副長官補室別室（経協インフラ担当）
健康・医療		健康・医療戦略室
NISC		内閣サイバーセキュリティセンター
科技	内閣府	政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
防災		政策統括官（防災担当）
知財		知的財産戦略推進事務局
宇宙		宇宙開発戦略推進事務局
PPP/PFI		民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）
金融		金融庁
総務		総務省
法務	法務省	
外務	外務省	
財務	財務省	
文科	文部科学省	
厚労	厚生労働省	
農水	農林水産省	
経産	経済産業省	
国交	国土交通省	
環境	環境省	
JBIC	株式会社国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation）	
JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）	
JICA	独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）	
JICT	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services）	
JOIN	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development）	
JOGMEC	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（Japan Oil, Gas and Metals National Corporation）	
NEXI	株式会社日本貿易保険 （Nippon Export and Investment Insurance）	